

長与町地域防災計画

令和 7 年 5 月
長与町防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1節 計画の目的	3
第2節 長与町の概況	4
第3節 長与町の気象と災害の記録	6
第4節 長崎県の地震・津波の想定	8
第5節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	23
第2編 基本計画編	28
第1章 災害予防計画	29
第1節 防災知識普及計画	29
第2節 防災訓練計画	31
第3節 自主防災活動計画	33
第4節 消防団の育成強化	35
第5節 民間防災組織の確立	36
第6節 防災業務施設及び備蓄物資の整備計画	37
第7節 避難地避難路の整備計画	38
第8節 災害危険区域予防計画	39
第9節 火災予防計画	41
第10節 危険物等災害予防計画	42
第11節 都市災害予防計画	43
第12節 建築物災害予防計画	44
第13節 道路災害予防計画	47
第14節 緊急輸送活動体制の整備	48
第15節 医療・保健に係る災害予防対策	50
第16節 応急救助等における防災体制の整備	52
第17節 要配慮者・避難行動要支援者に係る災害予防計画	54
第18節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画	58
第19節 相互応援体制の確立	59
第20節 コンピューターの安全対策計画	60
第21節 防災営農指導計画	61
第22節 原子力災害予防計画	62
第23節 竜巻・突風災害予防計画	63
第24節 雪害予防計画	65
第25節 帰宅困難者対策計画	66
第26節 業務継続計画 (B C P)	67
第2章 災害応急対策計画	68
第1節 組織計画	68
第2節 動員計画	76
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	78
第4節 労務供給計画	83
第5節 隣保互助民間団体要請計画	84
第6節 気象予警報等の伝達計画	85

第7節	通信施設利用計画	92
第8節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	94
第9節	災害広報計画	96
第10節	広域応援活動計画	97
第11節	社会秩序を維持する活動計画	100
第12節	都市災害応急対策計画	102
第13節	水防計画	103
第14節	土石流予警報装置との連絡体制	106
第15節	消防計画	107
第16節	危険物災害応急対策計画	110
第17節	救助法の適用に関する計画	112
第18節	避難計画	114
第19節	救出計画	122
第20節	遺体搜索及び収容埋葬計画	123
第21節	食料供給計画	124
第22節	衣料品及び生活必需品供給計画	125
第23節	給水計画	126
第24節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	127
第25節	障害物の除去作業	128
第26節	義援金品受付配分計画	129
第27節	医療助産計画	130
第28節	防疫計画	131
第29節	災害廃棄物処理計画	133
第30節	輸送計画	134
第31節	交通応急対策計画	136
第32節	文教応急対策計画	139
第33節	電力施設災害応急対策計画	141
第34節	ガス施設災害応急対策計画	143
第35節	水道施設災害応急対策計画	144
第36節	公共下水道施設災害応急対策計画	145
第37節	公衆電気通信施設災害応急対策計画	146
第38節	鉄道施設災害応急対策計画	147
第39節	海上災害応急対策計画	149
第40節	原子力災害応急対策計画	152
第41節	要配慮者・避難行動要支援者に係る対策計画	154
第42節	公共土木施設災害応急対策計画	156
第43節	漂流油による沿岸汚染対策	158
第44節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画	159
第45節	自発的支援の受け入れ計画	160
第3章	災害復旧計画	161
第1節	災害復旧事業の促進	161
第2節	金融その他の資金対策	162
第3節	被災者の生活確保に関する計画	163
第4節	激甚災害の指定に関する計画	164
第3編	震災対策編	169

第1章 震災予防計画	170
第1節 防災知識普及計画	170
第2節 地震防災訓練計画	170
第3節 自主防災活動計画	171
第4節 消防団の育成強化	171
第5節 民間防災組織の確立	171
第6節 都市災害予防計画	171
第7節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画(第5次計画)	172
第8節 防災業務施設及び備蓄物資の整備計画	172
第9節 避難地避難路の整備計画	173
第10節 災害危険区域予防計画	174
第11節 火災予防計画	174
第12節 建築物災害予防計画	174
第13節 緊急輸送活動体制の整備	175
第14節 医療・保健に係る災害予防対策	175
第15節 応急救助等における防災体制の整備	175
第16節 要配慮者・避難行動要支援者に係る災害予防計画	175
第17節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画	175
第18節 相互応援体制の確立	175
第19節 コンピューターの安全対策計画	176
第20節 帰宅困難者対策計画	176
第21節 業務継続計画(BCP)策定計画	176
第2章 震災応急対策計画	177
第1節 組織計画	177
第2節 動員計画	185
第3節 自然災害派遣要請計画	187
第4節 労務供給計画	187
第5節 隣保互助民間団体要請計画	187
第6節 地震・津波情報伝達計画	187
第7節 通信施設利用計画	205
第8節 災害情報収集及び被害報告取扱計画	205
第9節 災害広報計画	205
第10節 広域応援活動計画	205
第11節 社会秩序を維持する活動計画	205
第12節 災害の拡大防止活動	206
第13節 消防計画	208
第14節 危険物災害応急対策計画	208
第15節 救助法の適用に関する計画	208
第16節 避難計画	208
第17節 救出計画	208
第18節 遺体搜索及び収容埋葬計画	209
第19節 食料供給計画	209
第20節 衣料品及び生活必需品供給計画	209
第21節 給水計画	209
第22節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	209

第23節	障害物の除去作業	209
第24節	義援金品受付配分計画	209
第25節	医療助産計画	210
第26節	防疫計画	210
第27節	災害廃棄物処理計画	210
第28節	輸送計画	210
第29節	交通応急対策計画	210
第30節	文教応急対策計画	210
第31節	電力施設災害応急対策計画	210
第32節	ガス施設災害応急対策計画	211
第33節	水道施設災害応急対策計画	211
第34節	公共下水道施設災害応急対策計画	211
第35節	公衆電気通信施設災害応急対策計画	211
第36節	鉄道施設災害応急対策計画	211
第37節	要配慮者・避難行動要支援者に係る対策計画	211
第38節	公共土木施設災害応急対策計画	211
第39節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画	212
第40節	自発的支援の受け入れ計画	212
第3章	震災復旧計画	213
第1節	災害復旧事業の促進	213
第2節	金融その他の資金対策	213
第3節	被災者の生活確保に関する計画	213
第4節	激甚災害の指定に関する計画	213

用語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

1. 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
3. 県防災計画 長崎県地域防災計画
4. 町防災計画 長与町地域防災計画
5. 県本部 長崎県災害対策本部
6. 県地方本部 長崎県災害対策地方本部
7. 町本部 長与町災害対策本部
8. 町現地本部 長与町現地災害対策本部
9. 町本部要員 長与町災害対策本部の要員

第1編 總 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、長与町の地域にかかる災害対策に関して、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災の推進を図り、防災の万全を期するものとする。

1. 本町地域の地勢と災害記録及びその特性並びに防災に関し、本町及び本町地域を管轄する指定地方行政機関等関係機関の処理すべき事務または業務の大綱
2. 防災教育及び訓練、防災組織の整備、防災施設及び物資等の整備並びに各種災害の予防計画
3. 災害に関する情報の収集及び伝達、注意報・警報または気象情報の発令及び伝達、避難、消防、水防、救助、防疫その他の災害応急対策計画
4. 災害復旧に関する計画
5. その他必要な計画

第2節 長与町の概況

1. 位置・地勢

本町は、長崎市の北西およそ10kmの地点にあって、北東は諫早市に、南東は長崎市、西は時津町に接しており、東西約8km、南北約12km、面積28.73km²である。

諫早市に接する町の北東部は、琴の尾岳(451.4m)を含む300~400mの山岳地があつて、西は崎野鼻から南にのびる50~150mの小丘陵が連なり、南は150~400mの山で、三方を囲まれ、北は大村湾に面して岬や入江をなしている。

交通は、町南部を東西にJR九州長崎本線が通り、長与・本川内・道ノ尾・高田の各駅がある。道路は大村湾沿いを国道207号線が走り、JR九州長崎本線に沿って主要地方道長崎一多良見線が通っている。

地理上の位置

方位	地名	座標	方位	地名	座標
極東	平木場郷	東經 129° 55' 37" 北緯 32° 49' 03"	極南	高田郷	東經 129° 52' 05" 北緯 32° 47' 39"
極西	高田郷	東經 129° 50' 56" 北緯 32° 48' 37"	極北	岡郷	東經 129° 51' 34" 北緯 32° 53' 38"

2. 地質

長与町地域に分布する岩層の最下部は古第三紀層に属し、石炭も含み矢上層に属している町北部では塩床海岸に砂岩層が露出し、南西方向に10~12°傾斜しておりこの岩石層は地下に広く伏在し、その延長は長与町中央部の丸田・吉無田・三根・平木場の丘陵地に露出する古第三紀層に連絡している。

古第三紀層はさらに最深部から長与層、山口層、洗切層、平木場層に大別され、各層はそれぞれ200~400mの厚みをもって接しており、各層間の関係はすべて整合である。長与層は含炭砂岩層であつて上部にいくに従って粒度を増している。三根・吉無田地域に露出した石炭も見受けられる。山口層は泥岩層であり、この中には貝化石を含み主に吉無田郷・三根郷に分布している。洗切層は砂岩層になっており化石を含み、洗切から南部にかけて吉無田郷の南部まで広く分布している。最上部の平木場層は泥岩からなり、貝化石・有孔虫の化石を含み、平木場郷の南部に分布している。

第三紀層の岩石は、一般に上部になるにつれて固結度が低くなるとともに含水量が多くなり破壊しやすくなる。第三紀層の上部に火山角礫岩(集壊岩)が発達しており、角礫岩層は水の通路となっていることが多い。

火山角礫は全体に白っぽい色を呈し比較的柔らかく、塩床、馬込、丸田岳の麓、稗の岳の麓、枯木尾、隠川内、山田一帯に分布して、丸田岳・稗の岳の麓のがけは絶景を呈して、見る人に景観を与えている。輝石安山岩は青灰色を呈した堅硬な岩石であり本岩は俗に鉄平石と呼ばれ著しく板状節理に富む部分があり、堂崎、塩床及び開拓地において典型的なものが見られる。輝石安山岩は堂崎、塩床、琴ノ尾岳、丸田岳、猪見岳などにおいて見受けられる。皆前、内園、東高田一帯には白色の流積岩が分布し風化現象も著しい。

本町北部道ノ尾水源地周辺の火山岩類は第三紀層の上に被覆したものか、あるいは陥入したものか明確ではない。

高田変電所・道ノ尾付近には、変朽安山岩（粒状安山岩）が広がり、高田越には閃綠岩、日当野一帯には玢岩の分布が見受けられる。道ノ尾水源地の北部一帯にはこちこちになった岩石があり、平木場層の泥岩が変質したものではないかともいわれているが明確ではない。そしてこの中に幾条もの脈が東西にのび、風化現象が著しいけれども、この岩石はあるいは花崗閃綠岩ではないかと議論されているがこれも明確ではない。

資料編：長与町の地質図

第3節 長与町の気象と災害の記録

1. 長与町の気候

(1) 概要

本町の北端に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約17°Cで一般的に温和な気候である。風は冬期の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均2.3m程度の風速にすぎない。

本町の四季の移り変わりをみてみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天気も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。

春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンがはじまる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は35°Cを超えることもしばしばある。7、8、9月は台風時期となり、年によっては大きな被害を受けることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝の冷え込みも強く、11月に入ると初霜が降りる。やがて秋の好天も終わりごろになると西高東低の冬型気圧配置となり、曇りの日が多く、あられやにわか雪が多くなって日本海側気候となる。しかし、積雪が20cmを超えることは極めてまれである。

(2) 降水量

降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。令和2年から令和6年までの統計により長崎地方気象台における月別降水量をみると資料編のとおりである。

資料編：月別降水量 (mm)

日別降水量の記録では、長与町役場に設置した雨量計で昭和57年7月23日の477mmがこれまでの最高で、時間最大雨量(19:00~20:00)が187mmでわが国観測史上第1位の驚異的降水量を記録している。

(3) 強風

風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均2.3mにすぎない。

北西の季節風の最盛期は12月下旬から3月上旬までである。また、3月中旬の黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

(4) 梅雨と大雨

平年の梅雨入りは6月4日頃、梅雨明けは7月19日頃で、この間に年間降水量のおよそ33%にあたる630mmほどの雨が降る(長崎地方気象台における観測値)。もっとも、梅雨入り、梅雨明けも年によってかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間で最も大雨の降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による大きな災害は、その多くが梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和57年の長崎大水害である。

(5) 低気圧

冬から早春にかけては、且降水量100mmを超えるような大雨はほとんどないが、3月下旬から10月までは低気圧の接近・通過により大雨が降ることがある。このように大雨をもたらす低気圧は、活動が活発な前線を伴っていることが多い。

日本海にある低気圧から延びる前線の影響で、雷を伴った強雨が降ることがある。

(6) 台風

長崎県を中心として九州北部付近を通過し、県内のどこかに災害をもたらした台風は、主に7、8、9月の3ヶ月に襲来している。しかし、実際に被害が発生するのは1年に1~3個となっている。

なお、台風の主な経路を大別すると、次のとおりである。

- ア 九州南西海上から本県に上陸するか、または九州西海上を北上して五島付近を経て対馬海峡へ
- イ 鹿児島付近へ上陸後、九州を縦断
- ウ 九州の東側を北上

ウ のコースでは風雨とも本県への影響は少ないが、イ のコースでは九州本土に上陸して衰弱することがあるが、台風の中心までの距離や強さ、大きさなどにより災害を受けることが多い。ア のコースで来る場合が最も悪い条件を備えており、大きな災害につながるおそれが多いので気象情報に警戒しなければならない。

資料編：過去10年間の気象観測記録（年別値）

令和6年の気象観測記録（月別値）

長崎における日最大瞬間風速第5位までの台風経路

(7) 災害の記録

- ア 過去の主な災害発生状況

本町における過去の主な災害発生状況は、資料編に示すとおりであるが、本町は台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法に基づく台風常襲地帯に指定されており、台風や豪雨による被害が多い。特に梅雨期及び台風時期には降雨による山崩れ、がけ崩れ、道路の損壊などの災害の発生頻度が高い。

昭和57年7月23日の「7.23長崎大水害」では甚大な被害を受け、災害救助法が適用された。

資料編：過去の主な災害発生状況

7・23長崎大水害時の長与町被害状況

7・23長崎大水害時の自治会別被害状況

第1図 57年7月10日～24日 1日降水量

第2図 57年7月23日15:00～24日11:00 毎時間降水量

(8) 火災発生の状況

- ア 大火発生状況

戦後の大火としては、昭和48年の長与中学校火災が上げられるが、その他では大火に至った記録はない。

- イ 最近の火災の状況

本町の最近発生する火災の状況は、建物火災と林野火災が大半を占めているが大火には至っていない。

しかしながら、家屋や店舗の密集地も多く、また近年高層建物も増え状況によっては大火になるおそれがある。

資料編：過去10年間の火災発生の状況

第4節 長崎県の地震・津波の想定

長崎県は、平成7～9年度に策定した県内における地震動想定の見直しを行うため「長崎県地震発生想定検討委員会」(当時)を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となるおそれのある活断層の選定、及びその震源特性の評価を行い、震度、被害範囲、津波発生の可能性等について検討を行った。

また、「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」の発生を受け、「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」は、平成23年3月11日の長崎県地域防災計画の見直しの前提となる想定する地震津波について、平成17年度に実施した長崎県地震等防災アセスメント調査(以下「平成17年度アセスメント」という。)を検証するとともに、それを補足するものとして本県に影響があると想定される海溝型地震等について検討した。

さらに長崎県では、平成26年3月31日に、これまでの県独自の調査結果や内閣府から公開された南海トラフの巨大地震調査報告等を踏まえ、「最大クラスの津波」に対する長崎県津波浸水想定を作成・公表している。

以下に、それぞれの審議結果について記載する。

第1 長崎県における地震動想定の見直しについて(審議結果)

1. はじめに

平成7年1月17日に発生し、震度7を記録した兵庫県南部地震(M7.3)による阪神・淡路大震災は、死者・行方不明者6,436名に達する大惨事となつたが、地震による被害に対する関心の高まりとともに全国的な地震対策の不備が指摘され、「地震防災対策特別措置法」の制定をはじめ、地震基準の見直し等、関係法規の見直し等が進められた。

他方、当時の地方自治体においては地域防災計画に大規模地震による被害を想定していないところが多く、その見直しのため基礎となる地震動、被害の想定が必要となつた。

長崎県においても「長崎県地震等災害対策専門家会議」が設置され(平成7年6月12日)、被害地震発生確率の高い地域とその最大規模、震度、被害範囲、津波の影響等について検討し、その結果を踏まえ、平成8～9年度に実施された「地震等防災アセスメント事業」及び同事業調査委員会の検討により、具体的な震度予測及び被害予測結果が取りまとめられた。(「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」平成10年3月)

その後、県内に被害を及ぼす地震の発生はなかつたが、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震(M6.8)、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震(M7.0)など、それまで想定されていなかつた地域で相次いで被害地震が発生し、福岡県西方沖地震では県内において人的、物的被害が生じたことから、全国どこにおいても地震は発生しうるという認識により地震等防災対策を見直すことが急務となつた。

一方、平成14～16年度に実施された長崎県の「雲仙活断層群調査」により雲仙活断層群の活動性に関する多くの情報が得られたこと、震度予測、被害予測に関する技術的進歩により詳細な検討が可能となつたことから、震度予測及び被害予測について見直しを行い、地域防災計画に反映させることとした。

2. 長崎県の活断層

平成10年度から文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業により全国の主要な98活断層の調査が実施され、長崎県においても同事業により平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されている。

同調査では、陸域及び海底において確認される雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁

東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分しており、海底においては橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認している。

「新編日本の活断層」（1991 活断層研究会編）によれば、このほか県内に活断層であることが推定されるものとして、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保北部、壱岐南部に存在することが指摘されている。

3. 過去の被害地震

長崎県の主な被害地震の状況を整理したものが表-1である。

主な被害地震の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺である。その他、長崎県周辺で発生した規模の大きい浅い地震によって被害を受けることがあるほか、四国沖から紀伊半島付近を震源域とする巨大地震でも被害が生じている。

1700年4月の壱岐付近のM7の地震では、壱岐で家屋倒壊が多かった。1791年12月の島原半島付近の地震では、小浜で家屋倒壊により2人が死亡している。1792年5月の島原半島付近のM6.4の地震では、この地震が引き金となって古い溶岩ドームの眉山の一部が大崩壊し、有明海にまで達し大津波を発生させ、有明海沿岸に甚大な被害を及ぼした。1922年12月の島原半島付近のM6.9、6.5の地震では、島原半島南部や西部を中心に合わせて死者26人など大きな被害が生じた。

2005年3月福岡県西方沖地震（M7.0）では、壱岐市で負傷者2人、住宅全壊（全焼）1棟ほかの被害が発生した。

4. 地震発生状況

気象庁によって全県的な地震観測データが記録されるようになった1919年（大正8年）以降に長崎、雲仙岳、佐世保、福江、平戸、厳原の各気象官署で観測された震度1以上の地震の発生回数をまとめたものが表-2である。気象官署で震度5以上を記録しているのは雲仙岳のみである。なお、2002年7月29日からは地震観測点が増え、それ以降では、2005年3月20日の福岡県西方沖の地震により、壱岐市で震度5強を観測している。また、平成28年（2016年）熊本地震の一連の地震活動では、長崎県内の最大の震度は南島原市で震度5強であった。

図-1は長崎県周辺のM6以上の震央分布図である。1925年3月の天草灘のM6.0の地震が発生して以降、2005年3月の福岡県西方沖のM7.0の地震が起きるまで、M6.0を超える地震はなかったが、平成28年（2016年）熊本地震の一連の地震活動で最大M6.5（4月14日）、M6.4（4月15日）、M7.3（4月16日）と3回の地震が発生した。

長崎県内で震度4以上を観測した地震の震源のほとんどは雲仙岳付近に集中しているが、これらの多くは1984年の猿葉山東麓（千々石）を震源とする一連の群発地震によるものである。

5. 県内に発生する被害地震の想定

本委員会では、長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」など、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選択した。

- (1) 過去の調査等で活断層であることが確実なもの、及び推定されるもの。
- (2) 断層の延長が10km以上のもの。（M6.5以上の震源となりうるもの。）
- (3) その他、活断層の活動状態等を考慮。

上記の基準により県内及び周辺の活断層として、次のものを選定した。
(県内)

雲仙活断層群

雲仙地溝北縁断層帯 M7.3 断層の長さ31km

雲仙地溝南縁東部断層帯 M7.0 断層の長さ21km

雲仙地溝南縁西部断層帯 M7.2 断層の長さ28km

(東部断層帯、西部断層帯が連動した場合は M7.7 断層の長さ49km)

島原沖断層群 M6.8 断層の長さ 14km

橘湾西部断層帯 M6.9 断層の長さ18KM

大村-諫早北西付近断層帯 M7.1 断層の長さ22km

(県外)

布田川・日奈久断層帯 (熊本県) M8.0 断層の長さ74km

警固断層系 (福岡県) M7.2 断層の長さ26km

各活断層の位置は、図-3「震源となる活断層の位置図」のとおりである。

以上をもとに本委員会では、長崎県地震等防災アセスメント調査委員会（平成17年9月12日設置）との合同で、県内の地震予測について検討した。

想定した各活断層別に県内全域を250mメッシュで区分した震度予測が取りまとめられたが、これとともに震度を示したものが図-4～12、及び表-4～6である。

県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動する場合であるが、この場合は島原半島、諫早・大村地区で震度5強～震度6強、長崎、西彼半島南部で震度4～6強が予測され、一部、地盤が軟弱な場所では震度7となることが予測される。

なお、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、県内全域で、震度6弱～6強が予測される。（図-13）

6. 地震津波

過去において県内に影響を及ぼした最大の地震津波は、1707年に紀伊半島沖で発生した宝永地震 (M8.4) によるもので、これ以外に津波被害の記録は残されていない。

なお、1792年の地震に連れて有明海で大津波が発生したが、これは地震により誘発された島原の眉山の崩壊によるもので、地震により発生したものはない。

また、1960年のチリ地震津波 (Mw9.5*) では、全振幅（波高）が長崎湾の大波止230cm、女神160cm、深堀96cmを記録しているが、これは長崎港の特徴的振動現象である周期40～50分の「あびき」現象を誘発し、増幅されたものである。

これらのほか、対馬市周辺では1983年日本海中部地震 (M7.7) と1993年北海道南西沖地震 (M7.8) で微少津波が観測されているが、被害は発生していない。

以上のとおり県内の被害の例は少ないが、島しょ、半島が多く、長い海岸部を持つ長崎県は、津波に対する防災を検討しておく必要がある。

* チリ地震津波の規模は、モーメントマグニチュード (Mw) で表示した。

表-1 長崎県における主な被害地震

西暦(和暦)	地域名	地震規模M	被害中心地	被害の概要
1657. 1. 3 (明暦2. 11. 19)	長崎		長崎	家屋一部損壊
1700. 4. 15 (元禄13. 2. 26)	壱岐・対馬	7.0	壱岐・対馬	石垣・墓石・家屋倒壊
1725. 11. 8-9 (享保10. 10. 4-5)	肥前・長崎	6.0	平戸・長崎	諸所破損多し
1730. 3. 12 (享保15. 1. 24)	対馬		対馬	諸所破損多し
1791. 12. 5 (寛政3. 11. 10)	雲仙岳		小浜	家屋倒壊・死者2人
1792. 4. 21-22 (寛政4. 3. 1-2)	雲仙岳 (三月朔地震)		島原・小浜・森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊

西暦(和暦)	地域名	地震規模M	被害中心地	被害の概要
1792. 4. 25 (寛政4. 3. 5)	雲仙岳		森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
1792. 5. 21 (寛政4. 4. 1)	雲仙岳 (島原大変)	6. 4	島原	石垣崩壊・眉山大崩壊・大津波・死者1.5万人
1808. 8. 2 (文化5 閏6. 11)			五島	石垣・石塔崩壊
1828. 5. 26 (文政11. 4. 13)	長崎	6. 0	天草・長崎・五島	出島周辺崩壊数箇所 石仏転倒
1866. 5. 14 (慶応2. 3. 30)			千々石	各所の損壊
1915. 7. 20/21 (大正4. 7. 20/21)	喜々津地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊
1922. 12. 8 (大正11. 12. 8)	千々石湾 (島原地震)	6. 9 (01時49分)	北有馬	家屋倒壊・死者23人 煙突倒壊、水道管破裂
		6. 5 (11時02分)	小浜	家屋倒壊・死者3人
1951. 2. 15 (昭和26. 2. 15)	島原半島地方	5. 3	千々石	地割れ
1984. 8. 6 (昭和59. 8. 6)	島原半島地方	5. 7 (17時30分)	小浜・千々石	家屋一部損壊・石垣墓石倒壊
		5. 0 (17時38分)		
2005. 3. 20 (平成17. 3. 20)	福岡県西方沖	7. 0	壱岐	負傷者2人、住家全壊1棟。住家一部破損16棟ほか
2016. 4. 14-16 (平成28. 4. 14-16)	熊本県熊本地方	最大7. 3 (01時25分)	南島原・島原・雲仙・諫早	家屋一部破損、崖崩れ、ブロック塀倒壊

地震規模M：新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、1996年）による。

ただし、1951年以降は気象庁資料。

資料編：表－2 長崎県内気象官署震度1以上の地震回数
図－1 長崎県周辺のM6以上の地震 長崎地方気象台資料
図－2 長崎県内で震度4以上を観測した地震の震央分布図
表－3 長崎県内震度4以上の震源リスト

図-3 震源となる活断層の位置図

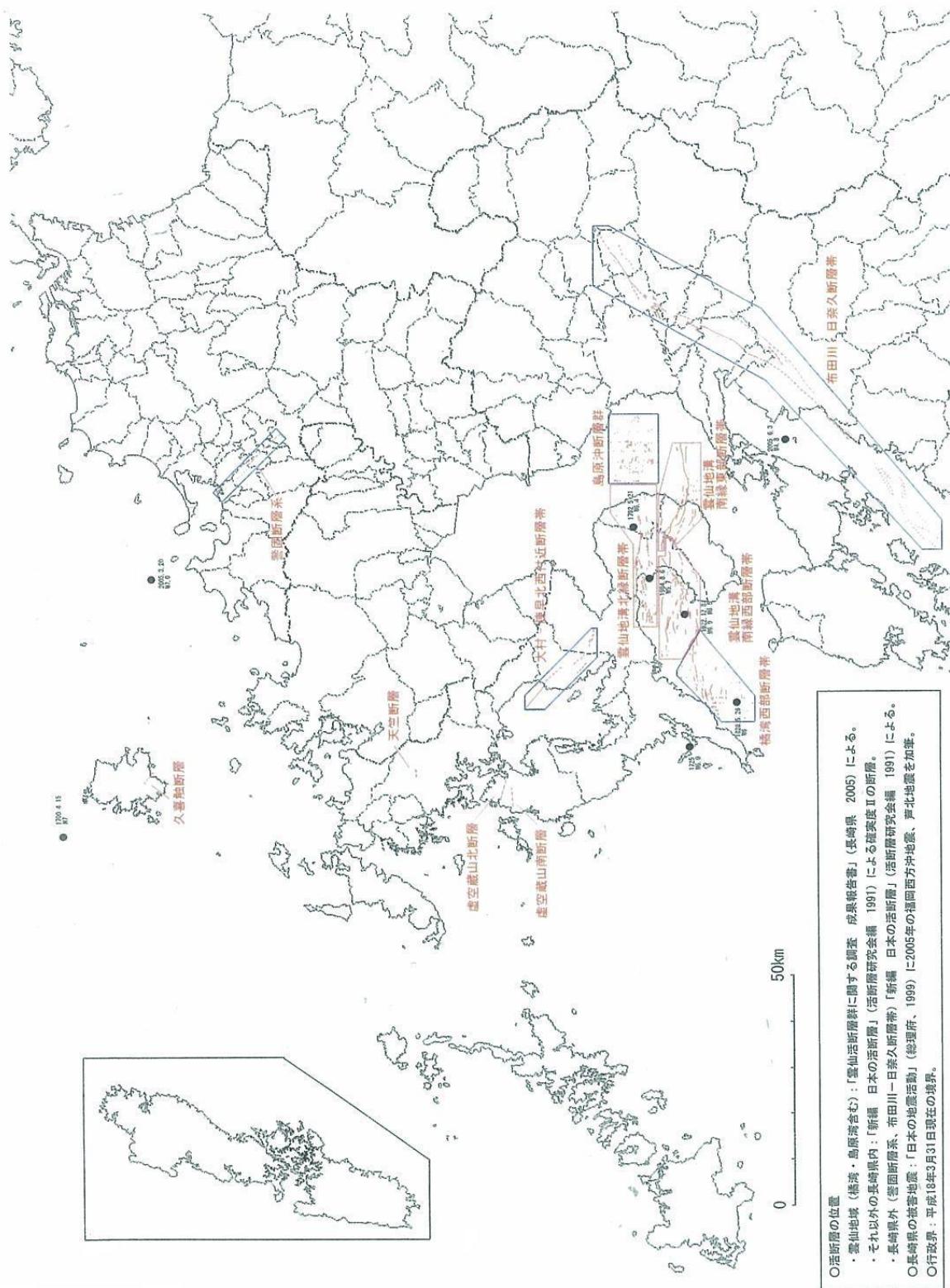


表-4 長崎県内の地区震度予測①

地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層(県内)による震度予測						
		雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯	雲仙地溝南縁西部断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村一諫早北西付近断層帯
		地震規模 M7.3	地震規模 M7.0	地震規模 M7.2	地震規模 M7.7	地震規模 M6.8	地震規模 M6.9	地震規模 M7.1
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度4~6弱	震度3~5弱	震度4~6強	震度4~6強	震度3~4	震度4~6弱	震度4~6弱

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所で一部震度7となることが予測される。

表-5 長崎県内の地区別震度予測②

地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層(県外)による震度予測		県内全域でM6.9の震源を想定した場合の震度予測
		布田川・日奈久断層帯 (熊本県)	警固断層帯 (福岡県)	
		地震規模 M8.0	地震規模 M7.2	
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度4~5弱	震度3~4	震度6弱~6強

表-6 長与町の震度の範囲(県内の活断層による地震)

想定地震	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村一諫早北西付近断層帯
地震規模	地震規模 M7.3	地震規模 M7.7	地震規模 M6.8	地震規模 M6.9	地震規模 M7.1
長与町	震度5強	震度5強~6弱	震度4	震度5弱~5強	震度5強~6弱

資料編：地表における推計震度分布

第2 長崎県地域防災計画見直し検討委員会による海溝型地震津波想定に関する報告(案)抜粋

1. はじめに

「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」は、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」の発生を受け、長崎県地域防災計画の見直しの前提となる想定する地震津波について、平成17年度に実施した長崎県地震等防災アセスメント調査(以下「平成17年度アセスメント」という。)を検証するとともに、それを補足するものとして本県に影響があると想定される海溝型地震等について検討したものである。

平成17年度アセスメントでは、平成16年10月23日の「新潟県中越地震」や平成17年3月20日の「福岡県西方沖地震」などの発生を受け、「長崎県地震発生想定検討委員会(平成17年4月27日設置)」により設定された9つの活断層による震度、被災範囲、津波発生の可能性などについて検討を行った。

今回は、「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」のように大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果などの新たな知見を加えて、国において、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海地震の連動や震源域の規模拡大等が議論されている現状を踏まえ、海溝型地震を中心に地震津波が本県にどのような影響を与えるか検討を行った。

この検討委員会は、平成23年8月10日立ち上げ、平成24年2月13日までに4回開催した。

2. 設定断層モデル（四連動モデル（東海・東南海・南海・日向灘）（Mw9.0））

想定する震源は、中央防災会議（2003）による東海地震・東南海地震・南海地震の「3連動」の場合の震源域を基本としたが、太平洋沿岸各地における最近の津波堆積物調査により、南海トラフにおける最大級の津波の到達範囲や高さについては、従来の「3連動」型地震では説明しきれないとされつつある。

そのため、「3連動」の震源域に加え、南西側の「日向灘」の震源域を追加し「4連動」に拡大した震源を設定した。

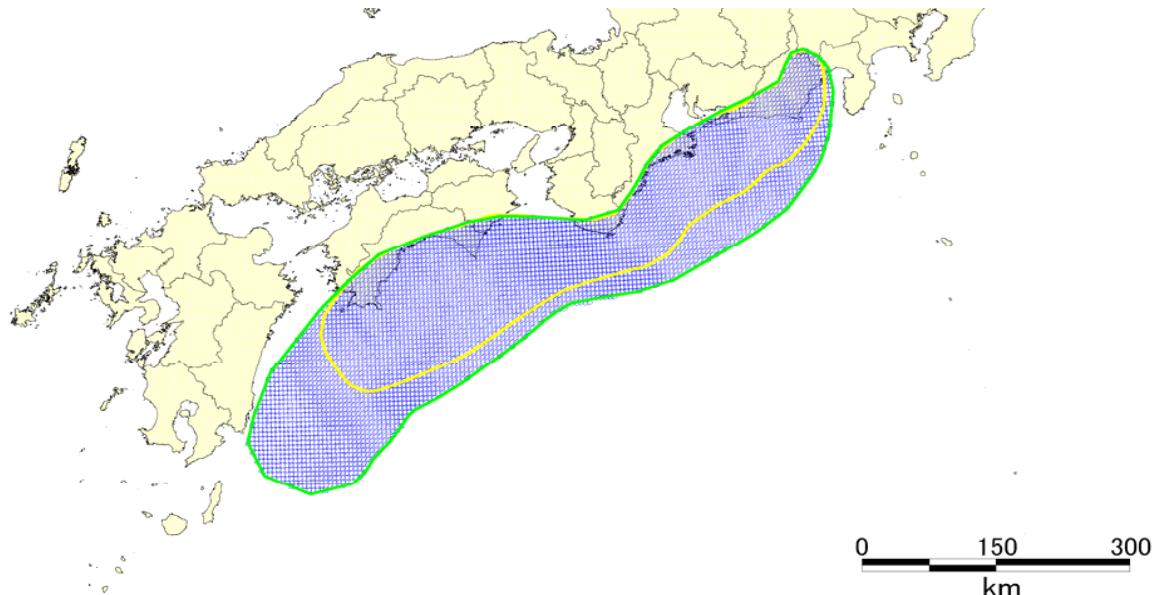
【設定した断層モデル】

地震の規模（モーメントマグニチュードMw）：9.0

断層面積： $1.14 \times 105 (\text{km}^2)$ 、要素断層の大きさ： $5\text{km} \times 5\text{km}$

要素断層数：約4,300、要素断層のすべり量：平均8.51m

四連動モデル（東海・東南海・南海・日向灘）（Mw9.0）断層配置図



3. 計算結果

(1) 計算結果の整理項目

各想定地震の津波シミュレーションを実施し、以下の6項目について結果整理を行った。

最大水位・最大津波高	再現計算時間内において、最大となる津波の水位を東京湾平均海面（T.P.）を基準として求めた。また、地震による地盤の隆起沈降を考慮して、「最大水位（初期潮位基準）－地震による地盤の隆起沈降量」を最大津波高とした。ここで、隆起は「+」、沈降は「-」である。
津波の到達時間	津波の到達時間については、次の2項目について結果整理を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・津波の到達時間（水位変化が±20cm以上となる時間） ・最大波の到達時間
時刻歴波形（長崎港、佐世保港）	長崎港及び佐世保港の算出地点における水位変動について、地震発生時を時間0として、再現計算時間12時間内で時刻歴波形を求めた。
浸水予測	津波の遡上による最大浸水深を求め、浸水予測図として整理した。浸水予測図では、下図に示すように、身体の状態や建物被害の程度及び車両への影響に応じて浸水深を区分した。身体の状態や建物被害の程度は、次で述

	べる地震津波被害想定において、それぞれ人的被害や建物被害として算出するため浸水深区分に採用した。また、車両への影響は浸水域周辺にある道路が避難路や緊急輸送道路として利用可能かの判断を行うための指標として採用した。なお、浸水予測図は最大の浸水深を表しており、同一時刻における浸水深ではない。
建物被害想定	—
人的被害想定	—

浸水深と危険度

浸水深	深さの目安及び危険度		
	身体	建物	自動車
0.00 ~ 0.15m 未満	足首までつかる深さ。	床下浸水	0.1m 程度でブレーキが効きにくくなる。
0.15 ~ 0.50m 未満	膝までつかる深さ。 流れが (流速 1m/秒程度) あれば 0.3m程度でも歩行が困難となる。	床下浸水	0.3m 程度でマフラーから水が逆流してエンジンに水が浸入。オートマチック車ではクラッチ板の剥離がおきる。
0.50 ~ 0.80m 未満	腰までつかる深さ。 0.5m を超えると歩行が困難となる。1983 年の日本海中部地震による津波では浸水深 0.7m の津波で死者が出ている。	床上浸水 0.5m 以上 1.0m 未満で木造建物は軽微破壊	車が浮き、ドアの開閉が難しく、中に閉じ込められて、車とともに流出され、危険な状態
0.80 ~ 1.20m 未満	胸までつかる深さ。	床上浸水 1.0m 以上 2.0m 未満で木造建物は半壊	
1.20 ~ 2.00m 未満	足がつかない深さ。	床上浸水 2.0m で 1 階軒下まで浸水する程度。 5.0m で 2 階軒下まで浸水する程度。 2.0m 以上で木造建物は全壊	
2.00 ~ 5.00m 未満			

(2) 長与町における想定結果

ア 津波高及び到達時間：長与港

想定条件	初期潮位	地盤の隆起・沈降量 ※1	津波の到達時間※2	最大波の到達時間	最大水位	最大津波高※3
	T. P. (m)	(m)	(分)	(分)	T. P. (m)	(m)
初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合	1.06	-0.01	-	563	1.12	0.07
初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合	1.06	-0.01	-	564	1.11	0.06
初期潮位が朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合	0.76	-0.01	-	556	0.81	0.06
初期潮位が朔望平均満潮	0.76	-0.01	-	552	0.80	0.05

想定条件	初期潮位	地盤の隆起・沈降量 ※1	津波の到達時間※2	最大波の到達時間	最大水位	最大津波高※3
	T. P. (m)	(m)	(分)	(分)	T. P. (m)	(m)
位において堤防等施設が機能しない場合						

※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±20cm以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」 = 「最大水位 (T. P. 基準) (m)」 - 「初期潮位 (T. P. 基準) (m)」 - 「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

イ 津波被害想定：長与町

想定条件	木造建物 (棟)				非木造建物 (棟)		浸水建物合計 (棟)
	床下浸水 H < 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m ≤ H < 1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m ≤ H < 2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m ≤ H	床下浸水 H < 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m ≤ H	
初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合	10	10	0	0	0	10	10
初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合	10	10	0	0	10	10	10

想定条件	死者者数 (人)				堤防等施設による浸水被害低減率※4	
	津波到達時間による補正後※1		津波到達時間による補正前※3			
	避難意識 通常 ※2	避難意識 低い ※2	避難意識 通常	避難意識 低い		
初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合	-	-	(0)	(0)	0.0	
初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合	-	-	(0)	(0)	-	

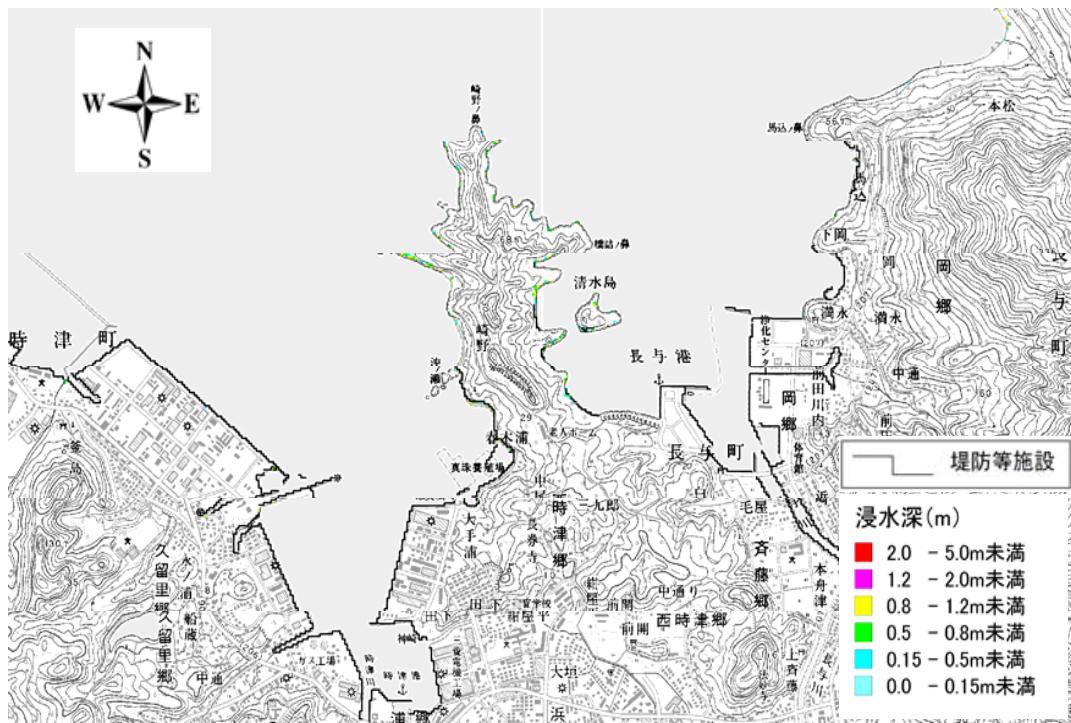
※1 津波到達時間が遅くなるほど避難所への避難が可能となることを考慮し、死者者数の補正を行った数値津波が到達するまでにすべての人が避難所へ避難できる場合、死者者数は若干数

※2 - : 若干数

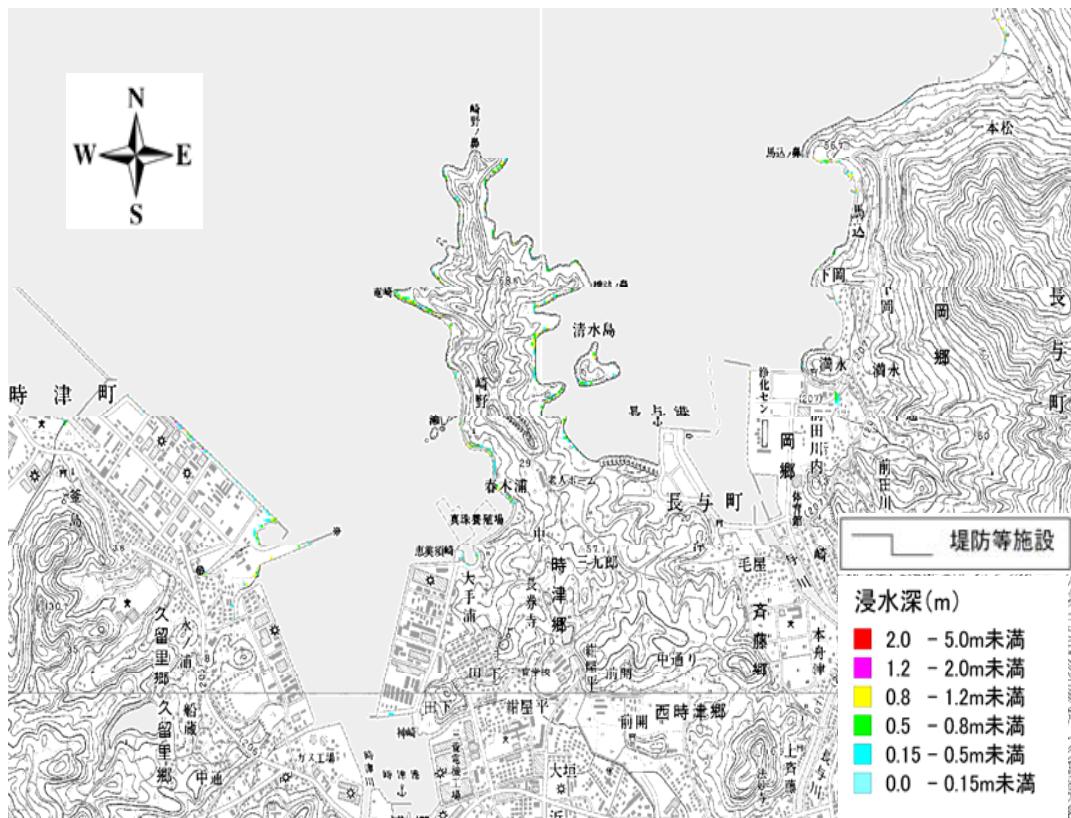
※3 摆れを感じ避難行動に移るまでの時間を5分と仮定し、避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死者者数

※4 堤防等施設による浸水被害低減率 = {1 - (堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数) / (堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数) }

初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合（長与町_長与港）



初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合（長与町_長与港）



第3 平成26年3月31日公表の長崎県津波浸水想定について

1. 津波対策の考え方

長崎県は、これまでの県独自の調査結果や内閣府で公開された南海トラフの巨大地震の調査報告等も踏まえて、「最大クラスの津波」（L2津波）に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる、長崎県としての津波浸水想定を作成・公表した。

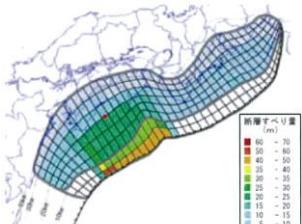
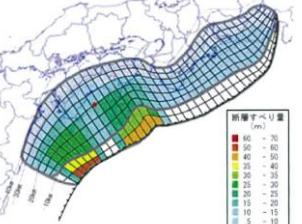
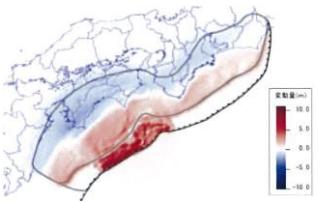
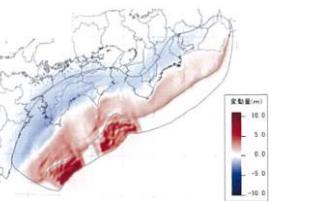
内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示しており、この中で、基本的に以下の二つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」（L2津波）であり、もう一つは、海岸堤防等の構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」（L1津波）となっている。平成26年3月31日に公表された長崎県津波浸水想定においては、「最大クラスの津波」（L2津波）の想定がされている。

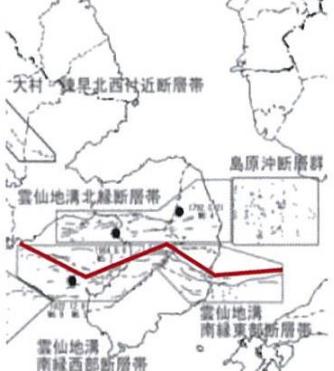
2. 対象津波（最大クラス）の設定

長崎県は、沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、海溝型地震については内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、ケース5、ケース11の2ケースを、また、活断層型地震については、橘湾～有明海を震源とする「雲仙地溝南縁東部断層帶と雲仙地溝南縁西部断層帶の連動」、日本海を震源とする「対馬海峡東の断層」、有明海を震源とする「大村-諫早北西付近断層帶」の3ケースによる津波断層モデルを想定し、計5ケースを選定している。

最大クラスの津波断層モデル [海溝型地震]

対象津波	海溝型地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）による想定地震津波	
	ケース5	ケース11
マグニチュード	Mw = 9.1	
使用モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル	
説明	○ 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された南海トラフのうち長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。	
震源域		
概要		
地盤変動量鉛直方向		

最大クラスの津波断層モデル【活断層型地震】

対象津波		活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波		
マグニチュード		対馬海峡東の断層	大村-諫早北西付近断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と 西部断層帯の連動
使用モデル		Mw=7.4	Mw=6.7	Mw=7.1
説明		佐賀県(H22)モデル	長崎県モデル	
概要	震源域	○ 「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県(H22)」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。	○ 平成18年長崎地震発生想定委員会によって設定された、独自モデル。	○ 地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース。
	地盤の鉛直方向変動量分布	 「新編日本の活断層、活断層研究会(1991)」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県(H18.3)」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県(H18.3)」より抜粋、加筆

3. 本町の津波浸水想定

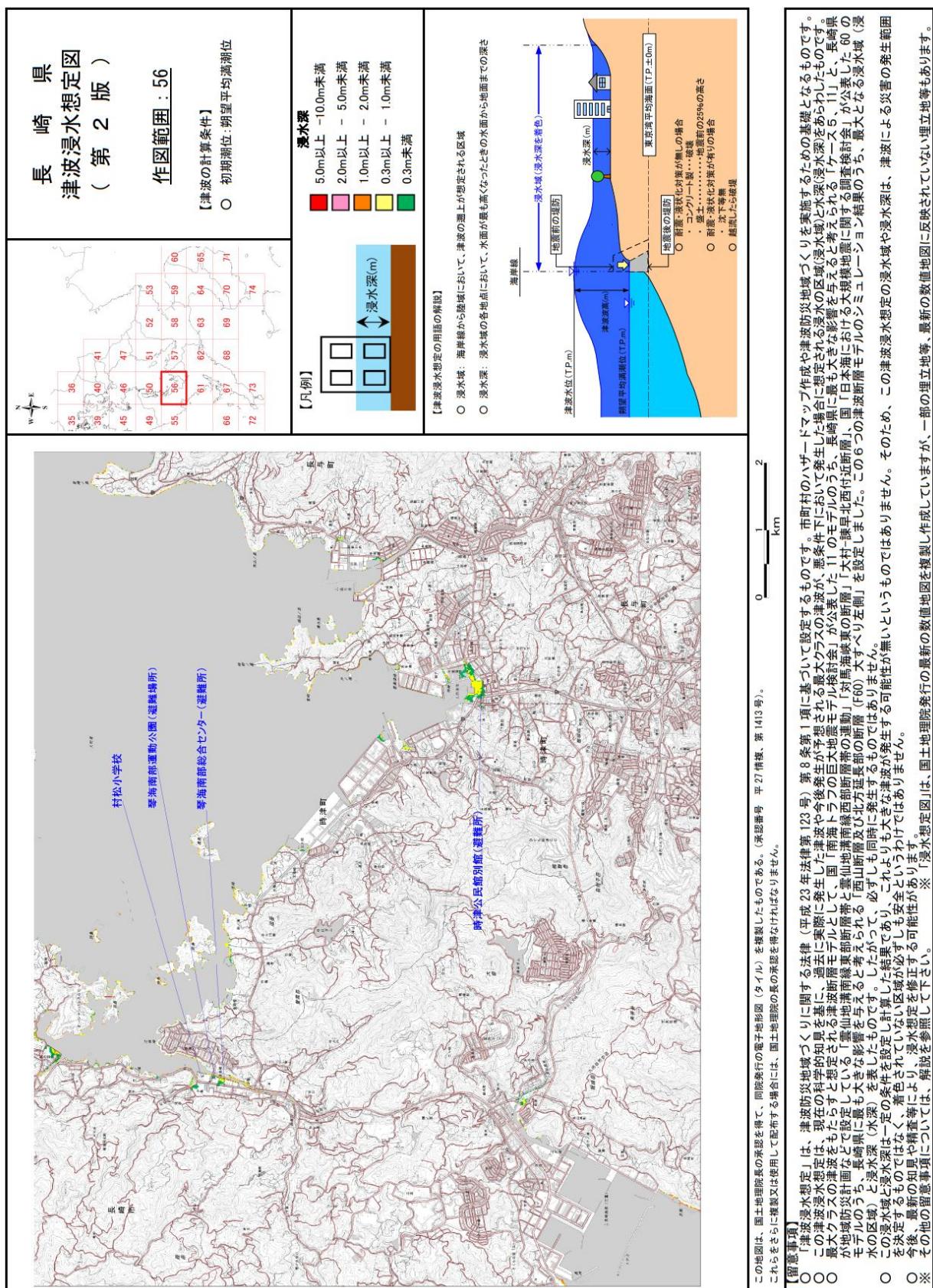
長崎県が想定している最大クラスの津波をもたらすとされる津波断層モデル5ケースのうち、本町への影響が想定される断層モデルは、有明海を震源とする「大村・諫早北西付近断層帯」となっており、本町を含む大村湾沿岸市町の想定最高津波水位等は以下のとおりである。

大村・諫早北西付近断層帯モデルによる最高津波水位等

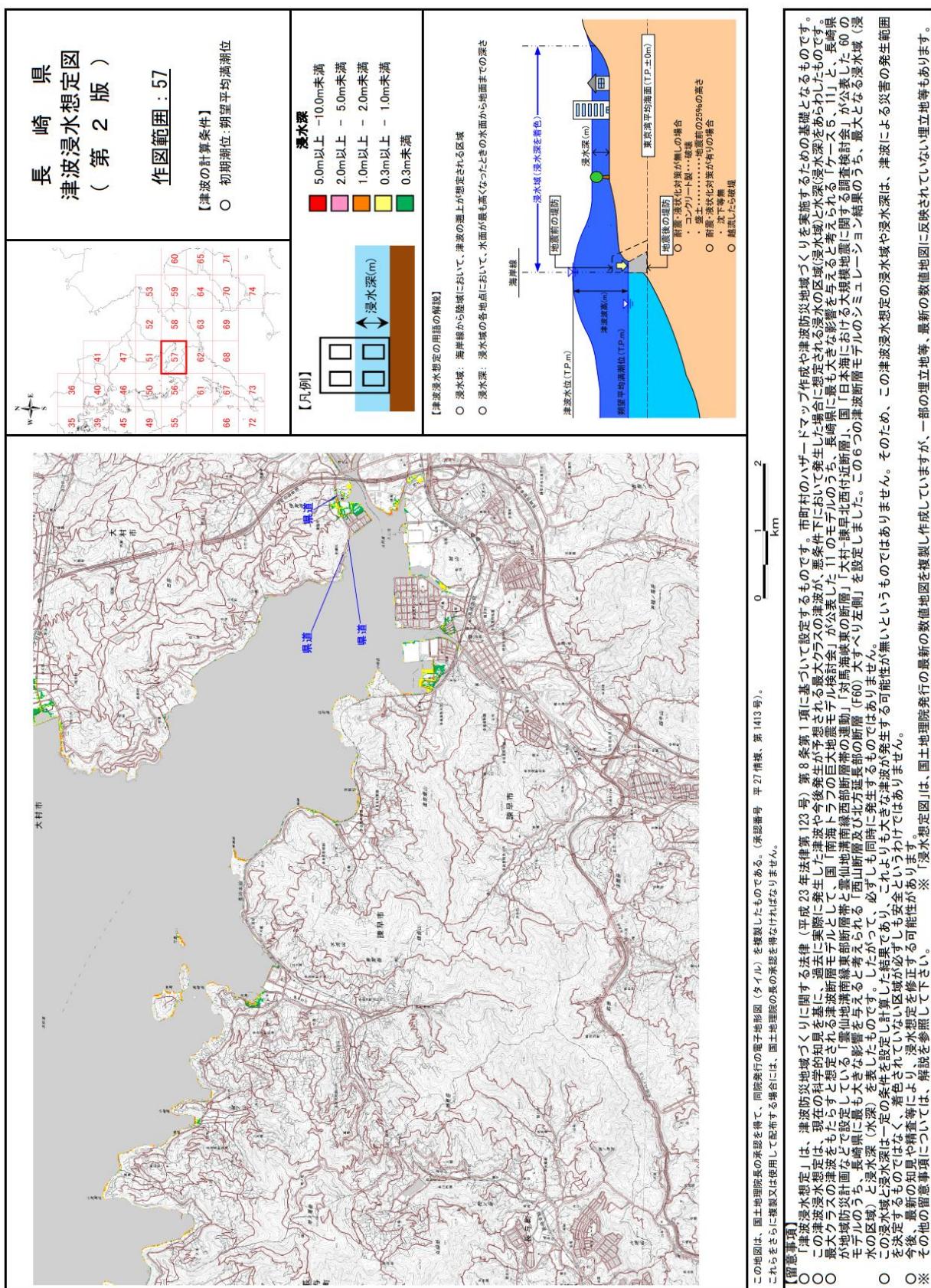
地域海岸区分	市町名	大村・諫早北西付近断層帯		
		影響開始時間 (分)	最大津波到達時間 (分)	最高津波水位 (T.P.+m) ※
大村湾沿岸	大村市	1	21	3
	川棚町	8	22	3
	長与町	5	39	2
	東彼杵町	1	18	2
	時津町	8	41	2

※標高は東京湾平均海面からの高さ (単位: T.P.+m)

長崎県津波浸水想定図 1



長崎県津波浸水想定図 2



第5節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1. 趣 旨

長与町の地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

2. 所掌事務または業務

(1) 町

機 関 名	所 掌 事 務
長 与 町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 消防水防その他の応急措置 (4) 町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救済措置 (6) 災害時における保護衛生、文教及び交通対策 (7) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (8) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等

(2) 県

機 関 名	所 掌 事 務
長 崎 県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保護衛生、文教、治安及び交通対策 (7) その他県の所掌事務についての防災対策 (8) 町が処理する災害事務または業務の実施についての救助及び調整 (9) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務
福 岡 管 区 気 象 台 (長崎地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

機関名	所掌事務
第七管区海上保安本部 (佐世保海上保安部) (長崎保安部)	災害時、海上及び陸上における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備
九州農政局	(1) 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 (2) 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策
九州農政局 (長崎地域センター)	災害時における主要食料の需給対策
長崎労働局 長崎労働基準監督署	工場、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助
九州管区警察局 (長崎県警察本部)	災害時における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
九州厚生局	(1) 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示調整 (2) 災害による負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助の指示調整
九州地方整備局 (長崎河川国道事務所 ・緊急災害対策派遣隊 〔T E C - F O R C E ・ リ エゾン〕)	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 直轄河川の水防に関すること。 (3) 港湾海岸災害対策に関すること。 (4) 高潮、津波、災害等予防に関する港湾海岸計画 (5) 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施 (6) その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	(1) 災害時における物資の需給及び価格の安定対策 (2) 被災商工業に対する融資の調整
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 (3) 危険物の保全
九州総合通信局	非常の場合の有線電気通信及び無線通信の監理
大阪航空局 長崎空港事務所	(1) 長崎空港及びその周辺（福江空港及びその周辺、対馬市、壱岐市を除く長崎県内を含む）における航空機災害が発生し、または発生するおそれがある場合の消防救難活動 (2) 長崎空港の運航及び運用に重大な影響を及ぼす自然災害等が発生し、または発生するおそれがある場合の対応措置 (3) 遭難航空機の捜索及び救難活動
九州運輸局 (長崎運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調査並びに指導 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九州運輸局 (九州運輸局、 長崎運輸支局、	(1) 災害時における海上運送の調査並びに指導 (2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整

機関名	所掌事務
佐世保海事事務所)	

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	所掌事務
日本銀行 (長崎支店)	災害時における金融機関の災害応急対策
日本赤十字社 長崎県支部	(1) 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資及び義援金等の募集業務
日本放送協会 (長崎放送局)	気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
西日本高速道路(株) (九州支社)	有料道路及び施設の保全防災対策
西日本電信電話(株) (長崎支店)	電気通信施設の保全と災害時における非常通話の調整
九州電力送配電株式会社 (長崎配電事業所)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
日本郵便株式会社 長与郵便局 長与嬉里郵便局 長与高田郵便局 長崎女の都郵便局 長与ニュータウン簡易郵便局	(1) 災害時における郵便事務の確保 (2) 災害時における郵便事務に係る災害事務取扱い及び援護対策
日本通運株式会社 (長崎支店)	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保策
西部ガス(株)長崎支社 他ガス供給機関	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧
長崎自動車(株)	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策
西彼杵医師会	災害時における被災者の救助活動
(社)西彼杵歯科医師会	災害時における被災者の救助活動
(社)長崎県看護協会	災害時における被災者の救助活動
報道機関	災害状況及び災害対策に関する報道
九州旅客鉄道(株) 長崎支社	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
長与木場土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地湛水の防排除活動 (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
(社)長崎県LPGガス協会 (長崎支部(西彼杵郡))	災害時におけるLPGガスの供給

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	所掌事務
長与町社会福祉協議会	(1) 町が行う避難及び応急対策への協力 (2) 被災者の保護及び救援物資の支援
長崎西彼農業協同組合	(1) 災害情報等の伝達及び共同利用施設の災害対策
長与支店	(2) 被災組合員に対する融資またはその斡旋
大村湾漁業協同組合	(1) 災害情報等の伝達及び共同利用施設の災害対策 (2) 被災組合員に対する融資またはその斡旋
西そのぎ商工会	(1) 町が行う商工関係被害調査及び応急対策への協力 (2) 救助用物資等の確保についての協力
医療施設の管理者	(1) 避難設備等の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における病人、負傷者等の治療及び収容 (3) 避難時における入院患者等の保護及び誘導
社会福祉施設の管理者	(1) 避難設備等の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における負傷者等の収容 (3) 避難時における収容員の保護及び誘導
学校法人	(1) 避難施設等の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における応急教育計画の確立及び実施 (3) 避難者の収容等に係る協力
金融機関	被災事業者に対する資金融資等
危険物、高圧ガス施設の管理者	(1) 防護設備等の整備 (2) 災害時における危険物等の安全管理の徹底
自治会、自主防災組織	(1) 町が行う災害情報等の収集及び伝達、災害応急対策等への協力 (2) 互助精神に基づく自主防災活動 (3) 防災知識の普及 (4) 災害時における避難者の誘導及び救護

(6) 自衛隊

機関名	所掌事務
自衛隊長崎地方協力本部	災害時における人命、財産の救援及び応急復旧活動支援

(7) 事業者及び災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等)

所掌事務
<p>(1) 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。</p> <p>(2) 管理する施設を避難所として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。</p> <p>(4) 災害時における来客者、従業員等に安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。</p> <p>(5) 災害時における事業活動を継続的に実施する。</p>

(8) 住民

所掌事務
<p>(1) 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。</p> <p>(2) 防災訓練及び研修に積極的な参加するなどして、地震や台風時の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。</p> <p>(3) 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。</p> <p>(4) 避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。</p> <p>(5) 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。</p> <p>(6) 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。</p> <p>(7) ブロック塀、広告板その他の工作物または自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。</p> <p>(8) 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。</p> <p>(9) 災害発生時に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。</p> <p>(10) 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。</p> <p>(11) 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(12) 災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難情報を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。</p> <p>(13) 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。</p>

第2編 基本計画編

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

この計画は、防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防または災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。

1. 防災知識の普及は、災害予防または災害応急措置の実施の任にある機関が、それぞれ普及を要する事項について行うものとする。

2. 防災知識の普及の方法

- (1) 広報紙、パンフレット、ポスター、映画、ビデオ及びスライド等による普及
- (2) 広報車の巡回による普及
- (3) 防災行政無線放送による普及
- (4) その他講習会等による普及
- (5) 自主防災組織による防災訓練等による普及
- (6) 学校教育、社会教育の機会を活用しての普及

3. 普及にあたっては徹底を図る必要のある事項を重点に普及するものとし、おおむね次のとおりである。

- (1) 防災気象知識及び危険物に関する知識
- (2) 地域防災計画の概要
- (3) 災害予防措置
 - ア 火災予防の心得
 - イ 台風襲来時の家屋の保全方法
 - ウ 雨期への備え
 - エ 地震・津波の心得
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (4) 災害応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等
 - エ 災害時の心得
 - オ 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - カ 停電時の照明
 - キ 非常食料、身回り品等の整備及び貴重品の始末
 - ク 屋根、雨戸等の補強
 - ケ 排水溝の整備
 - コ 避難の方法、場所、時期の周知方法
 - サ 火気の始末
- (5) その他災害の態様に応じてとるべき手段、方法等

4. 普及の時期

防災知識の普及時期は、その内容によって最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

この計画は、各種災害の発生に備え、防災関係諸機関相互の緊密な連携を確保するとともに、迅速かつ適切な救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより、有事即応の態勢を確立することを目的とする。

1. 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、関係機関及び地域住民と共同して総合的な防災訓練を実施する。

(訓練項目)

- ア 非常無線通信訓練
- イ 水防工法訓練
- ウ 炊きだし訓練
- エ 避難訓練
- オ 救出・救護訓練
- カ 消防訓練
- キ 応急復旧訓練

(2) 消防訓練

消防技術の練磨及び習熟を図るため実施する。

(訓練項目)

- ア 非常招集訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ その他

(3) 水防訓練

河川、溜池等の水防作業は、暴風雨下にしかも夜間に行うような場合が多いので、迅速かつ的確に推進するため実施する。

(訓練項目)

- ア 観測訓練
- イ 工法訓練
- ウ 避難訓練
- エ 通報訓練
- オ 動員訓練
- カ 輸送訓練
- キ その他

(4) 非常無線通信訓練

通常業務の通信から、災害が発生した場合に、災害情報を最優先して通信し、十分な効果をあげることができるよう、また有線途絶時の無線統制、通信内容の確実な伝達について訓練を実施する。

(5) 避難訓練

学校及び各施設等において避難訓練を実施する。

(6) 自主防災組織訓練

自治会・コミュニティ等において防災訓練を実施する。

2. 訓練実施要領

各訓練参加機関と協議して、あらかじめ訓練実施要領を策定するものとする。

第3節 自主防災活動計画

災害に対処するには、「自分達の地域は自分達で守ろう。」という協同の精神と互助の精神等に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帶して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積重ねておく必要がある。このため、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

1. 組 織

自治会組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

自主防災組織結成状況 (令和7年4月1日現在)

自治会総数	自主防災組織結成数	比率 (%)	備 考
<u>52(17, 111)</u>	<u>48</u> 自治会 <u>45</u> 組織 <u>(16, 855)</u>	<u>92.0(98.5)</u>	() 内は、世帯数

2. 活 動

自主防災組織の活動は次のとおりとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 家庭内の防災に関する話し合い
 - ウ 地域における災害危険区域の把握及び危険度の理解
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災資機材の備蓄
 - カ 災害時における避難地、避難誘導方法、避難路及び最寄りの医療機関の確認
 - キ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
 - ク 家屋の補強及びブロック塀等の転倒防止
 - ケ 家の中の家具類及び落下倒壊危険物の対策
 - コ 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
 - サ その他必要な活動
 - シ 災害時要配慮者の把握
- (2) 災害発生時の活動
 - ア 災害情報の正確な収集、伝達
 - イ 飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備
 - ウ 責任者等による避難誘導
 - エ 火災予防措置及び初期消火
 - オ 初期の救出救護
 - カ 給食給水
 - キ その他災害時に必要な活動

3. 防災用品の助成

組織が結成された場合は、長与町自主防災組織育成指導要綱に基づき防災用品を助成する。

資料編：自主防災組織結成状況一覧表

4. 自主防災組織防災訓練の援助

町は、自主防災組織の訓練活性化のため訓練実施マニュアルを作成し、全国の奏功事例を踏まえた助言及び指導を行うとともに、町民の防災意識高揚に努めるものとする。

第4節 消防団の育成強化

災害発生時に地域防災の中核として消防団（水防団）の果たす役割が大きいが、近年、団員の減少等の課題を抱えることを踏まえ、消防団員の維持・確保方策の充実、団員の高齢化やサラリーマン化等の変化に対応した組織・運用の改善、自主防災組織との連携等の取り組みを進めていく必要がある。

1. 消防団を中心とした地域防災力の充実強化

「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月施行）」に基づき、住民の積極的な参加のもとに、地域防災力の充実強化を一層推進する。

(1) 消防団の強化等

地域防災力の強化は、住民、自主防災組織、消防団、行政、防災関係機関等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取組むことが重要であるとの基本的認識に立ち、地域に密着し災害が発生した場合に即時に対応可能な消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、町は、以下の取組みを進め消防団の強化推進を図る。

ア 消防団への加入促進

団員の高齢化及び職種の多様化に鑑み、自発的な奉仕の精神を前提に団員を確保するにあたって、住民、行政も協力、援助するとともに、次世代を担う若者等に対して、理解と協力を要請する。

また、少子高齢化やサービス事業者の増大等の社会環境の変化を踏まえ、初期消火限定、予防活動限定、活動地域の限定等、その役割を特化した機能別消防団員制度の導入や、予防消防に力を発揮する女性団員の加入、経験を積んだ高齢者のマンパワーを活用するための年齢制限の撤廃等の導入を積極的に検討し、組織の拡充を図るものとする。

イ 公務員の消防団入団の促進

公務員が消防団員として活動することは、地域防災の推進を図る上で地域住民から理解を得られやすくなるとともに、職員にとっても消防防災行政への一層の理解と公務員としての自覚促進につながるため、町は、新規採用職員を中心とした若手職員への積極的な入団促進に努めるものとする。

ウ 事業者への協力要請

円滑な消防団活動を行うためには事業者の消防団活動に対する理解と協力が必要不可欠となっていることから、町は、事業者への積極的な働きかけを行うものとする。

エ 消防団協力事業所表示制度の推進

事業者の理解なしでは消防団活動が成り立たない現状において、事業者の消防団活動への理解と協力を得ることが重要であることから、町は、消防団活動に協力的な事業所を顕彰するため、消防団協力事業所表示制度の登録を推進するものとする。

オ 消防団員の待遇改善

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には地方自治法上報酬を支払うこととされており、その報酬及び出動手当については消防組織法より町消防団条例で規定されている。町は、近隣市町の状況を考慮の上、消防団員の待遇改善を図るものとする。

カ 長崎県消防団員応援優遇事業の推進

地域の安全を守るために日夜活躍している消防団員を地域をあげて応援するため、地域の店や事業所の協力のもと、消防団員及びその家族に割引等の優遇サービスを提供する長崎県消防団員応援優遇事業を推進し、消防団員の加入促進に努めるものとする。

キ 消防団員の安全確保

火災や災害時に住民の生命財産を守るために、消防団員自身が自らの安全確保を行うことが

何よりも重要である。町は消防団員の行動指針と安全管理を定めた活動マニュアルを策定し、指導を行うとともに、安全装備品の充実に努めるものとする。

ク 消防団員の運転免許教習助成

消防団員を確保し、並びに消防団員が災害現場により迅速に出動できるよう、町は運転免許教習助成金制度に基づき、AT（オートマチック）の限定免許の解除及び準中型自動車免許の取得促進に努めるものとする。

(2) 地域における防災体制の強化

ア 消防団と連携した地域リーダーの養成

大規模災害が発生した場合は、消防、自衛隊、警察等による救助活動のほか、自主防災組織等において、消防機関による初動対応が行われるまでの間の初期消火や要配慮者の避難誘導等の役割が期待されており、これらの活動を行うため、町においては、教育訓練を受けた消防団（消防団員）と連携して、日頃の防災教育、防災訓練に加え、地域の防災リーダー養成のための取組みを推進する。

イ 自主防災組織等に対する資機材等の援助

町は、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動するために必要となる救助・救護用資機材、初期消火用資機材の整備に取組むものとする。

資料編：消防団協力事業所一覧表

第5節 民間防災組織の確立

災害時における被害の認定、食料、飲料水等生活必需物資の配給、り災者の安否確認、遺体の捜索収容、身元確認、避難立退きの受け入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、町、県等の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、PTA、女性団体等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待出来るものである。

このため、これら機構及び団体を積極的に防災協力機構として組織化するとともにその性格、住民感情、地理的環境等を十分考慮のうえ具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

1. 農林水産業団体

災害時において、被災農林業者・水産業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため長崎西彼農業協同組合長与支店、大村湾漁業協同組合等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化をはかるものとする。

2. 赤十字奉仕団（社会福祉協議会等）

災害時における炊き出し、物資の配給、保健衛生、その他り災者の保護活動の協力団体として育成助長をはかるものとする。

3. 社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、PTA、女性団体、青・少年団体等の育成指導を行う。

第6節 防災業務施設及び備蓄物資の整備計画

災害発生の防止及び災害の拡大防止のため、通信施設並びに消防・救助用具の確保と整備及び負傷者の救助を迅速に実施するための計画である。

1. 通信施設整備計画

(1) 防災行政無線の整備

災害を伴う異常気象の発生が予想される場合、地域住民に対し速やかに気象状況及び避難誘導等の伝達を図るとともに、災害が発生した場合の情報収集及びその対策について、緊密な連絡がとれるよう防災行政無線の整備を図る。

防災行政無線の整備状況

同 報 系	親 局	子 局	再送信子局	戸別受信機
	1	61	3	200

2. 水防、消防及び救助施設等整備計画

(1) 水防関係

水防倉庫として、既存の倉庫を活用する。

各消防分団は、予想される災害に対し、土のう等を常時準備するとともに、その他必要に応じて整備を図る。

(2) 消防関係

本町における消防施設の現況は資料編のとおりであるが、水利施設の充実及び施設の老朽化等に対しては、年次計画で整備充実を図る。

資料編：消防格納庫所在地

消防ポンプ自動車等現有台数

消防水利施設

ア 消防施設の整備

消防施設は、「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）」及び「防水力の基準（昭和39年消防庁告示第7号）」に基づいて整備を図るものとする。

3. 救助関係

救助用具及び物資は、町及び消防団において整備する。

町が所有する主な救助関係器材については、資料編のものがあげられるが、必要に応じて器材の整備増強を図るとともに、非常時には、他団体の協力を要請する。

資料編：救助関係器材

救助は、町以外の関係各機関及び町内各医療機関の援助を得て行う。

第7節 避難地避難路の整備計画

1. 避難地の整備

各種災害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するために、公園、学校等公共的施設を対象に地域の人口、地形災害に対する安全性等を考慮し、避難地の設定を行うとともに、設定にあたっては次の事項を基本とする。

- (1) 予想震度に対する耐震性を十分考慮すること。
- (2) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる河川等に十分配慮すること。
- (3) 一時避難場所に位置付けられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ等の整備を図るとともに、備蓄倉庫等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進すること。
- (4) 避難時の河川の横断は、可能な限り避けること。
- (5) 各避難場所には、貯水槽、通信機器等避難の実施に必要な施設、設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等災害情報の入手のための機器の整備を図る。
- (6) 避難生活に必要な食料、水、非常用電源、常備薬、毛布等の物資の備蓄に努める。

2. 避難路の整備

避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導の標識を設置する等、住民への周知に努める。また、指定にあたっては、次の事項を基本とする。

- (1) 同一避難場所への道路は、最小限度とする。
- (2) 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- (3) 避難道路沿いには、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

第8節 災害危険区域予防計画

1. 目的

洪水、高潮、津波、地すべり、山崩れ、火災その他の異常な現象により、災害の発生するおそれのある地域について災害の発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するための必要な対策並びに事前措置を迅速的確に実施するために、あらかじめ調査を実施しその実態を把握するものである。

2. 危険区域

(1) 水防上重点をおくべき区域

町内における重要水防区域は、二級河川4箇所、準用河川13箇所、海岸2箇所である。本町では、二級河川4箇所（長与川、高田川、南田川内川、大井手川）について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（L2）を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表している。上記の区域については、洪水ハザードマップを作成し、住民への周知に努める。また、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(2) 山地災害危険地区

町内における山地災害危険地区は53箇所（山腹崩壊危険地区39箇所、崩壊土砂流出危険地区14箇所）である。

(3) 土砂災害警戒区域

県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第6条の規定に基づき、土砂災害警戒区域を指定することができる。また、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒特別区域を指定することができる。

なお、県知事は、土砂災害警戒特別区域において、新たな宅地の造成行為や建築行為については必要な規制があり、従前から存在する建築物で、住民等の生命に著しい危険が生じるものについては、必要な措置をとることを所有者等に勧告することができる。

平成30年2月に長崎県により長与町内の土砂災害警戒区域が指定された。町内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域数は635箇所である。上記の区域については、土砂災害ハザードマップを作成し、住民への周知に努める。また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は避難確保計画の策定と避難訓練が義務付けられている。

(4) 巡視箇所

町内における災害等により危険が予想される箇所をあらかじめ町、地元消防団で協議し、危険が予測される場合は巡視する。

(5) 水防に係る主要なため池

町内における水防に係る主要なため池は、7箇所である。国が示す新たな選考基準により、防災重点ため池の再選定を行い、ため池マップや浸水想定区域図を作成し、住民への周知を行う。

資料編：二級河川
準用河川一覧表
長与町 一般公共海岸区域一覧表
ため池一覧表
山腹崩壊危険地区一覧表
崩壊土砂流出危険地区一覧表
土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧表
避難確保計画策定対象の要配慮者利用施設一覧表

第9節 火災予防計画

この計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐためのものである。

1. 火災予防運動と思想の普及

毎年春と秋、2回の火災予防運動を実施し、広報紙、広報車、防災行政無線等による広報を実施し、火災予防運動期間中には消防車によるパレードを実施するとともに、防火に関する知識の普及については、関係機関、自主防災組織等と協力して行う。

また、地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され大規模災害となる可能性が高いので、家庭内にある次のような物に対する取り扱い等の指導も行う。

(1) 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防災策を施すよう指導する。

(2) 住宅用火災警報器の設置推進

住宅用火災警報器の設置義務の徹底を図る。

2. 火災予防指導

本町は、長崎市に消防事務を委託しており、(財)長崎県消防設備協会による防火管理者講習会によって防火管理者の養成、消防計画の策定指導、消防用設備の維持管理等の指導を行っているが、今後とも指導を強化し、防火思想の普及徹底を図る。

また、長崎市北消防署浜田出張所及び長与町消防団の協力を得て、自主防災組織における初期消火訓練等の活動強化を図る。

3. 予防査察の強化

予防査察についても長崎市消防局によって毎月工場、病院、事業所等の指導を行っている。

また、一般家庭についても、春季・秋季の火災予防運動時に住宅密集地区を重点に実施しており、今後とも指導強化に努めるものとする。

4. 消防調査

長崎市消防局及び長与町消防団は、火災が発生した場合に適切な活動ができるよう次の事項について定期的に調査を実施する。

(1) 消防地理調査

地形、通路、川、建物その他災害防御上注意を要する箇所

(2) 消防水利調査

防火水槽、消火栓、河川、貯水池、プール等の消防用水利

5. 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、次のことを推進する。

(1) 消防水利の確保及び整備

(2) 消防車・消防ポンプの整備点検

(3) 通信施設の整備

(4) 消防団員に対する消防技術の育成指導

ア 県消防学校入校

イ 現地訓練

ウ 定期訓練

6. 山火事の防止

山火事防止のため広報板等を設置し、山火事防止の注意を呼びかける。

資料編：長与町消防団編成表

第10節 危険物等災害予防計画

危険物、火薬類、高压ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品等は、その貯蔵または取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり得る為、これらを取り扱う施設の関係者は、自主的な保安対策を講ずる必要がある。危険物災害の発生と被害の拡大を防止するために施設の関係者と協力しながら災害の予防に努める。

1. 応急対策等

災害を最小限ににくいとめるよう下記のとおり指導する。

- (1) 施設毎に防災計画を作成すること。
- (2) 施設毎に従業員による自衛消防隊を編成し、訓練すること。
- (3) 常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備する。
- (4) 火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難地等を確保する。
- (5) その他必要な措置をとること。

2. 危険物施設等の現況

町内における危険物取扱施設は、資料編のとおりである。

資料編：危険物取扱施設

第11節 都市災害予防計画

1. 都市の防災構造化の推進

災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進するものとする。

- (1) 災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの推進に努めるものとする。
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するよう十分な幅員を確保するものとする。
- (3) 老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消に努めるものとする。
- (4) 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を整備するものとする。
- (5) 避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上枢要な地域における建築物の不燃化を図るものとする。
- (6) 新市街地においては、都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図るものとする。
- (7) 平常時、災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保を図るため、重要物流道路の整備促進に努める。

2. 避難地・避難路の確保・整備

- (1) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園等の一次避難地を体系的かつ計画的に配置・整備するとともに必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを避難地として活用するものとする。
- (2) 地域防災計画に位置付けられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設整備に際しては、配置、内容、管理方法等について防災担当部局等関係機関と十分な連携を図るものとする。

3. 防災拠点の確保・整備

防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小・中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。

第12節 建築物災害予防計画

1. 建築物等の耐震対策

(1) 木造建築物（住宅）

町は、自主防災組織等と協力して、耐震診断・耐震工事の周知を行う。

(2) 鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物

町は、「鉄筋コンクリート造建築物の耐震性と耐震診断」等により、耐震診断及び耐震補強を促進する。

2. 防災上重要な建物の整備

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

町はこれらの活動を円滑に進めるため、公共施設や医療機関、保健・福祉等の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めるものとする。

3. 建築物等の安全化

(1) 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化

(2) 薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等

(3) 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等

(4) 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制

4. 特殊建築物の災害予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物。

(2) 特殊建築物の予防対策

ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため建築基準法第12条に基づく指定建築物を把握し、保安状況の定期調査報告を指導する。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場その他多数の者が出入り、勤務し、または居住する建築物については必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

5. 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、がけ崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

- イ 学校施設の建築（改築、改造を含む。）にあたっては、防災施設の設置に万全を期とともに緊急避難設備の整備を図る
- ウ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。
- エ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。
- オ 児童生徒の生命の安全確保を図るとともに、公立校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また鉄筋コンクリート建物については耐震診断の結果により、改築、補強等の整備促進を図る。

6. 文化財の災害予防対策

（1）実施責任者

予防対策指導は県教育委員会、町教育委員会が実施する

（2）文化財予防対策

ア 予防施設、設備の整備

（ア）文化財保管設備の設置

耐震耐火の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

（イ）消火設備の整備

消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

（ウ）警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火扉、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

イ 予防対策指導

（ア）管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

とくに消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

（イ）禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

（ウ）搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、または消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

（エ）文化財の保全診断の定期的実施の促進を図る。

（オ）文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

7. 宅地の災害予防対策

(1) 対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

(2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに、被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

(3) 宅地の予防対策

ア 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。

イ 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

第13節 道路災害予防計画

1. 道路の現況

本町の道路は、一般国道207号 8,436m、一般県道113号 2,285m、主要地方道33号・45号の2路線 12,483mにより骨格をなしている。

町道については、一級町道15路線15,752m、二級町道12路線17,779m、一般町道854路線175,583m、農道は186路線60,562mであり、国・県道については県で、町道・農道は町で管理している。

2. 道路パトロールの実施

(1) 目的

道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、道路管理の万全を期し、交通事情に対処し、頻発する交通事故等を未然に防止することを目的とする。

(2) パトロールの実施

ア 通常パトロール

(ア) パトロール回数

交通量の多い道路については月に1回以上

(イ) パトロール事項

- ① 一般交通及び住民に危害を与えるおそれのある道路並びに沿道区域の異常欠陥の発見
- ② 路面、路肩、構造物の外観、交通安全施設等の損傷状況及び原因の発見
- ③ 道路上の工事に関する監視、特に工事中の交通の確保並びに標識及び危険防止施設の設置状況
- ④ 道路補修作業の指導監督
- ⑤ 道路の不法占用、不法使用等の発見、取り締まり
- ⑥ 降雨時の排水状況及び路側崩壊、崩土、落石等の状況
- ⑦ 道路占用工事に伴う路面復旧状況

イ 異常時のパトロール

台風豪雨等の異常天然現象に対しては、あらかじめ危険と思われる箇所を重点的に事前にパトロールするとともに、事後においては速やかにパトロールし、被害の早期発見に努め、交通規制等の措置を講じなければならない。

(3) パトロール日誌等の作成

パトロール員は、パトロール後速やかにパトロール日誌を作成のうえ、所属長に提出しなければならない。

(4) 応急防護措置

所属長は、パトロール員からの報告に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。ただし、措置までに日時を要するものについては、直ちに、危険防止または交通事故防止のため、簡単な障害物の除去等取り得る限りの応急措置を講じなければならない。

(5) 交通規制

交通規制については、関係機関への情報連絡をするとともに極力通行者に対し、情報の提供に努めなければならない。

ア 道路標識の設置

イ迂回路の指示

ウ 緊急車両等の通行

エ 規制の解除

第14節 緊急輸送活動体制の整備

1. 緊急輸送ネットワークの整備

町は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握する。

2. 緊急輸送道路等の整備

(1) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送路として、第1次、第2次緊急輸送道路を指定し、人員物資の輸送に支障のないよう整備を推進する。

また、緊急輸送路として果たす役割が大きい高規格幹線道路及び地域高規格幹線道路等のネットワークを強化する。

(2) 緊急物資の輸送拠点等の整備

ア 緊急物資の輸送拠点や防災拠点の確保に努める。

イ 町は、広域からの交通アクセスに優れた立地に、既存施設を活用した町外からの救援物資の受け入れ拠点の開設に努める。この場合、あらかじめ適切な施設を選定し、施設管理者の同意を得ておくように努める。また、受け入れ拠点における物資情報管理、仕分け、分配、輸送等の運営は、災害応援協定の締結により、専門知識・ノウハウを有する民間の物流事業者を活用することを検討する。

3. 警察における交通の確保に関する体制及び施設の整備

(1) 具体的被害想定に基づく災害時の交通規制計画の策定

警察は、今後発生しうる災害の具体的被害想定に基づく、緊急交通路の指定、交通検問所の選定等を行い、交通規制の見直しを行い、交通規制計画の策定を行う。

(2) 信号機電源付加装置の整備促進

警察は、災害時の停電による緊急交通路の滅灯対策のため、信号電源付加装置及び可搬式発電機の整備を進める。

(3) 津波等にも耐えうる信号機の整備促進

地震発生時の津波対策として、信号制御機の取付位置を高くするとともに強度強化等を図り、津波等にも耐えうる信号機の整備促進を図る。

(4) 交通情報把握のための施設整備促進

時津警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加えITV（交通流監視カメラ）車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するための施設整備を図る。

また、交通規制箇所を住民に周知するため、情報板の整備促進を併せて行う。

(5) 緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、事前届け出・確認制度の整備を図る。

(6) 運転者のとるべき措置の周知徹底

運転者のとるべき措置の周知徹底

ア 走行中の場合には、次の要領により行動すること。

- できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。海岸沿い等津波浸水のおそれのある地域では、状況把握の後、迅速に高台等へ避難すること。
- 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままでし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

- 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または、駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

4. 町内ヘリポートの指定及び整備

- (1) 町は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地について、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。
- (2) 離着陸地及び離着陸適地は、第2編第2章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」において、指定されたものとする。

指定地について町は、県、自衛隊等関係機関と定期的に協議を行い、地形、交通の便、人口等を勘案しながら、ヘリポートの適地性の検討を行い、必要により見直しを行っていく。
- (3) 県は、ヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地が災害時に有効に利用できるよう、町、自衛隊等関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるとともに、また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

5. 鉄道施設の整備

鉄道による人員・緊急物資・復旧用資材等の緊急輸送体制を整備する。

第15節 医療・保健に係る災害予防対策

1. 医療施設の災害に対する安全性の確保

- (1) 町、西彼保健所及び県は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。
- ア 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。
 - イ 医療施設の施設や設備等の常時点検を行うこと
 - ウ 医薬品等の備蓄を推進すること
 - エ 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと
 - オ 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受け入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと
 - カ 必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受け入れ体制等の調整を行うこと
 - キ 津波浸水のおそれのある地域においては、必要に応じて、自治会、自主防災組織、N P O等の協力を得て避難等安全確保の方法を定めること
 - ク 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること
- (2) 町及び西彼保健所は、医療施設の管理者（開設者）に対して、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。
- (3) 町及び西彼保健所は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取扱う医療施設の管理者（開設者）に対して、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導する。

2. 災害時医療体制の整備

- (1) 町内における体制整備
- ア 町は、あらかじめ日本赤十字社長崎県支部と災害救助法による医療等の実施に係る委託契約を締結し、災害時における救護班の確保を図る。
 - イ 町は、二次医療圏を勘案し、西彼保健所を活用して、災害時医療体制の整備を図る。
- (2) 西彼杵医師会との連携
- 町及び県は、災害時における医療の確保のため、西彼杵医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。
 - ア 町は、あらかじめ災害時の医療救護に関する協定を締結し、災害時における医療救護班の確保を図る。
 - イ 町は、実効性のある支援体制を推進する等、災害時の医療体制の確保のため、西彼杵医師会との連携強化を図る。なお、その一環として平成30年3月に災害時等における緊急対応等に関する協定書を締結した。
- (3) 医療機関の防災マニュアルの作成
- すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアル（以下「医療機関防災マニュアル」という。）の作成に努める。

3. 医薬品等の安定供給の確保

(1) 災害時情報網の整備

町及び県は、医療機関、医薬品等関係団体、西彼杵郡医師会、薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

町及び県は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

(3) 医薬品等の円滑な供給

町及び県は、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、「災害時医薬品等供給マニュアル」により医薬品等の円滑な供給を図る。

4. 防疫に係る防災体制の整備

町及び県は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

第16節 応急救助等における防災体制の整備

1. 町における防災体制の整備

町は、他市町との災害援助協定の締結、応急仮設住宅建設用地の把握、救助物資の備蓄または物資供給に係る関係業者との協定の締結等により、災害発生時に災害救助法による応急救助が迅速かつ適正に実施されるよう防災体制の整備に努める。

2. 災害時の応急救助に係る計画の整備

町は、災害救助法による応急救助の迅速かつ円滑な実施に資するため、適宜地域防災計画を見直し、その周知徹底を図る。

3. 災害時の緊急物資調達計画の整備

(1) 備蓄または調達の基本方針

ア 町及び県は、関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・医薬品・その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。
イ 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、緊急物資の調達が困難になる事態が想定されることから、流通備蓄と現物備蓄の特性を踏まえ、適切な配分により備蓄を行う。

(2) 緊急物資の備蓄拠点等の整備

ア 備蓄にあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄拠点をもうけるなど、体制の整備を図る。

イ 町及び県の備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

ウ 物資の備蓄倉庫にあたっては、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図っていく。備蓄倉庫は、避難所に予定されている施設等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や災害時の迅速な対応を図る。

備蓄倉庫は、耐震・耐火性の高いものとする。あわせて、津波浸水のおそれのある地域においては、津波浸水によりその機能を損なうことがないよう適切な措置を講じる。

エ 個々の備蓄倉庫には単一物品のみを収納するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等、その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意しておく。

オ 被災直後に支給する救援物資については、輸送拠点等で最低限必要な物資をセット化するなど、避難所等での迅速・円滑な支給に努める。

(3) 緊急物資の備蓄・輸送・配布の体制の整備

ア 町及び県は、飲料水、食料、生活物資、医薬品、防災資機材等の緊急物資について、あらかじめ備蓄品目と備蓄量を定めて、備蓄を行う。

イ 町及び県においては、自己の保有する物資の備蓄状況について常に把握しておくとともに、町全域の備蓄状況について、町及び県間において、平素から情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておく。

(4) 主要災害備蓄物資の確保計画

ア 主要食料の確保

米 穀	災害救助用米穀の供給が必要とされる場合は、農林水産省生産局に政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。
-----	---------------------------------------------------

イ 衣料、生活必需品、医薬品等の確保

衣料、生活必需品等	災害に係る衣料、生活必需品等の救出物資については、被災者に対して給与または貸与できるよう、備蓄しておく。
医 薬 品	<p>災害のため医療機関が混乱し、り災地の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、り災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医薬品等については、迅速に供給できるよう、あらかじめ備蓄するとともにその流通状況を把握しておく。</p> <p>また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておく。</p> <p>町の備蓄状況の把握や備蓄内容の統一化を図るなど、災害時に相互支援を行いやすくするための体制作りに努める。</p>

ウ トイレの確保・管理

携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄	<p><u>避難所においてトイレが使用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながる。</u></p> <p><u>発災直後の上下水道等が復旧していない段階でも使用可能な携帯トイレや簡易トイレを町の拠点による備蓄に加え、各自主防災組織における地域での備蓄等十分なトイレを確保することに努める。</u></p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エ 生活空間の確保

パーティション・簡易ベッドの備蓄	<p><u>パーティションや簡易ベッドを各避難所において備蓄し、居住環境を確保する必要がある。</u></p> <p><u>事前に民間事業者と協定するなどにより不足する分については速やかに調達するよう努める。</u></p>
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 備蓄または供給協定を締結して調達等の可能数量を把握する物資は次のとおりである。なお、供給可能数量については、毎年見直すこととする。

食料	米穀、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、牛乳・粉乳、その他必要な食料
生活必需品	毛布、タオル、下着、トレーニングウェア、ゴザ、敷物、卓上コンロ、ボンベ、雨具類、軍手、紙オムツ（大人用）、紙オムツ（子ども用）、ちり紙、鍋、やかん、食器類、バケツ、ポリ袋、マッチ・ライター、ローソク、懐中電灯、乾電池、その他必要な物資

(6) これらの備蓄は物資調達・輸送調整等支援システムにて管理するとともに、災害発生時には、同システムを活用し直ちに備蓄状況を確認し、必要な物資を速やかに把握できる体制を整える。

資料編：備蓄物資一覧表 大規模災害発生時の職員派遣の依頼先及び法的根拠 災害時物資支援協定一覧表

第17節 要配慮者・避難行動要支援者に係る災害予防計画

災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、観光客、外国人等の要配慮者が犠牲になる場合が多く、そのうち、自力避難が困難で特に支援を要する避難行動要支援者の支援体制づくりは重要課題となっている。

町では、地域における平常時からの避難行動要支援者の把握や支援の仕組みを構築することを目的とし、平成30年3月に避難行動要支援者プラン（以下「全体計画」という。）を策定した。町では全体計画に基づき、関係団体の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者対策の強化を図る。

1. 要配慮者・避難行動要支援者に対する安全対策の推進

(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

- ア 町は、本町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。
- イ 町は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するための必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。
- ウ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者で、以下の要件に該当する者の中から掲載する。
 - (ア) 要介護3・4・5の認定を受けている者
 - (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種の交付を受けている者
 - (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - (エ) 療育手帳A1・A2の交付を受けている者
 - (オ) 町の障害福祉サービスを受けている難病患者
 - (カ) その他災害時において特に配慮を必要とすると認められる者
- エ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録する。
 - (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所または居所
 - (オ) 電話番号その他の連絡先
 - (カ) 避難支援等を必要とする事由
 - (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項
- オ 町は避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、町の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するよう努める。
- カ 町は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度または必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- キ 町は、避難行動要支援者名簿について、「長与町情報セキュリティポリシー」を遵守し、適正な管理を行うものとする。

(2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

- ア 町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。

ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

イ 町は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。

この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

ウ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 時津警察署
- (イ) 長崎市北消防署浜田出張所
- (ウ) 長与町消防団
- (エ) 長与町民生委員児童委員
- (オ) 長与町社会福祉協議会
- (カ) 長与町内の各自主防災組織
- (キ) 長与町内の各自治会
- (ク) その他町長の認めるもの

エ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、町は、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (イ) 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関する確認書を町に提出すること。
- (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること。
- (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (カ) 避難行動要支援者名簿情報の提出先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導すること。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。

また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

(4) 社会福祉施設等における安全確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所等における災害時要配慮者への安全確保対策を推進する。町及び県は、施設の管理者が実施する安全確保策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

ア 町は、災害時要配慮者への対応を記載した地域防災計画及び災害時要配慮者避難支援マニュアルを策定する。

イ 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。

ウ 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。

エ 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。

オ 施設の管理者は、あらかじめ入所者の避難誘導方法を定め、職員及び入所者に周知を図り、避難訓練を実施すること。

津波浸水のおそれのある地域等においては、必要に応じて、あらかじめ自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導体制の整備、避難受け入れ施設や避難経路の確認、避難受け入れ施設管理者と受け入れ体制等についての調整等に努める。

カ 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。

キ 発災時において、すでにサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。

ク 町及び県は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

ケ 町、県は、災害時要配慮者に対して、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域において災害時要配慮者の安全対策を推進する。

なお、津波浸水のおそれのある地域では、災害時要配慮者の情報入手や移動に係る制約に配慮しつつ、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即して避難誘導を行えるよう留意する。

(5) 在宅要介護者等の安全確保

町、県は、在宅介護を要する障害者、當時単身または、夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日頃から安全確保の対策を講じておく。

ア 広報等による災害時要配慮者、家族、地域住民に対する啓発活動を実施する。

イ 地域在住の災害時要配慮者の把握と支援体制を確立する。

ウ 地域住民の発災時における災害時要配慮者の避難等安全確保の協力を指導する。

エ 前記各号の実施にあたっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、町は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、避難支援の方法を定めておく。

(6) 観光客・旅行者等の安全確保

町、県、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する

ア 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。

イ 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。

ウ 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

(7) 外国人の安全確保

町、県は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

ア 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。

イ 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

2. 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 町、県は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。
- (2) 町、県は、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動のため、次のような整備を推進する。
- ア 災害時のボランティアの窓口となるセクション（ボランティアセンター）の整備
 - イ ボランティア団体間のネットワークの確立
 - ウ コーディネーター養成
 - エ 医療・看護等専門分野のボランティアの登録等
- (3) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、町社会福祉協議会と協力して次のような支援を行っていくこととなっている。町社会福祉協議会が平成29年8月に策定した長与町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、災害ボランティアセンターの迅速な設置及び効率的な運営を図る。
- ア 災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート
 - イ 情報の収集・提供
 - ウ ボランティア活動支援資金の募金
 - エ 行政機関との連絡調整等

第18節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画

公共公益施設の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連絡等、非常体制の整備を図る。

1. 上水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

町は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の指針等によって、十分な耐震設計及び施工を行う。

(2) 広域応援体制の整備

町は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び日本水道協会が策定する「地震等緊急時対応の手引き」に基づく要請・応援等を行える体制を整備する。

2. 下水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

町は、下水道施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。

(2) 広域応援体制の整備

町は、事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。

(3) 非常体制の整備

町は、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ計画を策定するよう努める。

3. ガス施設

西部ガス㈱、(社)LPガス協会は、施設について各事業者が策定する災害予防計画に基づき、地震災害に備える。

4. 電力施設(九州電力)

九州電力送配電㈱は、日頃から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに非常災害対応体制を整備して、応急復旧活動に努める。

5. 電話施設(西日本電信電話)

㈱NTTフィールドテクノ九州支店長崎営業所は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる。

第19節 相互応援体制の確立

1. 県外への広域相互応援体制の整備

(1) 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の市町村または友好市町村との間の相互応援協定を締結する。また、町は、県外の市町村からの応援要員の受け入れのための連絡窓口の設置、活動拠点等の確保を速やかに行えるよう、あらかじめ調整をしておく。

2. 県内への広域相互応援体制の整備

(1) 防災関係機関との協力体制

町は、町内で災害が発生した場合において、応援を求める内容をあらかじめ防災関係機関と確認しておく。

(2) 県内相互応援（消防）

町は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援をするため長崎県広域常備消防体制による相互応援を実施している。

(3) 県広域防災相互応援体制

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の町の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、市町相互間の災害応援協定を推進する。

資料編：災害時応援協定一覧表

第20節 コンピューターの安全対策計画

地震発生の際、電算室等に設置しているコンピューターの一時停止に対する防災対策として、電算室等での人的被害を最小にするとともに、速やかに再稼働させることを目標とする。

1. 建物に関すること

- (1) 天井、照明器具の落下防止
- (2) OAフロア一床の跳ね上がりや落下防止
- (3) 壁、窓ガラスの破損防止
- (4) 避難エリア、通路の確保

2. コンピューターに関すること

- (1) 機器の移動、転倒防止
- (2) ケーブルの断線防止
- (3) データファイルの破損防止

3. 電源、空調及び回線設備等に関すること

電源設備及び空調設備の固定

4. 保管庫等に関すること

- (1) データファイルの別室への二重保管
- (2) サーバーラック等の転倒防止

5. ソフト面に関すること

- (1) 防災体制の明確化
- (2) 地震時の処置、手段要領の作成と周知徹底
- (3) 復旧連絡網の整備
- (4) 情報セキュリティポリシーの遵守

第21節 防災営農指導計画

1. 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防除するため、町及び県、試験場、農業改良普及センター等が中心となって、必要な技術指導を行うものとする。

2. 指導対策

各種の災害が発生した場合には、専門普及班は、専門事項（農業経営、果樹、野菜、花き、病虫害、土壤肥料等）について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握して災害防除技術対策を早急に樹立し、農業改良普及センターに対し周知徹底の指示を行う。

3. 防災営農方式の確立

町は、県、各試験場、農業改良普及センター等と連携して、地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、果樹、野菜、飼育作物、畜産、その他商品作物を組入れた防災営農方式を確立するものとする。

第22節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質または放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

1. 概要

本県に最も近い原子力発電所は、佐賀県にある玄海原子力発電所であり、役場から約77kmの位置にある。次に近い原子力発電所は、鹿児島県にある川内原子力発電所であり、役場から約114kmの位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

2. 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、県との間において原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町、県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県、町は、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3. 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

町は、県、国等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

4. 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

町、県、水道事業者、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

5. 緊急時の保健医療体制の整備

町は、県、国、保健医療機関と連携し、住民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

6. 知識の普及啓発

町、県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及啓発を図る。

第23節 竜巻・突風災害予防計画

積乱雲の下で、竜巻等による激しい突風が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

1. 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻などの激しい突風は、発現時間が短く極めて小規模な現象のため、最新の技術を用いても観測や予測が難しい。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府・気象庁では、「竜巻から身を守ろう～自ら身を守るために～（リーフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのリーフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

竜巻が接近した時の退避行動

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> 窓やドア、外壁から離れる。 家の一階で中心部に近い、窓のない部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> 車庫や物置・プレハブを退避場所にしない。 コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。 （駆け込める屋内が無い場合は）頑丈な構造物の側にうずくまつたり、側溝等に伏せる。

出典：内閣府・気象庁「竜巻から身を守ろう～自ら身を守るために～（リーフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2. 竜巻突風に対する対策

(1) 竜巻情報等気象情報の取得

竜巻等の発生のメカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、積乱雲の下で発生す

る竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況となったと判断された場合に竜巻注意情報を発表する。竜巻注意情報の詳細については、第2編 第2章 第6節の「1. 予警報等の定義」の「**ケ 竜巻注意情報**」を参照。

(2) 家屋・農作物等の被害防止対策

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 風速50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第24節 雪害予防計画

記録的な積雪により公共交通機関の停止や水道管の破損等、ライフラインが数日間停止する恐れがある。町では、積雪を災害の一種と捉え、防災行政無線を活用した町民への事前啓発に努めるとともに、積雪時を想定した作業体制を構築し、住民の安全確保に努める。

1. 住民への啓発

町は、記録的な積雪が予想される場合、防災行政無線を活用して町民に水道管凍結防止対策等の事前啓発を行うこととする。

また、積雪時は、転倒や屋根からの落雪による怪我防止のため、不要不急な外出を控えるよう防災行政無線で啓発を行うこととする。

2. 道路対策

気象情報等により降雪・凍結が予想される場合は、凍結が生じやすい橋梁部や勾配の急な区間等に凍結防止剤（塩化カルシウム）を配備する。

降雪が発生した場合、速やかに建設産業部職員による道路パトロールを行い積雪状況を確認し、町民の安全性の確保及び生活への影響を最小限に止めることを十分に考慮した上で、町内事業者と協同して凍結防止剤の散布等による融雪活動を行う。

なお、大雪の降り始めから、融けて積雪や凍結等による影響がなくなるまでの間、気象情報に注意し、2次的な災害発生等の予防に努める。

3. 水道管破損対策

凍結による水道管の破損が発生した場合は、長与町管工業協同組合と協同して応急対応にあたることとし、断水発生時は給水車で給水活動にあたるものとする。

なお、給水車で対応できない甚大な断水が発生した場合は、県、日本水道協会及び自衛隊に給水車派遣の協力を依頼する。

4. 資機材、凍結防止剤等の備蓄

町は、積雪等による交通機能の麻痺や転倒などによる人的被害を未然に防ぐため、また、道路の融雪活動を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーンやスタッドレスタイヤ等のほか、スコップ、凍結防止剤等を備蓄する。

また、積雪時は凍結防止剤の需要が増大するため、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定めておくこととする。

さらに、公用車の一部を二輪駆動から四輪駆動に変更し、積雪時に対応できる車両を計画的に増やしていくこととする。

第25節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、または移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

1. 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒步帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒步帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2. 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3. 避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、避難所の運営体制の整備に努める。また、すでに指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

4. 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5. 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

6. 災害時の徒步帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒步帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒步帰宅者を支援する体制を整備する。

7. 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、すでに指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

(3)町及び県は、宿泊施設等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組みを促進する。

第26節 業務継続計画(BCP)

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、令和元年10月に業務継続計画（BCP）を策定した。

1. 町業務継続計画

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の隨時見直しに努めるものとする。

2. 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定を推進するよう働きかけるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1. 防災組織

(1) 長与町防災会議

町長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織するものであり、その所掌事務としては、防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関との連絡調整を図ることを任務とする。

(2) 長与町災害対策本部

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に町長を本部長として、町職員及び町消防団員で構成し、災害予防及び災害応急対策活動を実施する。

(3) 長与町災害警戒本部

災害発生のおそれがある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるときは、副町長を本部長とし、「災害対策本部」設置前の段階として設置する。

2. 長与町災害対策本部

(1) 設 置

災害が発生し、または災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして応急対策が必要と本部長が認めたとき。

(2) 解 散

災害の危険が解消し、またはその災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

(3) 組織及び分掌事務

組織及び分掌事務は次のとおりである。

表-1 長与町災害対策本部組織図

表-2 災害対策本部組織及び事務分掌

(4) 災害対策本部事務局による初動機能強化

大規模災害発生時及び特別警報発表時には、町災害対策本部の初動機能を強化するため、「統括部」「情報部」「対策1部」「対策2部」を設置し、本部長の指示に基づき、優先的な応急対応行動を実施するものとする。災害対策本部事務局は、大規模災害時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、特に、災害発生時から3日程度までの初動対応期について、限定した防災対応力の集中投入を目的とする。

また、災害発生時から3日程度以降に、本部事務局による初動対応が一定の機能を果たせたと本部長が判断した場合は、町災害対策本部各部の事務分掌（表-2 災害対策本部組織及び事務分掌表、配備動員を参照）による対応に移行するものとする。

組織	主な事務・役割
本部事務局 (事務局長：総務部長) (事務局次長：建設産業部長)	大規模災害発生時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、限定した防災対応力の集中投入を図る。 (おおむね3日程度を目安として機能させる。その後の状況を踏まえ、本部長の指示により町災害対策本部各部の体制へ移行する。)
統括部 (部長：総務部長) (副部長：教育委員会教育次長)	<ul style="list-style-type: none"> ・町災害対策本部の設置・運営 ・危機対応方針決定の補佐 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 ・情報部、対策1部、対策2部及び各部・課等への具体的対応の指示及び総合調整 ・職員家族の情報収集 ・消防団・自主防災組織・自治会と連携した災害対応 ・国、県等との連絡調整 ・町有財産の被害状況調査 ・その他本部長の指示対応
情報部 (部長：企画財政部長) (副部長：議会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、整理 ・関連施設の被害状況調査 ・活動状況の記録（時系列情報、写真）、各部の進行管理 ・伝送映像の収集、配信 ・通信機器や通信回線の確保 ・広報活動、マスコミ対応 ・その他本部長の指示対応
対策1部 (部長：建設産業部長) (副部長：水道局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携・連絡調整 ・関連施設の被害状況調査 ・ライフライン被害状況の調査 ・飲料水、食料、緊急物資の確保 ・その他本部長の指示対応

組織	主な事務・役割	
	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、対策チームを編成（例：被害状況調査チーム、給水対応チーム、食料・物資対応チーム等） 	
対策2部 (部長：住民福祉部長) (副部長：健康保険部長)	住民環境課、税務課、収納推進課、福祉課、こども政策課、介護保険課、健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携・連絡調整 関連施設の被害状況調査 避難所の開設・運営 福祉避難所の開設・運営 救護所の開設 医療品等の調達 ボランティアの受け入れ対応 避難行動支援等の全体調整 その他本部長の指示対応 必要に応じ、対策チームを編成（例：被害状況調査チーム、避難所開設・運営チーム、ボランティア対応チーム等）

3. 長与町災害警戒本部

(1) 設 置

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報等により各種の災害が予測されるとき及び震度4の地震が発生または津波予報区の長崎県西方に津波注意報が発表され、災害対策を必要とするとき。

(2) 解 散

気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。

(3) 災害対策本部への切替

大規模災害発生またはその発生が危惧されるとき、もしくは特別警報発表またはその発表が予期されるとき、その規模及び範囲からして応急対策が必要と本部長が認めたとき、かつ、災害対策を総括的、統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

表-1 長与町災害対策本部組織図

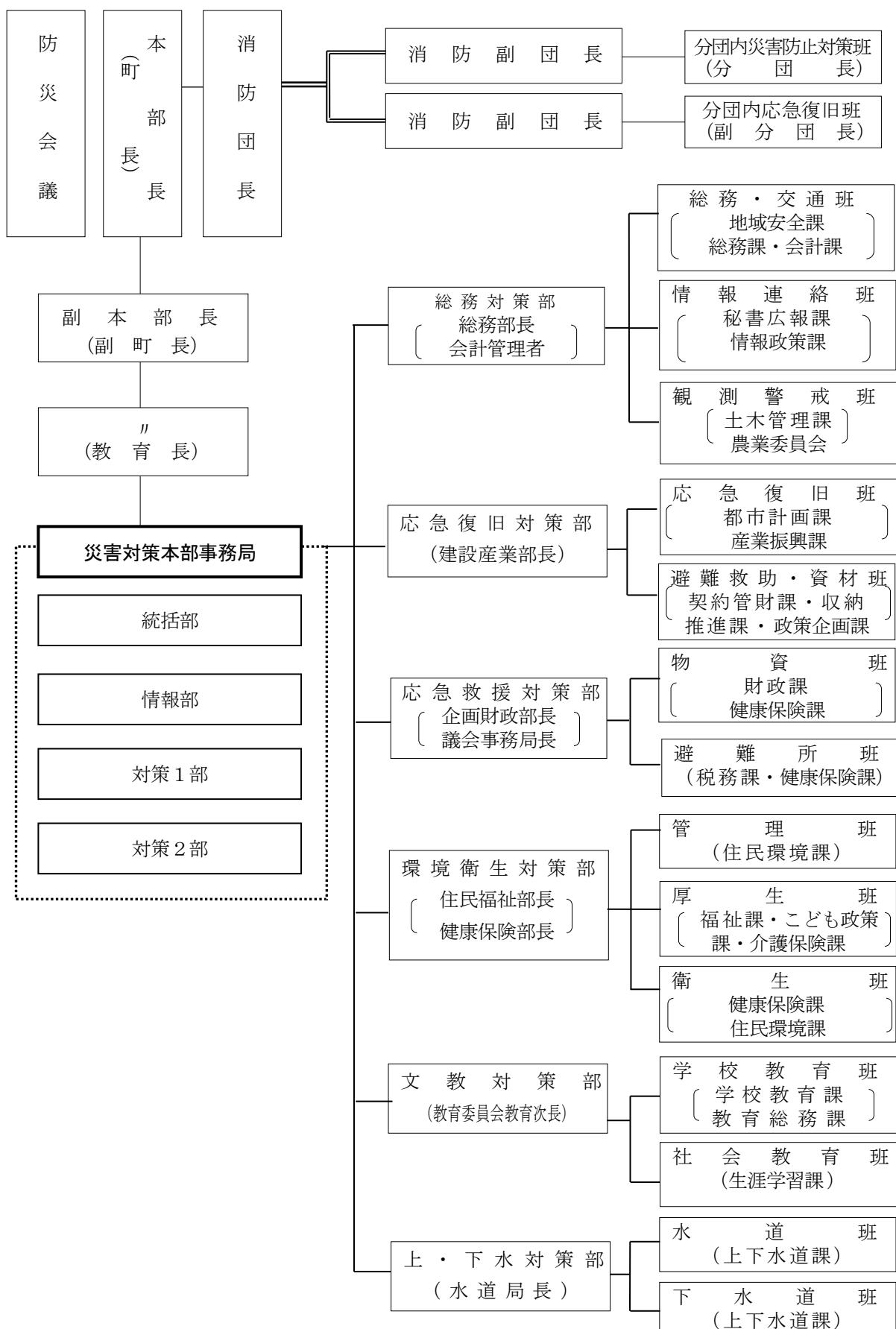


表-2 災害対策本部組織及び事務分掌表、配備動員

部	班 (課)	所掌事務	配備動員		
			第1次	第2次	第3次
各部・班共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること ・所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること ・関係機関、団体等との連絡調整に関すること ・本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること 			
総務対策部	総務・交通班 (地域安全課) (総務課) (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・職員の動員及び配備に関すること。 ・災害気象情報、地震・津波情報等の収集及び広報に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・被害報告に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・他の公共団体への応援要請に関すること。 ・消防団員の動員、配備に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難誘導に関すること。 ・指定避難所及び指定緊急避難場所の決定に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・義援金の受け入れ及び保管に関すること。 ・雇入れ労務者の確保及び配備に関すること。 ・町災害対策本部、町防災会議、県及びその他関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他災害対策本部の庶務に関すること。 ・奉仕車両の受付及び配車計画に関すること。 ・車両等の借上に関すること。 ・災害時における交通安全対策に関すること。 ・救援物資等の輸送に関すること。 ・被害地における住民の公安に関すること。 	7	1 4	全員

部	班 (課)	所掌事務	配備動員		
			第1次	第2次	第3次
総務対策部	情報連絡班 (秘書広報課) (情報政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の命令伝達に関すること。 ・災害状況、応急対策状況の広報に関すること。 ・自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること。 ・ボランティアの受け入れ配備に関すること。 ・各部所管の被害状況、応急対策の実施状況等災害情報の収集に関すること。 	3	5	全員
	観測警戒班 (土木管理課) (農業委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、都市下水路等の水位の通報、監視、警戒に関すること。 ・住民の避難に関すること。 ・土石流対策に関すること。 ・災害に対する警戒及び防衛に関するこ ・・・と。 ・巡回箇所の巡視に関するこ ・・・と。 ・人命救助に関するこ 	4	8	全員
応急復旧対策部	応急復旧班 (都市計画課) (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害箇所の応急復旧工事に関するこ ・・・と。 ・被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関するこ ・・・と。 ・応急仮設住宅の建設に関するこ ・・・と。 ・災害復興住宅に関するこ ・・・と。 ・農林漁業者等への応急融資に関するこ ・・・と。 ・中小企業の災害復旧資金の融資に関するこ ・・・と。 	3	6	全員
	避難救助・資材班 (契約管財課) (収納推進課) (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧等に要する資器材の調達確保に関するこ ・・・と。 ・緊急物品の購入に関するこ ・・・と。 ・応急措置費の算定に関するこ ・・・と。 	3	9	全員
応急救援対策部	物資班 (財政課) (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しその他による食品の給与に関するこ ・・・と。 ・被服、寝具その他生活必需品の給与に関するこ ・・・と。 	3	6	全員
	避難所班 (税務課) (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び管理運営に関するこ ・・・と。 ・被災家屋等の調査、被災者台帳の作成及び災証明の発行に関するこ ・・・と。 ・避難者の健康管理に関するこ ・・・と。 ・応急仮設住宅の入居者選定に関するこ ・・・と。 	3	9	全員

部	班 (課)	所掌事務	配備動員		
			第1次	第2次	第3次
環境衛生対策部	管理班 (住民環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活相談及び援護に関すること。 ・義援金品等の配分に関すること。 ・死傷者及び行方不明者等の調査に関すること。 ・一般住宅等の被害調査に関すること。 ・応急医療及び助産に関すること。 	2	4	全員
	厚生班 (福祉課) (こども政策課) (介護保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯更正、その他災害住宅等の資金の貸付に関すること。 ・災害弔慰金等の支給及び災害援護資金に関すること。 ・在宅の災害時要配慮者対策に関すること。 ・避難行動要支援者名簿の作成・運用に関すること。 ・社会福祉施設等の被害調査に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・保育園児の避難に関すること。 ・保育所の被害調査及び応急対策に関すること。 	3	8	全員
	衛生班 (健康保険課) (住民環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害地の衛生状態の調査に関すること。 ・救護所の設置及び運営に関すること。 ・災害時の防疫及びごみ等の緊急処理に関すること。 ・し尿の緊急処理及び仮設トイレの確保・設置に関すること。 ・保健所・医療機関との連絡調整に関すること。 ・迷ペットの対応及びペットの処理に関すること。 	3	6	全員
文教対策部	学校教育班 (学校教育課) (教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育及び体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・児童生徒の避難に関すること。 ・り災児童生徒に対する教科書及び学用品の支給に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・児童生徒の保健及び学校給食に関すること。 ・学校の避難所開設の協力に関すること。 	2	3	全員
	社会教育班 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 ・町立公民館等の避難所開設の協力に関すること。 	2	6	全員

部	班 (課)	所掌事務	配備動員		
			第1次	第2次	第3次
上下水対策部	水道班・下水道班 (上下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の収集及び応急対策に関すること。 非常用飲料水の給水に関すること。 上、下水道施設の応急対策に関すること。 	3	7	全員
合計			41	91	全員

第2節 動員計画

本計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための町災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員の動員並びに関係機関との連携等について定めるものとする。

1. 職員参集の留意事項

- (1) 発災時は職員自身も被災者であることを鑑み、それぞれが安全確保に十分配慮しつつ、参集する。
- (2) 対策本部の各責任者は、職員の参集状況、参集に要する時間等の情報の集約を行う。
- (3) 職員はそれぞれ参集基準の把握、連絡手段の確保を行い、発災直後でも迅速な対応ができるよう努める。
- (4) 迅速な参集に努め、参集途上においては情報収集を行う。ただし、人命救助等を至急行う必要がある場合には、消防機関等に連絡するとともに、周囲の住民と協力し、人命救助を優先する。

2. 災害対策本部の設置及び閉鎖

地域安全課長は、気象情報等によって災害が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合は、町長に報告しその指示を受けるとともに、副町長または総務部長と協議して、設置区分を決定し対策本部の各部長に通報する。

(1) 設置区分

区分	配 備 時 期	配 備 内 容
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、暴風雨その他の警報及び土砂災害警戒情報が発令され、災害の発生が予想される場合、または軽微な災害が発生した場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき 	災害に対する警戒体制をとるとともに小災害の発生に対処し得る人員を配備する。第2配備に移行しうる体制とする。
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき 	災害発生とともに直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。第3配備に移行しうる体制とする。
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき ・全町域にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき 	動員可能な全職員をもってあたるもので完全な非常体制とする。

(2) 消防団員出動は「消防計画」の配備基準による。

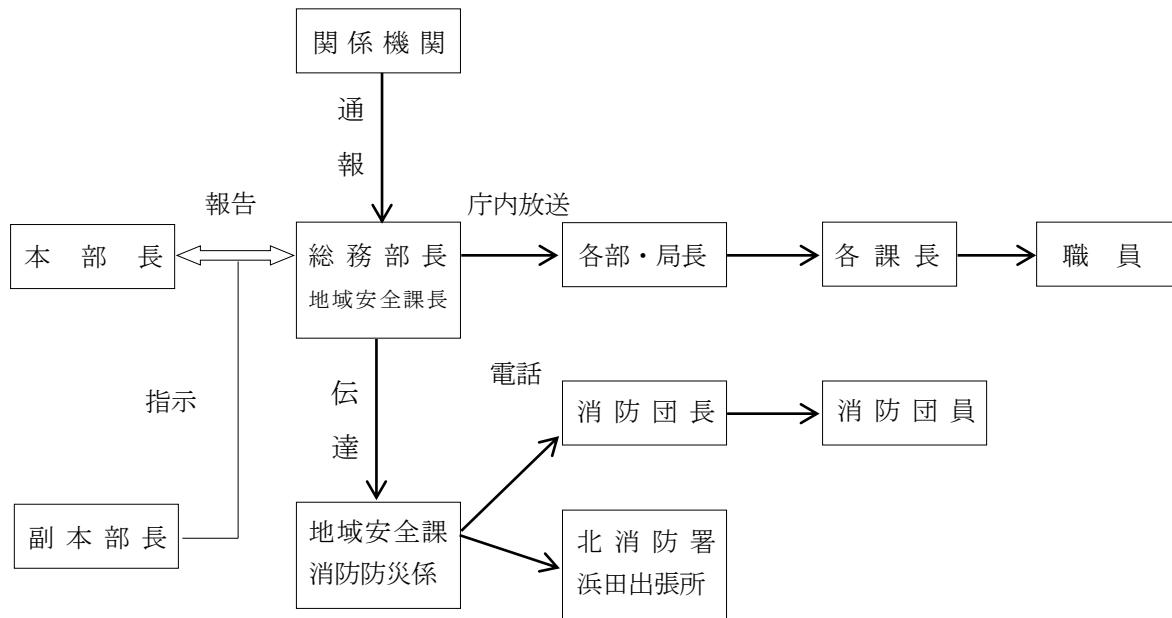
(3) 本部は、災害応急対策を一応終了し、または災害の発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは閉鎖する。

(4) 本部を設置または閉鎖したときは、県（長崎振興局）、関係機関、住民等に対し次により通知公表するものとする。

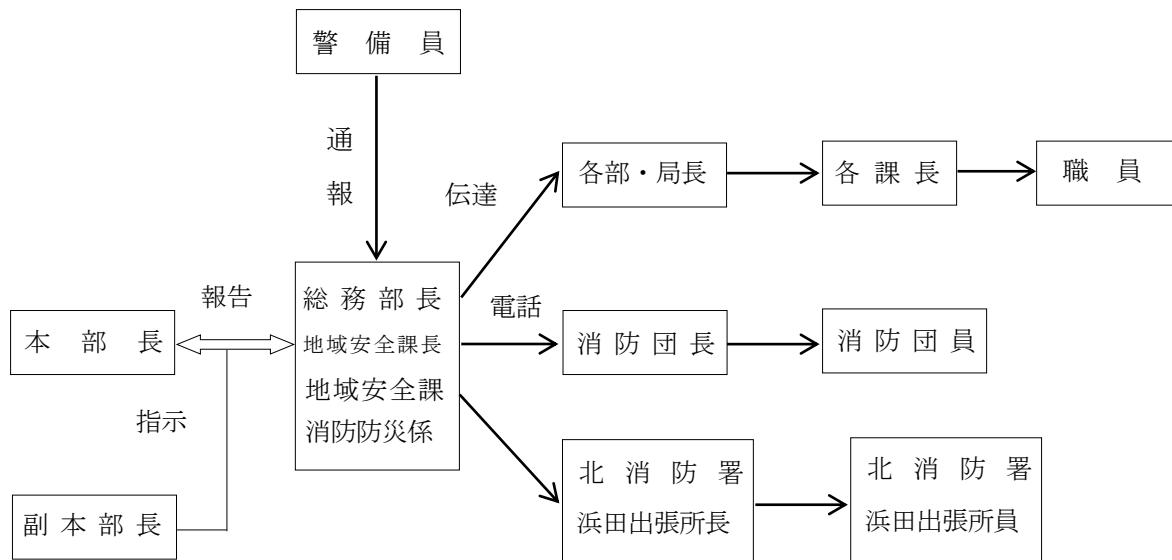
通知または公表先	担当班	通知または公表の方法
各 担 当 班	総務・交通班	庁内放送、電話
関 係 機 関	〃	電話、防災行政無線、防災ファックス
一 般 住 民	〃	防災行政無線、広報車、電話

3. 伝達方法

(1) 勤務中における伝達方法は、次のとおりとする。



(2) 休日、夜間等勤務時間外における伝達方法は、次のとおりとする。



第3節 自衛隊災害派遣要請計画

1. 自衛隊の活動の内容

(1) 一般的な任務及び業務内容

ア 一般的な任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

(ア) 陸上自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 救援物資の輸送
- ④ 道路の応急啓開
- ⑤ 応急の医療防疫
- ⑥ 給水入浴支援及び通信支援
- ⑦ 被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

(イ) 海上自衛隊

- ① 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- ② 人員、救援物資等の緊急輸送
- ③ 状況偵察及び被害の調査
- ④ 船舶火災及び油の排出に対する救援
- ⑤ 航空機による急患輸送

(ウ) 航空自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 人員、救援物資の輸送
- ④ 通信支援
- ⑤ 航空機による被災地の偵察
- ⑥ 海上における航空機、遭難者等の捜索及び救助
- ⑦ 航空機による急患搬送

ウ 町長の要請上の留意事項

(ア) 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。

(イ) 自衛隊は緊急性度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後的一般的な復旧工事等は行わない。

(ウ) 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

(エ) 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに町当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

(2) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

この際、陸海空自衛隊相互に連絡し、任務に適する部隊を派遣する。

災害の規模に応ずる部隊運用の要領はおおむね次のとおり

ア 小規模な災害に対しては各地に駐屯する、最寄りの部隊をもって対処する。

イ 大規模な災害に対しては、まず、最寄りの部隊をもって対処し、所要に応じ他部隊の増援を受け対処する。

(3) 陸、海、空、の相互関係

ア 陸、海、空自衛隊相互の指揮関係は協力関係である。

イ 県内陸、海、空自衛隊各駐屯部隊の総括的な調整の窓口は大村部隊（第16普通科連隊長）が担当する。

2. 県内自衛隊の配置及び管轄区域

資料編：県内自衛隊の配置及び管轄区域

3. 自衛隊への派遣要請

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

(1) 災害派遣要請手続き

ア 知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ 知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、陸上自衛隊第16普通科連隊長に要請する。

緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

(ア) 災害の状況及び派遣を必要とする理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ 自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

エ 要請系統

資料編：派遣要請の系統

(2) 派遣要請事項

(ア) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

(イ) 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

(ウ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助

(エ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

(オ) 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

(カ) 道路または水路の啓開措置

(キ) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(ク) 被災者に対する炊飯及び給水支援

(ケ) 救援物資の無償貸与または譲与

(コ) 危険物の保安及び除去

(サ) その他知事が必要と認める事項

(3) 町長の災害派遣要請の依頼手続き

ア 町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に必要事項を明示し、知事あてに提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

イ 町長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及

び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 町長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

(4) 自衛隊の自主派遣

ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことが出来る。

(ア) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(イ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、町長、時津警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(ウ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(エ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(オ) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

ウ 自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4. 自衛隊との連絡調整

(1) 平常の連絡調整

平素においては、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

(2) 災害発生後

ア 災害発生または、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

(ア) 県本部（県庁内）

(イ) 県北振興局（佐世保）

(ウ) 諫早、大村市役所等

イ 大規模災害または特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び、自衛隊長崎地方協力本部より、又、離島にそれぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

ウ 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

エ 県知事及び町長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

オ 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせるものとする。

5. 派遣を受ける町の態勢及び準備

(1) 連絡調整員の指定

町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者または適任の高級責任者を連絡調整員として指定するものとする。

(2) 宿営地等の手配

町は、災害派遣部隊の宿泊施設、または野営施設の準備をするものとする。

(3) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は町側において担任するものとする。

6. 災害派遣の撤収要請

(1) 町長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

(2) 撤収要請事項

ア 撤収日時

イ 撤収要請の事由

ウ その他

7. 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立部落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当を要する負傷者が発生している。）	緊急着陸または隊員の降下を乞う。
黄 旗	異常事態発生	食料または飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※ 旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。）
了 解 で き ず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。）

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資または通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際はその希望地点に直径10mの④を図示し風向の吹き流しまたはT字型（風向→↑）で明確に示すものとする。

8. 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常派遣を受けた町側の負担とする。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）等の購入借上げまたは修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 無作為による損害補償

9. ヘリコプター離着陸地

甚大な災害が発生した場合は、資料編に掲げる適地（離着陸地）の使用について、町長等と協議のうえ、使用するものとする。

- | | |
|--|----------------------------------------|
| | 資料編：ヘリコプター着陸適地
災害派遣要請依頼書
撤収要請依頼書 |
|--|----------------------------------------|

第4節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策の実施等のため必要がある場合において、技術者、技能者及び労務者等を確保し、災害対策の万全を期するためのものである。

1. 技術者等の確保

(1) 確保方針

応急対策の実施について、本町職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者は、県または公共職業安定所に対し供給斡旋を依頼する。

2. 労務者の確保

(1) 本町において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が確保できない場合は、県または公共職業安定所に対して労務者の確保を要請する。

(2) 賃 金

労務者の賃金は、町内における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

3. 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

救助法が適用され、被災者の応援救助を実施するために、職員等のみでは対処できない場合は、必要に応じ賃金職員等を雇上げ、応急救助の迅速化を期するものとする。

(1) 賃金職員等の雇用ができる範囲は次のとおりである。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助物資の整理、輸送及び配分
- カ 死体の捜索
- キ 死体の処理（埋葬を除く。）

ただし、特殊な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て次の場合も賃金職員等を雇上げることができる。

- ア 死体の埋葬
- イ 炊き出し
- ウ 避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

(2) 賃 金

町内における通常の賃金の範囲内とする。

(3) 期 間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし、必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする

第5節 隣保互助民間団体要請計画

この計画は、災害時の応急対策の万全を期するため民間団体の協力体制の整備確立を図るものである。

1. 実施責任者

民間団体への要請は、町長または町教育委員会が実施するものとし、町では処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町の協力を求めて、応急措置にあたるものとする。

2. 協力要請団体

- (1) 自主防災組織
- (2) 自治会
- (3) コミュニティ
- (4) 各種事業所等
- (5) NPO、ボランティア等

3. 協力活動内容

民間団体は、おおむね次のような作業に従事するものとする。なお、活動内容の選定にあたっては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

- (1) 炊き出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃及び防疫の実施
- (3) 災害対策用物資、資材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 上記作業に類した作業の実施
- (6) 軽易な事務の補助

第6節 気象予警報等の伝達計画

この計画は、災害発生のおそれがある気象業務法に基づく特別警報及び警報、注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災警報等（以下「予警報等」という。）を関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1. 予警報等の定義

この計画において、注意報、警報、特別警報、情報、水防警報、火災警報の定義は、次に定めるとところによる。

(1) 注意報、警報及び情報（気象業務法）

ア 概要

（ア）注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。

（イ）警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。

（ウ）特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。

イ 警報、注意報の種類と発表基準

資料編：気象警報、注意報の種類と発表基準

ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レ

	ベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指標の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指標の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

エ 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

オ 長崎県気象情報

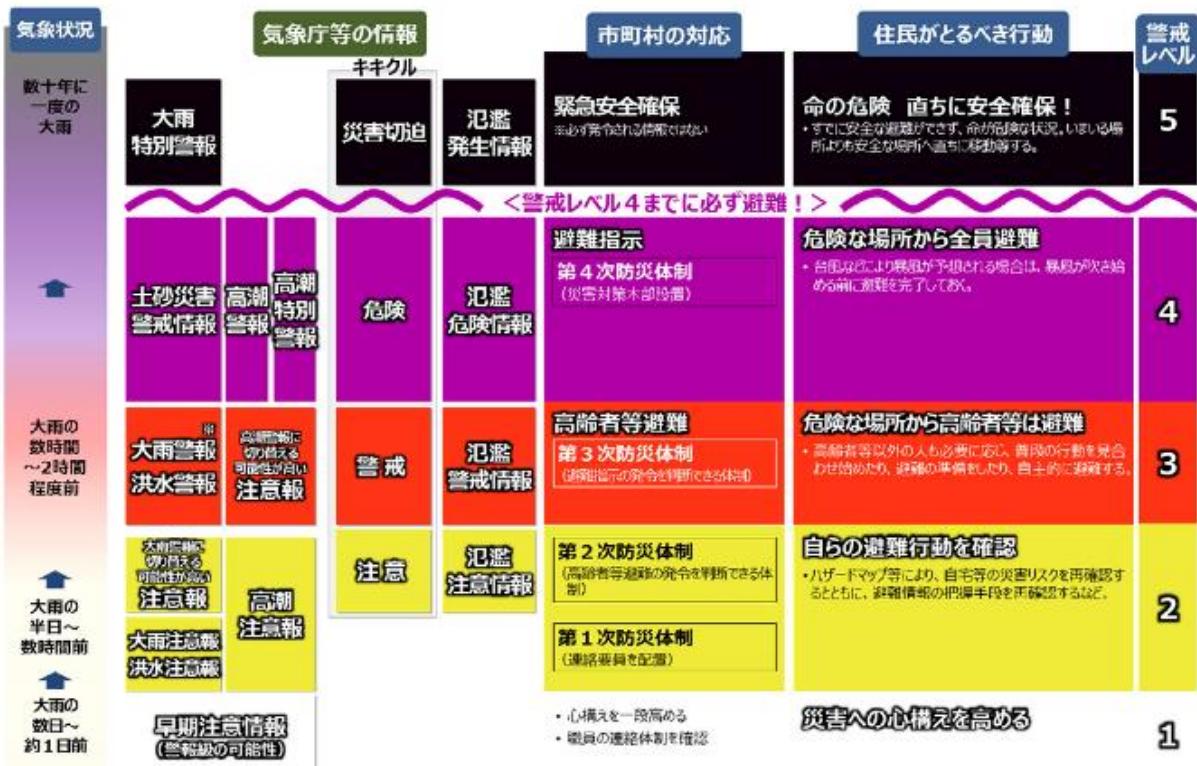
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。



カ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日における時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。

大雨、高潮に関して、〔高〕または〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

キ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生しても おかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、市町を特定して警戒を呼びかける情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。

市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ク 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。

長崎県の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

ケ 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(2) 火災気象通報（消防法第22条）

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達される。

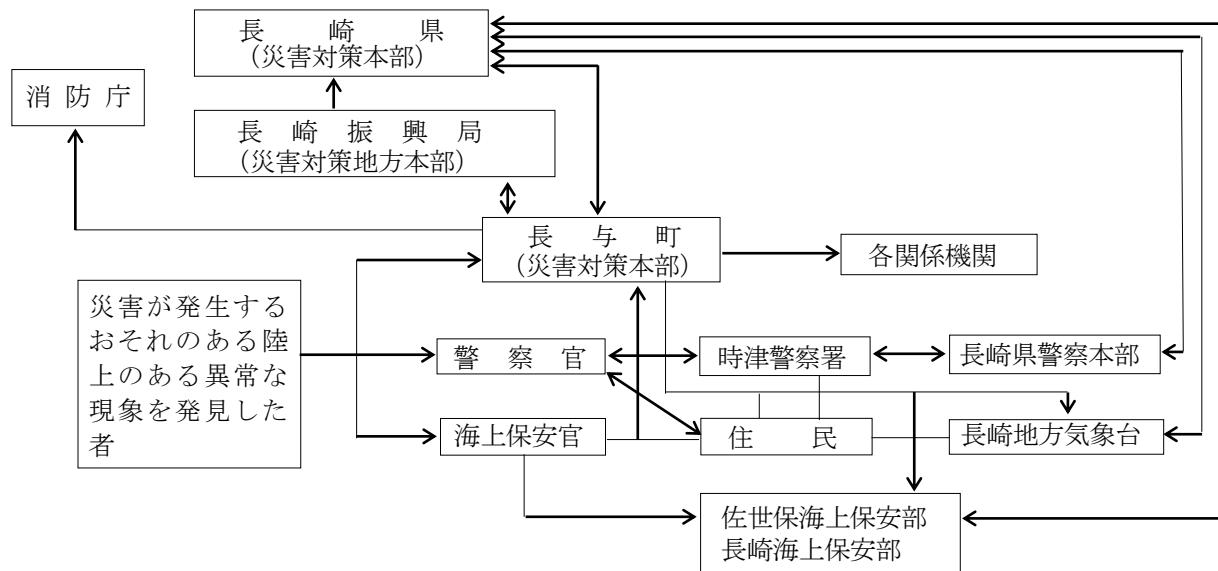
■ 資料編：火災気象通報基準

(3) 異常現象を発見した者の措置（基本法第54条）

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、情報連絡系統図によって関係機関に通報する。

情報連絡系統図



イ 町長が気象庁に通報義務を持つ事項

(ア) 対象になる現象名

① 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻等

② 地震に関する事項

頻発地震

③ 水象に関する事項

異常潮位

異常波浪

(イ) 発生場所

(ウ) 発見した日時分

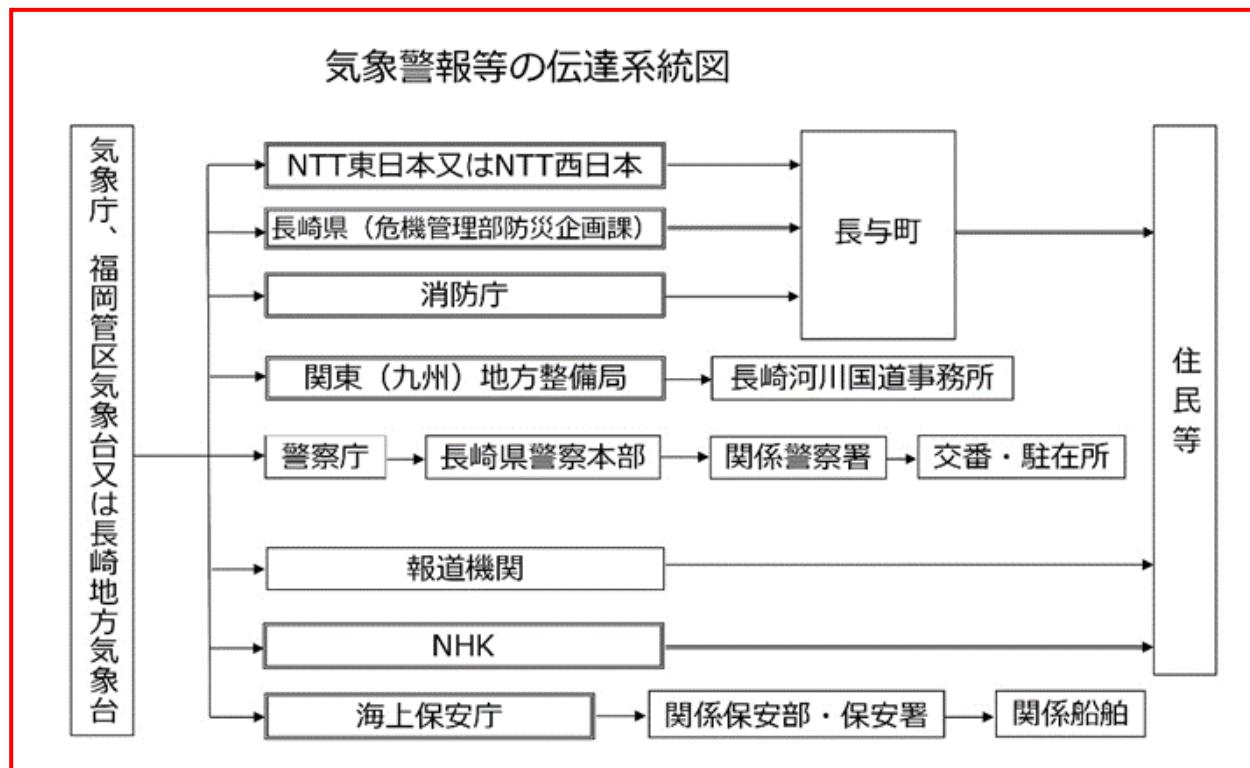
(エ) その他参考となる情報

(オ) 通報手段

町から気象官署に対する通報は、電話または電信による。

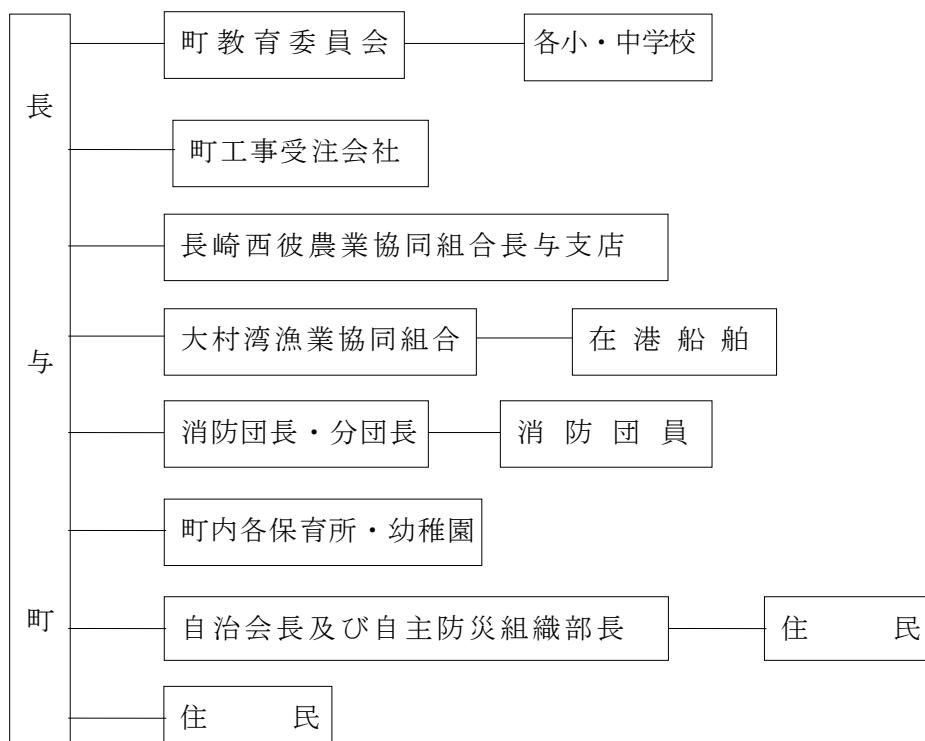
ただし(3)のイ(ア)①及び②については、文書によってもよい。

(4) 気象警報等の伝達系統図



- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知または周知の措置が義務づけられている伝達経路
- 注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供

(5) 本町における特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



2. 特別警報・警報・注意報等の受領及び伝達方法

(1) 関係機関から通報される特別警報・警報・注意報等は、総務部地域安全課で受領する。

受領及び伝達の担当者は次のとおりとする。

受領伝達担当者	備 考
消防防災係	勤務時間内
警備員	勤務時間外

(2) 警備員が特別警報・警報・注意報等を受領したときは、直ちに総務部地域安全課長及び消防防災係に伝達するものとする。

警備員から伝達を受けた総務部地域安全課長は、町長、副町長のいずれかに報告するものとする。

(3) (1) 及び (2) により特別警報・警報・注意報等を受領した消防防災係は、関係機関、住民等に対し次により伝達周知するものとする。

ア 住民に対する伝達

住民には、防災行政無線、広報車等により伝達する。

イ 関係機関等に対する伝達

町から伝達を受けた各関係機関は、「本町における特別警報・警報・注意報等の伝達系統図」に基づき各小中学校、農協支店、在港船舶、分団長及び消防団員に伝達するものとする。

第7節 通信施設利用計画

この計画は、災害が発生するおそれのある場合、または災害が発生した場合における気象予警報等の伝達もしくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用について定めるものとする。

1. 電信電話通信線の利用

(1) 災害時優先電話

災害時における重要な通信の確保のため町が指定を受けている災害時優先電話は、次のとおりである。

資料編：災害時優先電話

(2) 災害時特設公衆電話

避難所等における災害時の通信手段確保のため、災害発生時は町から(株)NTTフィールドテクノ九州支店長崎営業所に特設公衆電話開設の依頼を行い、速やかに利用を開始する。

ただし、緊急の場合においては、町の判断により開設を行い、事後承認を得ることとする。

資料編：災害時特設公衆電話

(3) 非常電報

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取扱を受け、電報の優先利用を図るものとする。

「非常電報」を申し込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて頼信する。

資料編：非常通報用紙

2. 通信途絶時における応急措置

電話線の切断等有線施設が途絶し、災害情報の伝達収集が困難となった場合は、次の通信施設等を利用するものとする。

(1) 長崎地区非常無線通信協議会及びアマチュア無線局に協力を要請する。

ア 非常無線通信施設の利用

無線局は、平常免許状に記載された目的または相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用することは許されないことになっている。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生しましたは発生するおそれがあり、有線通信を利用することができないかまたは利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通、通信の確保または秩序の維持のためにする通信はできる。

長崎地区非常無線通信協議会（会長 長崎県危機管理課長）は、このような場合「非常無線通信」の発動を要請して、非常通報を行う。

イ 非常無線の内容

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報及び天災その他災害の状況に関するもの
- (ウ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (エ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

- (オ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 遭難者の救護に関するもの
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (ケ) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (コ) 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの
- (サ) 救助法第24条の規定に基づき長崎県から医療、土木、建築工または輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。なお、上記通信に伴う料金は原則として無料扱いとする。

ウ 非常通報の頼信手続

- (ア) 受取人のあて名（片仮名）、電話番号
- (イ) 本文（わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文はおおむね200字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。）
- (ウ) 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。）
- (エ) 非常の表示（「非常」と漢字で書く。）
- (オ) 発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く。）

エ 非常通報の頼信

- (ア) 町内無線局または付近の移動局（タクシー等）を利用する。
- (イ) 頼信の方法は、直接無線局へ依頼するか電話による依頼のいずれかとする。

資料編：長与町防災行政無線システム図
長与町防災行政無線一覧表

第8節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

この計画は、基本法及び他の法令等に基づく被害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

1. 被害等の調査

(1) 調査分担

町における被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各部において分担し、関係機関団体等の協力を得て実施するものとする。

なお、災害対策本部設置前の被害調査については、関係課において行うものとする。

被 害 区 分	担当部・班	協 力 団 体 等
人、住家等の被害 社会福祉施設等被害	環境衛生対策部	自治会長、民生委員、施設の管理者、 自主防災組織、コミュニティ会長
農業、林業、水産業 河川、海岸、道路、公園、 都市下水路等の土木関係 被害、町有地等の被害	応急復旧対策部	農協、漁協、自治会長、自主防災組織、 コミュニティ会長
教育関係被害	文教対策部	学校長、施設長
上下水道関係被害	上下水対策部	自治会長、自主防災組織

2. 調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、総務対策部長は、災害の規模により適宜各部長と協議し、調査員の数を決定し、調査を実施するものとする。

3. 災害情報の収集、報告

- (1) 災害対策本部の各部は、電話等により役場に災害発生の連絡が入った場合は、災害発生連絡表兼災害調査報告表により事務処理を行う。
- (2) 災害が発生するおそれがなくなった後において行う住家等の被害調査については、環境衛生対策部で「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府作成）」により行い、調査を完了したときは、災害等調査集計表に集計し、遅滞なく地域安全課消防防災係に報告するものとする。
- (3) 災害対策本部における情報収集は、被害状況を的確に把握し災害発生連絡表兼災害調査報告表、災害概況即報により地域安全課消防防災係に報告するものとする。
- (4) 各部からの被害報告を受けた地域安全課消防防災係は、県その他関係機関に遅滞なく報告するものとする。

4. 被害の認定基準（風水害等）

被害の認定基準は、内閣府が作成する「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によるものとする。

5. 火災の被害認定基準

火災の被害認定基準は、風水害等の認定基準に準じて行うものとする。

6. 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

- 被害状況等の報告にあたっては、大体次に掲げる事に該当する場合に通報する。
- ア 災害救助法の適用基準に該当するもの。
 - イ 県または町が災害対策本部を設置したもの。
 - ウ 災害が2県以上にまたがるもので、長崎県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
 - エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
 - オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
 - カ 地震が発生し、長崎県内で震度5弱以上を記録したもの。
 - キ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる程度のもの。
 - ク その他特に報告の指示があったもの。

種 別	様 式	摘 要
災 害 概 況 即 報	資 料 編	災害が発生したとき、または発生後の状況について被害の程度及びこれに対してとられた措置の概要を長崎県防災情報提供システムで報告するものとする。
事 業 別 被 害 報 告	各 事 業 別 に 定 め ら れ て い る 様 式	他の法令または通達に基づき、各事業別に町長が知事に対して報告するものとする。

(2) 被害報告の要領

- ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ、全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず、災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
- イ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
- ウ 被害報告にあたっては、関係機関と緊密な連絡をとり、情報の交換・調整を図り、被害状況の正確を期するものとする。
- エ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するものまたは特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。

7. 安否不明者の氏名等公表について

災害発生時に、安否不明者等の氏名等の公表が救助活動・人命救助に資することから、原則として氏名等を公表する。但し、家族等の反対または住民基本台帳の閲覧制限がある場合には、非公表とする。

資料編：災害発生連絡表兼災害調査報告表
災害等調査集計表
災害概況即報
災害報告事務の状況一覧（報告者 町長）
被害報告処理系統図（町→県）

第9節 災害広報計画

この計画は、災害時の混乱した事態に民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう、その広報及び報道の内容を定めるものとする。

1. 実施機関

広報担当は、総務対策部の総務・交通班において行う。

2. 実施内容

(1) 災害広報

防災行政無線、広報車、広報紙等の広報媒体を通して住民に広報するものとする。

また、要配慮者に配慮した広報に努める。

- ア 気象情報、地震の場合には余震の状況、津波に関する状況
- イ 災害対策本部の設置または解散
- ウ 被害の状況、2次被害の危険性に関する情報
- エ 住民に対する協力要請及び注意事項
- オ 災害応急対策の実施状況
- カ 道路情報
- キ その他必要な事項

(2) 被災地区への広報

被災地区の住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

- ア 被災の状況及び地区住民のとるべき措置
- イ 避難の指示
- ウ 救護活動及び災害応急対策の状況

第10節 広域応援活動計画

1. 行政機関・民間団体の応援活動

(1) 町

ア 町長は、当該町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

- | | |
|----------------------------------------|------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 | <input type="checkbox"/> 応援を必要とする人員、資機材等 |
| <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所 | <input type="checkbox"/> 応援を必要とする経路 |
| <input type="checkbox"/> その他応援に関し必要な事項 | |

イ 他の市町長に対する応援要請

町は、当該町の地域に係る災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、市町間で締結した災害時の応援協定に基づき、他の市町長に応援を求めることができる。

この場合、応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を実施する。

(2) 県

ア 指定行政機関及び指定地方行政機関に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対して応急措置の実施を要請する。

- | | |
|------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 災害応急措置に必要な職員の派遣 | <input type="checkbox"/> 援助を必要とする人員、装備、資機材等 |
| <input type="checkbox"/> 援助を必要とする場所 | <input type="checkbox"/> 県内経路 |
| <input type="checkbox"/> 期間、その他必要事項 | |

イ 他の都道府県に対する応援要請

知事は、九州・山口各県と締結した災害時の応援に関する協定、関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定に基づき災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、これらの協定に基づき応援を要請する。なお、協定に基づき応援で不足する場合は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

九州・山口各県との応援協定については、以下の項目について定める。

- | | |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 災害応急措置に必要な職員の派遣 | <input type="checkbox"/> 食料、飲料水及び生活必需品の提供 |
| <input type="checkbox"/> 避難・収容施設及び住宅の提供 | <input type="checkbox"/> 緊急輸送路及び輸送手段の確保 |
| <input type="checkbox"/> 医療支援 | <input type="checkbox"/> その他災害応急措置の応援のための必要事項 |

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定については、以下の応援の種類等を定める。

- | | |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 職員の派遣 | <input type="checkbox"/> 食料、飲料水及び生活必需品の提供 |
| <input type="checkbox"/> 資機材の提供 | <input type="checkbox"/> 避難者及び傷病者の受け入れ |
| <input type="checkbox"/> 船舶等の輸送手段の提供 | <input type="checkbox"/> 医療支援 |
| <input type="checkbox"/> その他被災府県が要請した措置 | |

ウ 町に対する応援

知事は、町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実

施との調整を図りながら、必要と認められる事項について応援を実施する。

そのため、町への支援を見込んだ災害対策本部の初動体制を整備するよう努める。

エ 民間団体等に対する応援要請

(ア) 応援協力の対象となる民間団体等

- 商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団
- 大学、高校、各種専門学校等の学生、生徒
- その他県に対し、奉仕活動を申し入れた団体等

(イ) 応援協力要請の時期及び要請事項

知事は、町から要請があったとき、または知事が必要と認めた場合は、次の事項を示して応援協力を要請する。

- | | |
|--------------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 応援協力を要請する人員 | <input type="checkbox"/> 作業内容 |
| <input type="checkbox"/> 作業場所 | <input type="checkbox"/> 集合場所 |
| <input type="checkbox"/> その他応援協力要請に関し必要な事項 | |

(3) 県警察

県公安委員会は、被害の規模に応じて他都道府県公安委員会に対し、速やかに広域緊急援助隊等の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

(4) 応援要員の受け入れ体制

町が災害応急対策を実施するに際して、他県市町村からの応援要員を導入する場合、連絡窓口の設置、支援受け入れのための活動拠点の整備等に努める。

また、防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する

2. 消防の支援

被災した町は被災地以外の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請し、要請を受けた市町は迅速かつ円滑な措置をとる。

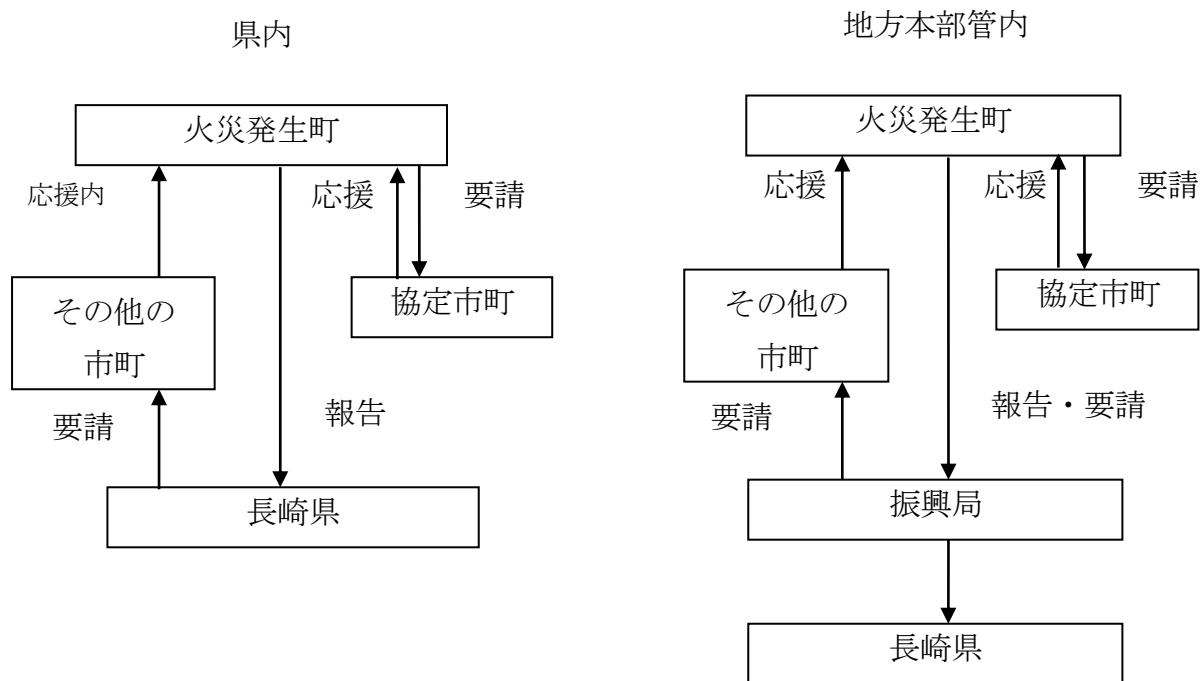
(1) 出動区分

区分	内容	摘要
第一次出動	① 火災が発生した町を管轄する消防機関が出動 ② 火災が発生した町との応援協定に基づき、火災等を認知または覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生町の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援町からの要請 ② 支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ① 受援町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

(2) 応援要請の手続要領

ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。



イ 町が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

- 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- 火災の状況
- 今後の判断
- その他の必要事項
- 気象関係
- 応援消防力及び必要機材

なお、報告要領については電話、ファックス等適宜な方法により実施する。

(3) 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、町現有消防力のおおむね3分の1以内とする。

(4) 応援部隊の任務

被災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

(5) 隣接県との相互応援協定

佐賀県市町村と長崎県市町間との相互応援協定は、「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」（昭和41年2月25日締結）により、相互に受・支援する。

(6) 緊急消防援助隊

県は消防組織法第44条に基づき災害発生した長与町長から緊急消防援助隊の応援要請を受けて応援が必要と認める場合には、消防庁長官に応援要請を行い、各県出動緊急消防援助隊を受け入れて被災において効果的に活動できる体制を確保するものとする。

3. 自衛隊の支援

自衛隊の支援については、本章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照のこと。

第11節 社会秩序を維持する活動計画

1. 町

(1) 住民に対する呼びかけ

町長は、当該町の地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生した場合は、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施する。

(2) 県に対する要請

町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置または広報の実施を要請する。

2. 県

(1) 県民への呼びかけ

知事は、流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、または生ずるおそれがあるときは、県民のとるべき措置等について呼びかけを行う。

(2) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

ア 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。

イ 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告または公示を行う。また、特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗または倉庫の立ち入り調査を実施する。

ウ 関係機関等への協力要請

国、他の都道府県、事業者団体等に対し、必要に応じ協力要請を行う。

エ 物資収容等の措置

物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令、物資の収容等の措置をとる。なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り、協力を求める。

(3) 国に対する緊急措置の要請

知事は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱した場合は、混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、国に対して緊急措置の実施を要請する。

3. 県警察

(1) 被災地等におけるパトロール活動

ア 無人店舗、家屋等の防犯対策

県警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等のパトロールを推進し防犯対策を徹底する。

また、災害の危険等があり、被災者が自宅の場所に立ち入ることができない場合には、パトロールにより被災者の住宅の状況を把握し、情報を提供するよう努める。

イ 相談、トラブル防止対策

県警察は、避難所等における流言飛語や各種トラブルによる被災者の治安に対する不安感を払拭するため、パトロールや相談しやすい環境を整備し、被災者・避難者の安全・安心を確保する。

ウ 被災地等における要配慮者への支援

県警察は、被災地等の要配慮者が犯罪被害に遭う不安を解消し、安全・安心を実感できるようするため、巡回・パトロール活動を推進する。

(2) 重点を指向した各種犯罪の取締まり

県警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、義援金名目の詐欺事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行い、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努める。

(3) 地域住民と連携した防犯活動

ア ボランティアと連携した防犯活動

県警察は、被災地等における犯罪の防止を徹底するためには、各種ボランティア関係機関・団体等と連携したうえで、きめ細かい警戒活動を実施する必要があることから、被災地において、自主的な防犯活動を行う団体に対するパトロール用品の提供、合同での警戒活動の実施等による活動支援を行う。

イ 適切な情報の提供

県及び県警察は、地域住民等による、より効果的な自主防犯活動が行われるように、犯罪等の発生状況や被害の防止方法等の安全確保にとって必要な情報の提供を行う。

第12節 都市災害応急対策計画

1. 災害発生直後の施設の緊急点検

- (1) 都市公園等都市施設の点検を実施するとともに、避難地または避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

2. 二次災害の防止対策

下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

3. 震災における消防活動への支援

水泳プール、池及び井戸水、下水道の処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用を図るものとする。

4. ライフライン施設の応急復旧

- (1) 下水道については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ作成された下水道業務継続計画に基づき、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとし、また、施設の応急復旧に関しては、必要に応じ広域的な応援を求ることとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、避難所等の仮設トイレのし尿処理については、受け入れ可能な下水処理場の情報を提供する。
- (2) 必要に応じ、水泳プール、池及び井戸水、下水道の処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用を図るものとする。
- (3) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

5. 応急仮設住宅の建築支援等

空地や広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供を図るものとする。

第13節 水防計画

この計画は、基本法及び水防法の趣旨に基づき、河川、湖沼、海岸もしくは港湾の洪水または高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するためのものである。

1. 長与町災害警戒・対策本部の設置

水防に關係にある気象の予報、注意報、警報、特別警報等により、洪水高潮等による水災が予想されるときから、その危険が解消するまで本章第1節「組織計画」及び「水防計画」に基づき長与町災害警戒・対策本部を設置し、水防配備体制を整える。

なお、水防計画は、平成25年6月の水防法の改正に伴い、以下の項目を記載する。

- (1) 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資器材の貸与、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力
- (2) 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における自主避難確保・浸水防止の取組みの推進
- (3) 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携

2. 消防団の配備区分

町消防団の配備区分は、本章第15節「消防計画」で定める配備区分に準じて行うものとする。

3. 動員配備の伝達方法

動員配備の伝達方法は、本章第2節「動員計画」によって行う。

4. 雨量、水位及び潮位の通報と水防信号

- (1) 関係機関から気象注意報、警報の通報があった場合は、巡視、観測等に基づく情報を得て、水位、雨量、その他必要な事項について、地域住民等に周知するとともに配備の万全を期するものとする。長崎県が水防警報を行う河川（水防警報河川）、水位情報を通知及び周知する河川（水位情報周知河川）の水位が氾濫危険水位に到達したとき、河川管理者から水防管理者に直接電話連絡を行う【ホットライン】。
- (2) 水防信号は、すべて長崎県水防信号規則で定めるところにより行う。

5. 重要水防区域と重要水防箇所

重要水防区域と重要水防箇所は、本編第1章第8節「災害危険区域予防計画」で掲げているとおりである。

6. 水防工法

水防工法は、堤防の組成材料、護岸の状態等を考慮し、その付近で得やすい最も有効な材料で行うものとする。

7. 水防倉庫及び水防資機材の備蓄

水防倉庫及び水防資機材の備蓄については、本編第1章第6節「防災業務施設及び備蓄物資の整備計画」により行う。

8. 自衛隊の派遣要請

水防上自衛隊の派遣を必要と認めたときは、本章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」により派遣要請を行う。

9. 水防訓練

水防訓練は、本編第1章第2節「防災訓練計画」により実施する。

10. 水防協力団体の指定促進

水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

11. 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における取組み

浸水想定区域内の高齢者等利用施設、大規模工場等の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取組むとともに、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、長崎河川国道事務所は、高齢者等利用施設や大規模工場等の事業所等に対し、避難確保計画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行うものとする。

12. 県が水位到達情報の通知を行う河川（水位周知河川）

(1) 対象河川

河川名	水位情報周知区間	距離	水位到達情報発表者	関係水防管理団体
長与川	左岸：長与町本川内郷 1449番5～海まで 右岸：長与町本川内郷 1467～海まで	7770m	長崎振興局長	長与町

(2) 基準となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
長与川	長与駅前	長与町吉無田郷	1.20m	1.70m	1.70m	2.20m

13. 水位情報周知河川に関する避難計画

この計画は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため定めるものとする。

(1) 避難の基本方針

- イ. 浸水想定区域の居住者は、避難場所の非浸水階層に避難する。
- ロ. 避難場所へ避難できない者は、付近の2階建て以上の堅牢な建物（非木造）の非浸水階層へ避難する。

(2) 避難指示基準

- イ. 長与川

同章第18節「避難計画」3によるものとする。

(3) 避難指示対象区域

避難指示対象区域は、長崎県長崎振興局が指定・公表している「長与川洪水浸水想定区域」を基本とする。

(4) 洪水予報、避難指示等の伝達

水防法第15条第1項第1号に基づき伝達する避難指示等の伝達は、同章第6節「気象予報等伝達計画」の例によるものとする。

(5) 避難場所

水防法第15条第1項第2号に基づく避難場所は、同章第18節「避難計画」9で指定する指定避難所とする。

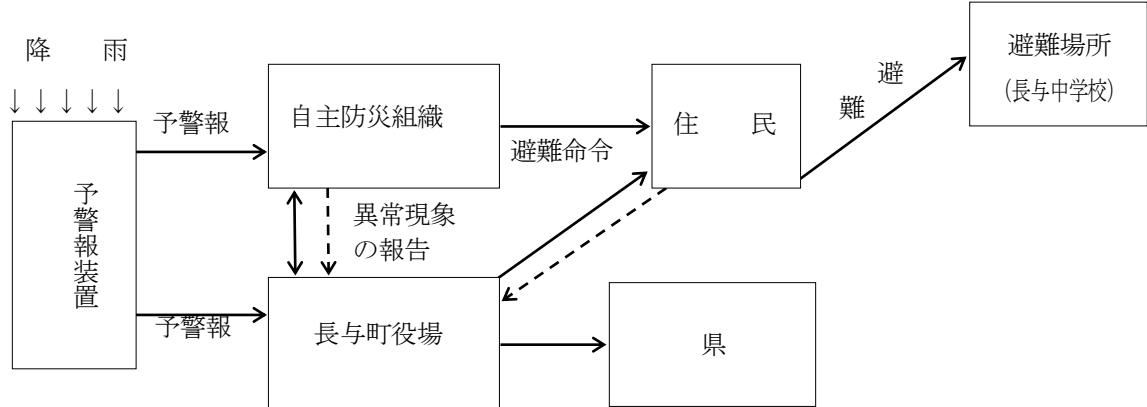
第14節 土石流予警報装置との連絡体制

1. 土石流予警報装置設置箇所

所在地 長与町丸田郷417一ロ [T式]

設置年度 昭和58年度

2. 土石流予警報装置からの情報伝達



3. 土石流予警報装置からの警報

注意報 こちらは土石流予警報装置です。

ただ今降雨量が警戒値を越えました。 (3回くり返し)

警戒報 こちらは土石流予警報装置です。

ただ今降雨量が警戒値を越えました。

直ちに避難してください。 (3回くり返し)

第15節 消防計画

この計画は、本町消防団が災害時における防災活動に万全を期するため必要な計画を定めるものである。

1. 長与町消防団の組織及び編成表

団組織及び編成表は次のとおりである。



2. 火災対策

(1) 火災出動区分

火災時の消防団の出動区分は、次のとおりとする。

火災発生場所により次の出動区分により出動させる。

地 区	第 1 次 出 動	第 2 次 出 動	第 3 次 出 動
本 川 内 郷	7、3、5、本部分団	4、6、8分団	全分団
平 木 場 郷	3、5、7、本部	4、6、8	〃
三 根 郷	5、3、7、本部	4、6、8	〃
吉 無 田 郷	4、5、8、本部	3、7、6	〃
ま な び 野	4、6、8、本部	5、3、7	〃
高 田 郷	6、4、8、本部	5、3、2	〃
北 陽 台	8、6、4、本部	5、3、7	〃
丸 田 郷	8、4、2、本部	5、3、6	〃
嬉 里 郷	8、4、2、本部	9、5、6	〃
斎 藤 郷	9、2、1、本部	8、4、5	〃
岡 郷	1、2、9、本部	8、4、5	〃

(2) 現場活動

- ア 各地区火災においては、地元分団は応援分団に対し水利への的確な誘導を行う。
- イ 第2次出動分団は、現場到着と同時に常備消防隊、団長の指示を受けるものとする。
- ウ 第2次出動にあたっては防御線を構成し、飛火警戒と延焼防止に全力を集中するものとする。
- エ 本部団員は、地域安全課に火災状況を的確に報告するものとする。
- オ 常備消防隊長及び消防団長は、第2、第3次出動が必要であると判断した場合は、本部団員または各分団長に招集の指示をなし、直ちに地域安全課に連絡し、出動を命ずるものとする。

3. 風水害に対する防災対策

(1) 出動要請基準

災害警戒本部、対策本部設置時の出動要請基準は、次のとおりである。

災害警戒本部	必要に応じて要請する	
災害対策本部	第1配備	153人
	第2配備	全団員

(2) 気象状況の把握

大雨が降るおそれがあるときは、団員はテレビ、ラジオ等により気象情報の把握に努めるものとする。

(3) 情報の収集及び伝達

ア 気象注意報もしくは気象警報、危険区域の状況等応急対策に必要な情報の収集、伝達及び報告は、本章第6節「気象予警報等の伝達計画」の情報連絡系統図、本町における予警報等の伝達系統図により迅速かつ確実に実施するものとする。

(ア) 団員は、危険区域内の警戒巡視、情報の収集、避難情報等の伝達広報を実施する。

(イ) 情報の報告、連絡等は、有線電話、防災行政無線、IP無線機を有効に活用する。

(ウ) 住民に対する情報の伝達または広報は、関係機関と協力し、消防車による広報で周知徹底を図る。

(4) 団員の非常招集

ア 災害警戒・対策本部長は、警戒体制をとる必要があると認められるときは、その配備種別を指定し、所要人員を団長に報告し、団長は消防団員に対し非常招集を命ずる。

イ 団員の非常招集は、各分団長に電話による招集か、必要に応じて防災行政無線、IP無線機及びサイレン信号により招集する。なお、特に緊急を要する場合は、分団長は直接所要の団員を招集することができるものとし、この場合速やかに団長に報告しなければならない。

ウ 各分団は、あらかじめ分団内の非常招集計画を定めておくものとする。

エ 団員の応召場所は、消防格納庫とし、消防車等の出場体制を確保のうえ、待機する。

(5) 団員の警戒

ア 招集を受けた団員は、団長または分団長の指示により管轄区域内を適宜巡回して危険箇所の発見と防除に努め、さらに住民に対して防災態勢の指導と予定避難場所の周知に努めるものとする。

イ 特に所轄内に山崩れ、がけ崩れの発生するおそれの多い地区及び大雨により氾濫するおそれのある河川沿岸を管轄する分団は、警戒を厳重に行うものとする。

(6) 事前措置

団員は、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれのあると認められる設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとる必要があると認められるときは、直ちに災害警戒・対策本部に報告しなければならない。

(7) 警戒区域の設定

ア 災害が発生し、または発生しようとしている現場において、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、直ちに警戒区域を設定し、防災業務に従事する者以外の者に対し当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域から退去を命じ、住民等の保護にあたるものとする。

イ 警戒区域を設定したときは、必要な箇所にロープ等展張するとともに、標示等によって明示し、かつ警戒員を配置する。

ウ 警戒区域を設定したときは、直ちに災害警戒・対策本部に報告する。

(8) 現場活動

ア 災害が発生するおそれがある場合等の事前措置及び災害が発生した場合の応急作業は、主として地元分団で行い、さらに応援を必要とするときは、隣接分団の出動を求める。

イ 応援出動の要請は、原則として災害警戒・対策本部を経て行うものとするがその連絡が困難またはそのいとまがないときは、現場にいる団長もしくは副団長（分団長）または消防隊の指揮者が直接要請することができる。

この場合、速やかに災害警戒・対策本部に報告しなければならない。

4. 地震または津波に関する防災対策

(1) 地震または津波の災害は、突然発生するため日頃から知識の普及を図っておくことはもちろんであるが、地震または津波の災害の発生においては次のことについて緊急に措置しなければならない。

ア 地震による災害が発生したときは、直ちに災害対策活動を実施する。

イ 海面状態の監視を、次のとおり実施する。

(ア) 各沿岸地域を管轄する消防分団は、直ちに団員の非常招集を行い、海面状態の監視にあたるとともに北消防署浜田出張所、時津警察署と協力して沿岸付近住民に対する津波危険の広報または避難のための指導を実施する。

(イ) 団長、副団長（分団長）は、海面監視中に異常を認めた場合は、直ちに地域安全課に報告するとともに危険地域の住民及び船舶の避難を指示する。

(ウ) 海面監視を終了する場合は、地域安全課に連絡のうえ、その指示による。

5. 応援部隊の要請

(1) 非常災害の発生により、本町の消防力をもっても対応困難な場合は、長崎県または本町と相互応援協定を締結した市町に対し応援を要請する。

(2) 応援要請手続き要領

ア 次の系統図により行う。



イ 応援を要請する場合は、次の事項を具備した内容により電話、防災行政無線用ファックスまたは電報により要請するものとする。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 灾害の状況
- (ウ) 気象関係
- (エ) 今後の判断
- (オ) 応援消防力及び必要機材
- (カ) その他必要事項

6. 応援部隊の誘導

応援部隊が有効適切な消防活動ができるよう次の諸点に留意して誘導する。

- (1) 応援部隊の集結場所の明示
- (2) 所要の誘導員の派遣
- (3) 最高指揮者の意図の徹底
- (4) 水利への誘導
- (5) 消防活動部署の指定

第16節 危険物災害応急対策計画

この計画は、最近多発している危険物（石油類、高圧ガス、火薬類等）災害の発生と被害の拡大を防止するため必要な応急措置の大綱を定めることを目的とする。

1. 高圧ガス対策

関係機関は、高圧ガスによる災害が発生し、または発生するおそれがあるときには、次の応急措置を講ずるものとする。

(1) 製造業者等の措置

- ア 製造施設または消費施設が危険な状態になったときは、製造または消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、または大気中に放送出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最少限の要員を残し他の作業員は退避させる等安全措置を講ずること。
- イ 販売施設、貯蔵所または充てん容器等が危険な状態になったときは、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずること。
- ウ 万一応急措置を講ずるいとまがないときは、機を失すことなく従業員または附近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関へ通報し協力を要請すること。
- エ 充てん容器が損傷または火災を受けたときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、または容器を水中もしくは地中に埋める等応急措置を講ずること。

(2) 知事の措置

- ア 製造もしくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部または一部の使用を一時停止することを命ずること。
- イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限すること。
- ウ 高圧ガスまたはこれを充てんした容器の所有者または占有者に対し、その廃棄または所在場所の変更を命ずること。

2. 放射性物質対策

地震、火災、その他の災害が起こったことにより放射性物質と関連した事故が発生し、または発生するおそれがある場合、関係機関は次の応急措置を講ずるものとする。

(1) 事業者等の措置

- ア 警察官、海上保安官への通報・連絡
- イ 施設内部にいる者、運搬従事者、これらの附近にいる者等への避難警告
- ウ 放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者の救出と避難
- エ 汚染の拡大防止及び除染
- オ 放射性同位元素の移動と看視
- カ 消火及び放射性同位元素への延焼防止
- キ 立入制限区域の設定及び立入規制
- ク その他放射線障害防止のために必要な措置

(2) 警察の措置

- ア 事故情報の収集
- イ 事故実態の把握
- ウ 救助活動
- エ 交通規制（警戒線の設定、立入規制、広域交通規制等）
- オ 生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持を図るために必要な措置
- カ その他の必要な措置

(3) 消防機関の措置

- ア 県消防保安室への報告
- イ 事故実態の把握
- ウ 火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定
- エ 救急・救助活動
- オ その他必要な措置

(4) 海上保安部の措置

- ア 事故実態の把握と上級庁への報告
- イ 現場海域への立入制限
- ウ 人命救助
- エ その他必要な措置

(5) 知事の措置

- ア 事故情報の収集、整理及び分析
- イ 関係省庁への報告
- ウ 関係機関の調整
- エ 専門家の現地派遣要請
- オ 対外発表
- カ その他必要な事項

(6) 事業者等の報告事項

- ア 事故発生の日時、場所、原因
- イ 発生し、または発生するおそれのある障害の状況
- ウ 講じ、または講じようとしている応急措置の内容

(7) 事故時の連絡体制

資料編のとおり

資料編：事故時の連絡体制

(8) 関係省庁の役割分担

資料編のとおり

資料編：関係省庁の役割分担

3. 危険物等積載船舶等の応急対策

石油類等の危険物、その他特殊貨物積載船舶等の特殊火災に際しては、海上保安部では、化学消火及び流出油の拡散防止等の措置をとり、消防その他の関係機関と協力し、災害拡大、延焼防止に努める他、必要に応じ危険物積載船舶の移動を命じ、船舶交通の制限または禁止を行い、危険物荷役の制限または禁止等の措置をとる。

第17節 救助法の適用に関する計画

この計画は、災害が発生した場合における災者に対する応急救助に関し、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じ、町長の責任において実施する救助について定めるものである。

1. 救助の本質

救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩むり災者に対して、応急的、一時的に救助を行うものである。（法第1条）

2. 実施機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている。（法第2条、法第17条）

さらに同じ理由により知事が認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。（法第13条第1項政令第17条）

- (1) 収容施設の供与（応急仮設住宅の設置を除く。）
- (2) 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与（購入を除く。）
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 学用品の給与（購入を除く。）

3. 災害救助法適用基準

救助法による応援救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市町村の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

(1) 適用基準Ⅰ

本町区域において60世帯以上の住家が滅失したとき。

(2) 適用基準Ⅱ

長崎県下において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、本町区域において30世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

(3) 適用基準Ⅲ

長崎県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合または当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、本町区域内で多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 適用基準Ⅳ

多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

（注）住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家が滅失したⅠの世帯とみなす。

4. 法適用の手続

- (1) 町長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したときまたは達する見込みがある場合は、被害状況を速やかに知事に報告するものとする。
- (2) 知事は、法を適用する必要があると認めるときは、法の適用を決定のうえ、県公報により救助を実施する区域を公告し、当該市町村に対し法適用期間、救助の種類等を通知するものとする。
- (3) 知事は法第13条第1項の規定により、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長

が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知する。

(4)(3)において、市町村長が行うこととする事務が法第7条から第10条までに規定する事務の場合は、直ちにその旨を公示するものとする。

5. 救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第18節 避難計画

この計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示等の伝達、避難誘導、避難所の開設等を実施することにより、居住者等の生命、身体等を災害から保護するためのものである。

1. 避難指示

区分	実施責任者	拠法法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示	町長	災害対策基本法 第60条	災害全般について	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示。 (町は県に報告)
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条	災害全般について	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示。 (町に通知)
	知事、その命を受けた職員または水防管理者	水防法 第29条	洪水、高潮について	洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示。 (水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事またはその命を受けた吏員	地すべり等防止法 第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示。 (当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法 第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険をおよぼすおそれがある災害において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法 第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)

2. 高齢者等避難

- (1) 町は、避難指示を発令する前段階において、住民に対して高齢者等避難を呼びかけるとともに、災害時要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令するものとする。
- (2) 住民は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、町が高齢者等避難を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動するものとする。

3. 避難指示等の判断基準

(1) 土砂災害

ア 避難すべき区域の選定にあたっては、指定される土砂災害警戒区域等を原則としつつ、土砂災害警戒区域等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難指示等の対象となる「避難すべき区域」を判断するものとする。

イ 具体的な基準

避難指示等は資料編の基準を参考に、今後の気象予測や巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令する。

資料編：避難指示等の判断基準（土砂災害）

(2) 河川の氾濫

ア 具体的な基準

河川の氾濫については、河川水位等を参考情報として町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

資料編：避難指示等の判断基準（河川の氾濫）

(3) 高潮災害

ア 具体的な基準

避難指示等は資料編の基準を参考に、今後の気象予測、海岸巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令する。

資料編：避難指示等の判断基準（高潮災害）

(4) その他

ア 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

イ 有害ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあるとき。

ウ その他の自然的、人為的な災害により生命または身体に被害を受けるおそれがあるとき。

4. 避難指示の伝達

関係住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち、実情に即した方法により周知徹底を図る。（伝達系統は別表1）

また、町は長崎地方気象台や長崎河川国道事務所等の国の機関や県から、避難指示等の発令基準の策定について、支援及び助言を受けるものとする。また、町は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

(1) 関係者による直接口頭または携帯マイクによる伝達

(2) サイレンによる伝達

(3) 消防車、広報車による伝達

(4) 防災行政無線（戸別受信機含む）による伝達

(5) 自治会長及び自主防災組織等を通じ電話による伝達

(6) 緊急速報メールによる伝達

(7) 登録制メールによる伝達

(8) フリーダイヤルによる伝達

(9) SNSによる伝達

- (10) 町ホームページによる伝達
- (11) ケーブルテレビによる伝達
- (12) レアラート（災害情報共有システム）による伝達

5. 避難指示の内容

- (1) 要避難地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項

6. 屋内での待避等の安全確保措置

避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、町は居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

7. 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を町長が設定する。ただし、警察官または海上保安官は、町長（権限の委託を受けた職員を含む。）が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定する。

なお、警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講じるとともに、町長、警察官及び海上保安官は、協力し、住民の退去の確認を行い、可能な限り防犯・防火のためにパトロールを実施する。

8. 避難の誘導

- (1) 避難の誘導にあたっては、消防団、自主防災組織との連絡を密にし、避難場所、避難路、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に必要な情報の提供に努め、人命の安全を第一に行うものとする。
- (2) 避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用するなどして、避難行動要支援者及び要配慮者を先に行い、危険な箇所には標識、縄張りを実施し、誘導員を配置して、避難中の事故を防止するものとする。
- (3) 避難誘導員は、避難者の立ち退きにあっては、携行品を必要最小限度に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導する。
- (4) 携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。
- (5) 避難者が自力により立ち退き不可能な場合は、車両等により輸送を行うものとする。
- (6) 福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等と連携の下、一人ひとりの要配慮者及び避難行動要支援者に対して、具体的な避難支援の整備を図り、また、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力のもと、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

9. 避難場所の指定及び周知

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。（以下、指定緊急避難場所及び指定避難所を総称して「避難所」という）

町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、施設等の管理者の同意を得たうえで、次の基準に適合する施設または場所を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の異常な現象ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

町は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

なお、指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町に届け出なければならない。

また、町は、当該指定緊急避難場所が廃止され、または指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、町は、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

ア 地震以外の異常な現象を対象とする指定基準

(ア) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

(イ) 立地条件

異常な現象による災害のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

(ウ) 構造条件

指定緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

イ 地震を対象とする指定基準

アの管理条件に加えて、当該施設が地震に対して安全な構造であること、または場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・財産に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

(2) 指定避難所の指定

町は、施設の管理者の同意を得た上で、次の基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町は、指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

なお、指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または改築その他の事由により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

また、町は、当該指定避難所が廃止され、または指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、町は、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

ア 指定避難所の指定基準

(ア) 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。おおむね2m²あたり1人とし、原則として100人以上収容可能な施設とする。

(イ) 構造条件

速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。

(ウ) 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

(エ) 福祉避難所関係

要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備され、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(3) 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

資料編：指定避難所一覧表

福祉避難所一覧表

指定緊急避難場所一覧表

避難所施設利用に関する協定書

10. 避難所の開設及び管理

(1) 施設管理者に対する連絡

町長は、避難所として使用する建物について、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとする。また、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡するものとする。

(2) 避難所勤務要員の派遣

避難所を開設するときは、応急救援対策部長は避難所の勤務要員を派遣し、避難所の管理と収容者の保護にあたらせるものとする。また、避難所を開設した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態の把握に努める。

(3) 勤務要員の任務

ア 自主防災組織、自治会、消防団、警察官、施設の管理者及びNPOやボランティア等と緊密な連携のもとに避難者の収容にあたるとともに地元住民が主体となって運営できるよう協力する。

イ 避難者の不安の解消に努めるとともに、避難所の安全管理に万全を期する。

ウ 避難所運営マニュアルに則った運営を行う。

エ 災害対策本部に次の事項を報告する。

(ア) 開設の日時、場所及び施設名

(イ) 収容人員

(ウ) 給食の要否、必要と認められる物資の必要量等

オ 要配慮者の円滑な利用を確保する為の措置、相談等の支援が実施可能な体制の整備に努める。

(4) 良好的な生活環境の確保

改正災害対策基本法では、避難所に滞在する被災者及び避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組みを推進する。

(5) 男女双方の視点に配慮した避難所運営

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等

に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

11. 避難所に収容する者の範囲

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって被害を受けるおそれのある者

12. 避難にあたっての注意事項

- (1) 避難の際には、必ず火気その他危険物を安全に始末し、戸締まりを行うこと。
- (2) 家屋の補強及び家財の整理を行うこと。
- (3) 避難者は、最低3日間、推奨1週間程度の食料、飲料水、日用品、非常用持出品及び必要最小限度の着替え、照明具、救急薬品、持病薬、お薬手帳、携帯ラジオ等を携行すること。
- (4) 服装は軽装とし、必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じて雨合羽等の防雨、防寒衣を携行すること。
- (5) 単独行動を避け、隣近所そろって避難すること。

13. 学校、社会福祉施設等における避難対策

- (1) 学 校

町教育委員会及び各学校長は、避難命令権者の指示に基づき、児童生徒等の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

ア 避難実施責任者
 イ 避難の順位
 ウ 避難の経路
 エ 避難先
- (2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難命令権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。
- (3) 船舶の避難対策

船舶の避難対策については、次のとおり行う。

ア 町長は本章第6節「気象予警報等の伝達計画」により大村湾漁業協同組合に予警報等の伝達を行う。
 イ 伝達を受けた漁協は、各地区の役員を通じて船舶保有者に災害情報の周知徹底を図る。
 ウ 各地区役員より伝達を受けた船舶保有者は安全な泊地に移動し、係留を十分行うものとする。

14. 観光客対策

観光施設、ホテル等の管理者は、観光客等に対し避難所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域外へ避難させる。避難中の住民も付近に避難中に観光客がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

町は、施設管理者が観光客等の避難誘導を適切に行えるよう、啓発、指導を行う。
 避難後は、帰宅または離れた別の場所への移動を勧める。交通機関等の途絶により帰宅または移動ができない観光客等に対しては、町は、観光施設等の管理者と連携して、情報の提供、地域の避難所等への誘導、宿泊場所の斡旋等の支援を行うよう努める。

15. 帰宅困難者対策

県及び町は、交通機関の途絶等による帰宅困難者及び徒歩帰宅者の安全確保及び帰宅支援に関して、次のような対策を講じる。

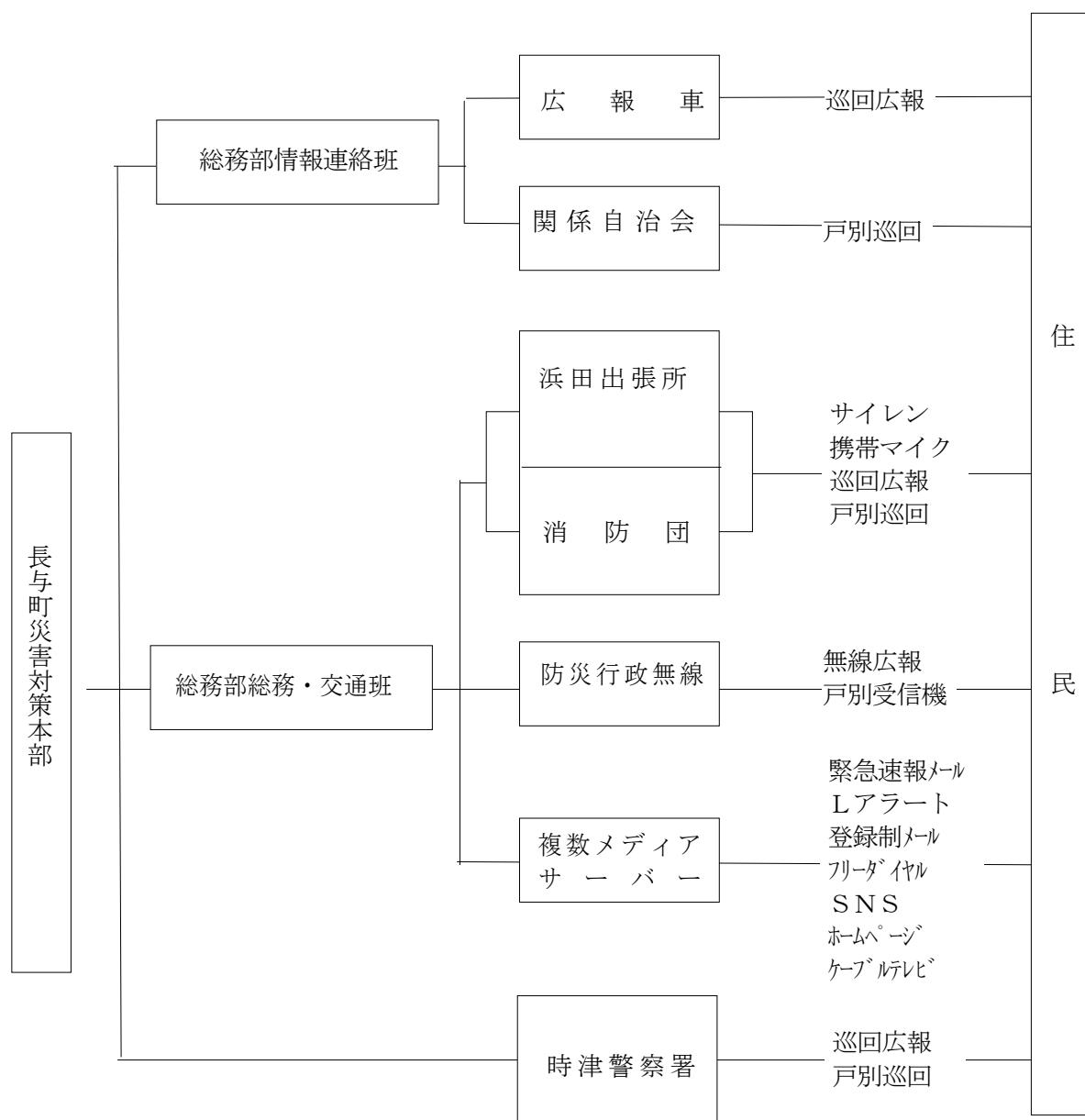
- (1) 交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報の提供
- (2) 事業所に対して従業員の無理な帰宅の抑制、事業所建物への在留者に対する食料や飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援を指導
- (3) 協定の締結等により店舗等の施設に対して徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ等の提供等の支援を要請

16. 車中避難者を含む避難所以外の被災者対策

町は、自治会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談等の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオ等様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、生活環境の確保が図られるよう努める。

別表1 避難指示の伝達系統表



第19節 救出計画

この計画は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜査し、または救助して、その者の保護を図るために定めるものである。

1. 救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するとともに警察に連絡し協力を要請する。

- (1) 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ウ 水害の際に流出家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 山津波により生き埋めになったような場合
 - オ 災害により海上または沿岸において遭難した人命、あるいは陸上災害により海上に流出したような場合
 - カ 鉄道、航空機、自動車等の大事故が発生した場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者または生存があきらかでない者とする。

2. 救出活動

- (1) 消防機関を主体とした救出班の編成による救出作業
- (2) 救出活動に必要な車両船艇、特殊機械・器具、ロープ等の資器材の確保
- (3) 隣接市町、警察、自衛隊等への応援要請

3. 救助法に基づく救出

- (1) 法第13条第1項の規定により、町長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出にあたる。
- (2) 上記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

4. 救出対象者

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、または生存が明らかでないものとする。

5. 救出のための費用

- (1) 国庫負担対象経費
 - (ア) 舟艇、機械器具等借上費または購入費
 - (イ) 修繕費
 - (ウ) 燃料費
 - (エ) その他
- (2) 国庫負担限度額
救出に要した経費の実費

6. 救出の期間

災害発生の日から3日以内とするが、必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

第20節 遺体搜索及び収容埋葬計画

この計画は、災害のため現に行方不明の状態にあり、死亡していると推定される者を搜索し、または死者の死体処理等に関する計画である。

1. 死体の搜索

(1) 実施責任者

- ア 町長が関係機関の協力を得て行う。
- イ 災害救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委任された場合または知事による救助のいとまがない場合は、町長が知事の補助機関として行う。

(2) 搜索の方法

- ア 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると判断される者については、直ちに死体搜索に切り替える。
- イ 死体の搜索は、消防団・自治会等関係機関の協力を得て行う。

2. 死体の収容

- (1) あきらかに災害によって死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合は、警察官による死体見分とともに、死因、身元、その他調査を受けたあと、あらかじめ設置された特定の場所（公共施設または寺院等）に収容する。ただし、身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに死体を速やかに遺族などに引渡すものとする。
- (2) 海上における遭難者もしくは陸上から海上に及んだ災害の死体は、巡回船艇により収容するとともに、海上保安官により検視後、遺族または町へ引継ぎを受ける。

3. 収容後の処理

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別等のための処理

(2) 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また多数の死体を短時間の間に埋葬することが困難な場合に、死体を特定の場所に集めて、埋葬が行われるまでの間一時保存する。

(3) 死体見分

死因その他につき医師の立会を求めて必要な見分を行う。

4. 死体の埋葬

(1) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

- ア 原則として火葬とするが、慣習または状況により土葬する。
- イ 棺または骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬または納骨等の役務の提供を原則とする。

第21節 食料供給計画

この計画は、り災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための食料の調達、炊き出し、配給等の迅速確実を期するための計画である。

1. 米穀の調達

- (1) 町長は、災害により応急に米穀の調達を行う必要があると認める場合は、米穀の供給体制をとるものとし、本町の供給体制のみでは供給できない場合には、知事に対し、農林水産省政策統括官の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受けるものとする。
- (2) 応急配給申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は、電信電報等で行うものとする。
- (3) 応急配給申請にあたっては、必要数量とこれの基礎となるり災者数、災害応急対策員等の所要事項を連絡するものとする。
- (4) 町長は、通信、交通等の途絶により知事に主食の応急配給申請ができない場合は、直接長崎農政事務所に対して申請するものとする。
また、交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給または給食を実施することが不可能な場合には、町長は農林水産省生産局長通知の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

2. 米穀の供給範囲

災害時における応急用米穀の供給は、次のとおりである。

- (1) り災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 全町域的な災害により米穀小売業者等が通常の販売を行うことができない場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

3. 給食の方法

- (1) 食品の給与は、り災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (2) 供給品目は、米穀、パン及び副食品とする。
- (3) 炊き出しを実施する場合は、自治会の協力を得て実施するものとする。
- (4) 炊き出しに必要な施設及び器材は、共同調理場及び給食調理場、公民館等施設の利用を図るものとする。
- (5) 要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

4. 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の供与の為の費用は災害救助法及び関係法令の基準に準ずる。

また、期間については、災害発生の日から7日以内とするが、必要がある場合は、知事は内閣総理大臣に協議しその同意を得て期間を延長するものとする。

第22節 衣料品及び生活必需品供給計画

この計画は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失または毀損し、日常生活を営むことが困難なり災者に対して、これらの物資等を給与または貸与することについて定めるものである。

1. 納入または貸与の対象者

次に該当するもの

- (1) 災害により住家が全壊（焼）、大規模半壊、半壊（焼）、流出または床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活に必要な最小限度の家財をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2. 納入または貸与する品目

寝具（毛布、布団等）

衣料（洋服、下着等）

炊事用具（鍋、食器等）

3. 納入及び貸与の方法

- (1) 救助物資は、備蓄物資の放出によるものとするが、不足する場合は一括購入する。
- (2) 町長は、世帯構成別の被害状況等に基づき、救助物資の購入計画及び配分計画を立てる。
- (3) 配分については配分計画に基づき、り災の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分する。
- (4) 要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

第23節 給水計画

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、必要最小限度の飲料水を供給するためのものである。

1. 給水方法

- 災害対策本部の上・下水対策本部は、次の方法により応急給水を行うものとする。
- (1) 被災地の状況を迅速かつ的確に把握し、給水するものとする。
 - (2) 1日1人あたりの最小限給水量は、おおむね3リットルとする。
 - (3) 被災地への給水は、給水車で運搬にあたるものとする。
 - (4) 給水に際しては、防災行政無線、広報車によって給水時間、給水場所の周知を的確に行うものとする。
 - (5) 広範な区域に給水が必要となった場合は、地区別に場所を指定し、給水の円滑を図るものとする。
 - (6) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生処理をしたのち使用するものとする。
 - (7) 給水に際しての作業は上・下水対策本部が行うが、災害の規模に応じて他の対策本部から応援を求める、給水にあたるものとする。
 - (8) 町内で飲料水の確保ができないときは、県、日本水道協会及び自衛隊に調達または斡旋を要請するものとする。

2. 給水期間

飲料水の供給期間は、水道施設の復旧までとする。

3. 補給水源

- (1) 飲料水の補給は、浄水場等により行うものとする。
- (2) 保健所の指導により、各地区に点在する井戸水の活用を図る。井戸水利用については、保健所調査済の井戸水調査内容を参考にして実施するものとする。
- (3) 補給水源の確保が困難な場合は、県、日本水道協会及び自衛隊に応急給水の要請を行うものとする。

4. 水道施設の応急復旧

水道施設等の応急復旧は、日本水道協会及び長与町管工業協同組合に出動を要請し、復旧を行うものとする。

5. 自治会別給水人口及び給水量

資料編：自治会別給水人口及び給水量（1日一人あたり3リットル）

第24節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

この計画は、災害のため住家が滅失した場合、り災者に対し住家を貸与し、または被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修してり災者の居住安定を図るためのものである。

1. 応急仮設住宅の設置

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として設置する。

(2) 対象者

災害により住家が全壊、全焼、または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの

(3) 費用の限度額

1戸当たり6,883,000円以内

(4) 住宅の規模

応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定

(5) 集会施設の設置

おおむね50戸に1施設設置可

(6) 着工時期

災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。ただし、20日以内に着工できない場合は、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長するものとする。

(7) 供与期間

建設完了の日から建築基準法第85条第3項または第4項による期限内とする

資料編：応急仮設住宅建設可能用地リスト

2. 住宅の応急修理

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として応急修理にあたるものとする。

(2) 対象者

災害により住家が大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊し、自らの資力では応急修理することができない者

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に限る。

(4) 修理の期間

原則として災害発生の日から3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）。ただし、3ヶ月以内に完了できない場合は、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長するものとする。

(6) 費用の限度額

大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）：1世帯当たり717,000円以内

準半壊：1世帯当たり348,000円以内

第25節 障害物の除去作業

この計画は、災害により土石、立木及び災害を受けた工作物等、障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路等の確保など災害応急措置を迅速的確に実施するためのものである。

1. 除去の方法

(1) 道路

国・県道については県が、町道・農道については町で実施する。

(2) 住家

住家またはその周辺に運ばれた障害物については、自力では障害物の除去ができない者に限って、生活上欠くことのできない場所に流入した障害物を除去するものとする。

(3) 河川

二級河川については県、準用河川・普通河川は町で実施する。

(4) プロパンガスボンベ等の特殊物

関係機関と相互に連絡をとり、速やかに除去する。

2. 土砂等の集積または捨土箇所

災害の規模によるが、原則として公有地を確保する。

3. 災害救助法による障害物の除去

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として設置する。

(2) 対象者

大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）または床上浸水した住家であって、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者。

(3) 除去の範囲

生活上欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。

(4) 除去の方法

機械器具、技術者、人夫等を動員し障害物の除去にあたるものとする。

(5) 除去の為の費用

ア 対象経費

機械器具等の借上費または購入費

輸送費

賃金職員等雇上費

イ 費用の限度額

1世帯当たり 140,000円以内

(6) 除去の期間

災害発生の日から10日以内とするが、必要がある場合は知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第26節 義援金品受付配分計画

1. 義援金の配分

町及び県は、義援金については、以下の義援金募集配分計画により募集及び配分を行う。

○ 義援金募集配分計画

義援金募集配分計画は、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものとする。

(1) 実施機関

町、県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、長崎県社会福祉協議会

(2) 募集要領

各実施機関を構成団体とする、義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図る。

(3) 保管

個人、法人及び各種団体等から送付された被災者等に対する義援金は、各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

(4) 配分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、被災町を通じ被災者に配分する。

特定町及び指定使途寄付金については、寄付者の主旨を体し速やかに配付する

2. 義援物資の受け入れ

(1) 町及び県は、関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに、報道機関やホームページを通じて、国民に公示する。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

(2) 県は、義援物資の要請・受け入れ・配分を的確に行うため、緊急物資の備蓄・調達、輸送・配付と合わせて一元的に管理・運営体制を整備する。

(3) 町は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

第27節 医療助産計画

この計画は、災害の混乱時における被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るためのものである。

1. 医療助産の対象者

(1) 医療の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して応急的に行う。

(2) 助産の対象者

助産の対象者は、災害発生日の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

2. 医療助産の範囲

(1) 医 療

ア 診察

イ 薬剤または治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院または診療所への収容

オ 看護

(2) 助 産

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3. 医療助産の実施

(1) 医療助産の実施は、災害の態様により西彼保健所と緊密な連絡をとり、町内の医師、助産師の協力を求め、そのつど救護班を編成して行うものとする。

(2) 医療助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料が不足する場合は、救護班の要請に基づき健康保険課において調達する。

調達先は、そのときの実情に応じ最も適当と認められる業者を指定して調達するが、調達不能の場合は西彼保健所または県福祉保健部福祉保健課に調達斡旋の要請を行うものとする。

4. 医療助産の期間等

医療助産の実施期間、費用等は災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にそのつど定めるものとする。

5. 町内の医療機関一覧

資料編：町内の医療機関一覧

第28節 防疫計画

この計画は、災害発生時における生活環境の悪化による感染症の発生、流行の未然防止に必要な防疫活動を実施するためのものである。

1. 防疫知識の普及

感染症の発生を防止するため、防災行政無線、チラシ等により住民に対する防疫知識の普及徹底を図る。

2. 防疫班の編成

防疫実施のための防疫班は住民環境課が主体となり、災害の実態に応じて役場職員をもって編成する。なお、作業員が不足する場合は臨時に雇用するものとする。

3. 防疫の実施

(1) 清潔方法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条～第36条）

知事の指示に基づき、被災地域及びその周辺の地域について清潔方法を実施する。

実施にあたっては、道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に衛生処理を実施する。被災家屋及びその周辺の消毒方法は、防疫班及び各自治会長を通じて消毒薬剤を配付して実施する。災害の規模によっては専門業者へ委託して実施する。

(2) 消毒方法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条～第36条）

知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとし、実施要領は同施行規則第14条から第19条までに定めるところにより行う。

4. 患者等に対する措置

(1) 感染症の患者及び保菌者の隔離収容

被災地で感染症の患者または病原体保菌者を発見したときは、速やかに次の隔離施設に収容するものとする。

交通途絶等のため隔離施設に収容できない場合は、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて隔離する。

隔離場所	住所	電話番号
長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	822-3251

5. 避難所の防疫措置

避難所は多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるので、西彼保健所の指導・協力を得て防疫活動を実施する。

この場合施設の管理者を通じて、できるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て防疫の万全を期する。

6. 防疫薬剤の調達

防疫用薬剤は、そのときの実情に応じて原則として県下業者のうち最も適当と認められる業者を指定して調達することとするが、調達不能の場合は県に調達斡旋の要請を行うものとする。

7. 防疫活動の装備、資機材

(1) 装備、資機材

種 別	数 量
動 力 式 煙 霧 機	5
動 力 式 噴 霧 磯	2
手 動 式 噴 霧 機	2

クレゾール、石炭酸、逆性石けん、次亜塩素ソーダ、さらし粉、フォルマリン、石灰、その他破傷風血清、蛇毒血清等

(2) 調達順序

県による代執行の場合：県福祉保健課→卸業者→現地保健所→現地

第29節 災害廃棄物処理計画

この計画は、災害時の被災地におけるごみの収集及びし尿の処理業務を適正に行い、環境衛生の万全を期するためのものである。令和2年3月に策定した「長与町災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。

1. 廃棄物処理に係る防災体制の整備

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

- ア 町は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。
- イ 町は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

(2) 災害時応急体制の整備

- 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
- ア 近隣の市町及び廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制を図る。
- イ 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ウ 生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場を確保し、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制の整備を図る。
- エ 災害時のゴミの出し方等の普及・啓発に努める。

2. 廃棄物の処理

(1) 被災地の状況把握

災害の発生直後、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み等について情報収集を行う。

(2) 災害による廃棄物の処理

- ア 地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- イ 廃棄物の収集・処理に必要な施設・人員及び収集運搬車両が不足する場合には、近隣市町との相互協力体制を図るとともに、県に対して支援を要請する。

(3) 仮設便所等のし尿処理

- ア 被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了し、環境衛生の確保に努める。なお、仮設便所の設置にあたっては、要配慮者への配慮を行う。
- イ 水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(4) 災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

(5) がれきの処理

- ア 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- また、選別・保管・焼却できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分場までの処理ルートの確保を図る。
- イ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

第30節 輸送計画

この計画は、災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うためのものである。

1. 輸送方法

災害時における輸送は、災害及び輸送路の状況、輸送物資の内容等を調査し、最も迅速確実に輸送できる方法によるものとする。

- (1) 車による輸送（道路によるもの）
- (2) 鉄道による輸送（鉄軌道によるもの）
- (3) 船舶による輸送（海上、河川によるもの）
- (4) 航空機による輸送（空路によるもの）
- (5) 人力による輸送

2. 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは次のとおりである。

- (1) り災者の避難輸送
町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、り災者を長距離避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産のための移送
重傷患者及び医療関係者の移送等
- (3) り災者救出のための輸送等
救出に必要な人員、資材等の輸送及び救出者の移送
- (4) 飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送
- (5) 救済用物資の輸送
り災者に支給する衣服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送
- (6) 死体搜索のための輸送
死体搜索に必要な人員、資材等の輸送
- (7) 死体処理のための輸送
死体処理のための医療関係者あるいは衛生材料等の輸送及び死体処理のために必要な人員、死体等の移送
- (8) その他災害対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の緊急輸送

3. 車両、船舶等の確保については、次の方法で行うものとする。

- (1) 車両の確保（乗用車、バス、貨物自動車、特殊自動車等）
 - ア 町有及び公共団体の車両
 - イ 営業用の車両
 - ウ 自家用の車両
- (2) 船舶の確保
 - ア 公共団体の船舶
 - イ 営業用の船舶
 - ウ 漁船及び遊漁船

(3) 県及び隣接市町への応急要請

町で車両、船舶等の確保が困難な場合は、県及び隣接市町への応急要請をするものとする。

4. 航空機の要請

陸上、海上の交通が途絶した場合や緊急に航空機による輸送が必要となったときは、「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

5. 鉄道への協力要請

災害対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送について、鉄道輸送が適当なときは、九州旅客鉄道株式会社へ協力を要請する。

6. 応援協力要請の手続

町長は、他の災害対策実施機関または関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

7. 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（運輸省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

資料編：輸送明細書

第31節 交通応急対策計画

この計画は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡、交通規制等について定める。

1. 実施機関

交通規制は次の区分により実施する。

実施機関	範囲
道路管理者	(道路法第46条) 1 道路の破損決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 (時津警察署長)	(基本法第76条第1項、第76条の3第1項) 1 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置が的確かつ円滑に実施されるため緊急の必要があると認める場合 (道路交通法第4条1項、第5条1項、第6条4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (公安委員会または警察署長) 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 (警察官の行う一時的なもの)
港湾管理者 (長崎県知事)	(港湾法第12条第1項第4号の2) 1 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し、必要な規制
海上保安部 (佐世保海上保安部) (長崎海上保安部)	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混乱が生ずるおそれがあるとき、または混雑を緩和するため必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 1 海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき

2. 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報または連絡する。

3. 交通規制実施要領

- (1) 道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋梁等交通施設の危険な状況を予測し、または発見したときもしくは通報等により知ったときは、速やかに必要な交通規制を行う。
- (2) 公安委員会(時津警察署長)
 - ア 交通安全のための規制

県公安委員会は、災害時において交通の危険性が生ずるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めたときは、速やかに必要な交通規制を行う。
 - イ 緊急輸送確保のための交通規制

県公安委員会は、本町または隣接市町の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認めるときは、道路の区間を指定して当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止または制限の対象、区間及び期間を記載した標示（資料編）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないときは、または標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、現場における警察官の指示により、交通規制を行う。

資料編：様式2

(3) 港湾管理者（長崎県知事）

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

(4) 海上保安部（佐世保海上保安部、長崎海上保安部）

ア 必要に応じ、船舶の交通の制限または禁止をする。

イ 航路障害物の発生したときは、航行警報の放送等必要な措置をとるとともに、所有者または占有者に対し除去を指示する。

ウ 航路標識に異常を認めたときは、航路警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

エ 水深の異常を認めたときは、応急検測航行、警報の放送等必要な措置をとる。

4. 緊急輸送車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急輸送車両として認める車両の範囲（緊急用務のため県内を通行する場合の道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条に規定する緊急自動車を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 基本法第50条第2項の規定による災害応急対策の実施責任者が同条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の業務を行うための車両

イ 基本法第87条による災害復旧の実施責任機関が復旧業務を行うための車両

ウ 報道機関等の取材車両、医療行為のための車両及び郵便物の集配車両

エ 被災者の避難等に使用する車両

オ 義援物資の輸送車両

カ 被災地の会社、工場、事業所等に対して行う、その本社、支店等からの救援輸送車両

キ 新聞輸送車両、個人的な救援輸送車両その他特に緊急を要すると認められる輸送車両

(2) 確認の申請

災害時において、応急対策に従事する者または応急対策に必要な物資等の輸送を実施する機関の長は、当該従事者または物資等の緊急輸送をしようとするときは、当該輸送に使用する車両が緊急輸送車両であることの確認を受けるため、知事または公安委員会に申請し、標章（資料編）及び確認証明書（資料編）の交付を受けるものとする。

資料編：様式4

様式5

(3) 確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）

ア 知事が行う確認等の事務は、次の部局で行う。

地域振興部 県北振興局（総務課） 島原振興局（総務課） 県央振興局（総務課） 長崎振興局（総務課）

イ 県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行う。

県警本部交通部交通規制課

各警察署（交通課）

- (4)緊急輸送車両の確認を実施したときは、その処理顛末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。
- (5)緊急輸送車両の使用者は、交付を受けた標章を当該緊急輸送車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該緊急車両に備え付けるものとする。
- (6)緊急輸送車両の使用者は、緊急輸送を終了したときは、直ちに標章及び確認証明書を返納するものとする。

5. 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし、緊急を要する場合で通知するいとまがないときは事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

6. 発見者等通報（基本法第54条）

災害時に、道路、橋梁等の交通施設の危険な状況または交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長または警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその路線の管理者またはその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する。

なお、交通規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに規制場所以外にも、必要な地点に標識等を掲げ一般に周知徹底する。

7. 迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともにそのむね必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないように努める。

第32節 文教応急対策計画

この計画は、文教施設の被災及び小・中学校児童生徒のり災に対処して、応急教育の確保を図るためのものである。

1. 文教施設の応急対策

- (1) 災害が発生した場合、その被災程度の大小にかかわらず、校長は教育長に遅滞なく被害の状況及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。この報告は、書類報告の事前に電話等により最も速やかに到着する方法により実施しなければならない。
- (2) 教育長は、被災校に職員を派遣し、被害状況を収集し、関係機関に報告するとともに、直ちに授業ができるよう措置するものとする。
- (3) 教育長は、消防団等の関係機関に応援、協力を求める必要があるときは、町長に連絡し、その調整指導を行うものとする。
- (4) 休日、休業中等に被害が発生した場合は、当該校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努めるものとする。
- (5) 当該校長は、災害の状況に応じ、直ちに教職員に勤務を命じ、災害の状況把握及び応急対策にあたらせるものとする。

2. 応急教育対策

- (1) 休校措置
 - ア 大災害が発生し、または発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
 - イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。
 - ウ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて地区担任教師が各地区の安全な場所まで誘導して帰宅させる。
- (2) 学校施設の確保
 - ア 施設の応急復旧
 - 被害の程度により応急措置のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し、施設の確保に努める。
 - イ 校舎が利用できない場合
 - (ア) 校舎の一部が利用できない場合、特別教室、屋内運動施設、武道場等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。
 - (イ) 校舎の全部または大部分が使用できない場合、公民館等の公共施設または隣接学校の校舎等を利用する。
 - (ウ) 応急仮校舎の建設を検討する。
 - (エ) その他町内全域が被害を受けるなど町内での施設の確保が困難なときは、県教育委員会に施設の斡旋を要請する。
 - (オ) 各学校別の応急教育の予定場所は別に定める。

3. 教科書及び学用品の給与

(1) 納入の対象者

住家が全壊（焼）・大規模半壊、半壊（焼）・流出及び床上浸水による被害を受けた小・中学校の児童生徒で、学用品を喪失またはき損し入手することができない者

(2) 調達及び納入の方法

町教育委員会は、校長と緊密な連絡を保ち、納入の対象となる児童生徒を調査把握し、納入を必要とする学用品の確保を図り、各校長を通じて対象者に給付する。

なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達の斡旋を要請する。

(3) 納入品目及び費用等

教科書及び学用品の納入品目、費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にそのつど定めるものとする。

(4) 災害救助法による教科書及び学用品の納入

救助法による教科書及び学用品の納入は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

4. 学校給食対策

町教育委員会は、共同調理場及び単独校給食調理場が災害により給食実施ができないときは、パン、牛乳の給食を実施するものとする。

パン、牛乳の給食もできないときは、弁当を持参させることとする。

5. 社会教育施設等対策

公民館等の施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

第33節 電力施設災害応急対策計画

1. 異常発見時の通報

町内において異常を発見したときは、速やかに九州電力送配電株式会社長崎事業所へ連絡をとる。
連絡先 九州電力送配電株式会社長崎事業所 TEL0120-986-405

2. 九州電力送配電株式会社による非常災害応急復旧対策は次のとおりである。

長崎県内における電力供給機関は、九州電力送配電株式会社長崎配電事業所が対馬市、壱岐市（対馬市、壱岐市は福岡支社管轄）及び松浦市福島町、鷹島町（松浦市福島町、鷹島町は佐賀支社管轄）を除き、県下一円を統括しており、本店直轄として松浦、相浦火力発電所が所在する。

電力施設の非常災害応急復旧対策については、予防対策に万全を期し、災害を最小限度にとどめることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電が与える影響は大きく、従って復旧資材と労働力をもって短期間に復旧する必要がある。

そのためには、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力並びに部外の積極的な応援による必要がある。

(1) 電力施設の状況及び所在

長崎県内の電力施設としては、長崎配電事業所管内に6配電事業所、2配電事業所、発変電所・開閉所71箇所と配電塔19箇所があり、そのほかに福岡支社管内の対馬、壱岐関係の2営業所と発変電所7箇所、佐賀支社管内の松浦市福島町、鷹島町関係の変電所1箇所と本店直轄の2火力発電所がある。

(2) 応急対策の方法

台風、洪水、塩害などにより電力施設に非常災害の発生するおそれがある場合、各事業所においては定められた「非常災害対策措置細則」に基づいて災害予防準備体制の確立、情報の連絡、災害復旧の万全を期している。

即ち、災害が予測される場合は、直ちに本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡または対策に対する指令が行われる。

連絡に必要な通信設備としては、電力線搬送、マイクロ無線、移動無線等があり、殆ど通信不能となるような事態は起こらない。

電力供給は生活に直結し、災害対策のうえからも緊急復旧が望ましく、短時日にこれが復旧するためには莫大な労働力と機動力を必要とするので、社外社内の動員人員、機動力の活用等総力をあげて復旧に努める。

(3) 復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておくことが必要であり、各事業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材が保管されている。

(4) 応急復旧作業の実施に当たっての留意点

ア 人員・資機材等の搬送

緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合は、自治体の長に応援を求める。

イ 塩害により広範囲に停電が発生した場合の水洗

電気設備の水洗作業の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響が予想される場合は、自治体の長に水洗の実施について応援を求める。

ウ 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に及び、広報対応が困難な場合、自治体の長に停電、復旧状況の広報についての応援を求める。

エ 復旧作業員の公共施設等の利用

停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休息等の場所として公共施設等を利用する以外方法がない場合、同施設の所在の自治体の長に応援を求める。

オ 交通障害物の除去

交通障害物による電力復旧の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ交通障害物に関する情報を迅速に伝達する。

カ 道路損壊箇所の補修

道路損壊による電力復旧の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ道路損壊箇所に関する情報を迅速に伝達する。

キ 電柱・電線等に倒壊した樹木等の撤去等

電柱・電線等に国並びに地方公共団体の所有する樹木等が倒壊し、電力復旧の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、国または地方公共団体に対し、倒壊した樹木等に関する情報を迅速に伝達する。

ク 自治体の災害対策本部との連絡体制の強化

自治体の災害警戒本部または災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部との連絡を密に行い、停電情報等を提供するとともに復旧作業の円滑な実施のための情報収集に努める。

資料編：九州電力送配電(株)長崎配電事業所・営業所非常災害対策部の体制表（大規模時）

九州電力送配電(株)長崎配電事業所・営業所非常災害対策部の構成及び任務

第34節 ガス施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、ガス施設を防護するとともに、被災地に対するガスの供給を確保することを目的とする。

1. 長与町における主なガス供給業者

長崎西彼農業協同組合長与支店	883-2111
西部ガス(株)	826-9101 ガス漏れホットライン(クイック) 0919
西部ガス長与プロパン(株)	883-2654
(株)ヨーブロ	856-8101

2. 応急対策

- (1) 事故が発生した場合、各施設管理者は災害を最小限にとどめるべく努力する。
- (2) ガスの供給停止及び災害復旧後のガス供給に際しては、広報車等を通じて広報を徹底し、二次災害の防止に万全を期する。

第35節 水道施設災害応急対策計画

1. 実施機関

施設の管理者

2. 応急対策要員の確保

水道事業者（管理者）は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、長与町指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

3. 応急対策用資材・器材の確保

排水のための自吸式ポンプ並びに渦巻ポンプを設置するとともに、応急復旧を実施するために必要な最小限の資器材を確保しておく。

なお、災害の状況により実施機関のみの資材・器材で不足する場合は、長与町指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

4. 応急措置（上水道施設）

ア 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

イ 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

ウ 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能または給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。

エ 各配水池がすべて使用不能となったときは、県、日本水道協会及び自衛隊から給水を受けるための給水車を派遣してもらう等、飲料水の最低量の確保に努める。

オ 配水管の幹線が破損したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。

カ 配水管の幹線が各所で破損し、出水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

キ 水源施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒のうえ機械器具類を整備し、洗浄、消毒ののち給水する。

ク 送配水施設の破損の有無を調査し、破損の箇所については、直ちに修復するものとし、水管橋等が流出した場合は、仮橋、やぐら等により応急的に架設する。

第36節 公共下水道施設災害応急対策計画

この計画は、災害時において公共下水道の使用ができない場合、汚水の排除・処理等を適切にすることについて定めるものである。

1. 災害発生以前に整備する事項

(1) 非常配備体制の制定

- ア 災害発生後、職員は速やかに行動を起こせるよう、配備計画を策定しておく。
- イ 非常時において、速やかに行動できるよう、配備体制表や連絡表は自宅にも常備する。

(2) 災害後の初期行動計画の策定

- ア 災害発生後、職員がとるべき行動（災害情報、施設の点検・調査など）計画を策定しておく。
- イ 凈化センター、マンホールポンプ施設については、施設ごとに被災後の点検・調査マニュアルを整備する。
- ウ 被災状況の調査体制については、職員と維持管理委託業者の役割について定めておくものとする。

(3) 施設台帳の整備

施設台帳は、平常時の維持管理のための基本的な資料であるが、災害時においても調査及び復旧作業を円滑に行い施設の機能を速やかに確保するうえで重要である。

(4) 資機材の確保

- ア 施設ごとの鍵、照明器具、マンホール鉄蓋の開閉器、カメラ等は場所をきめて保管しておく。
- イ 災害による停電に伴うマンホールポンプの停止に対処するため、発電機の確保を維持管理委託業者に確認しておく。

(5) 関係機関との連携体制

- ア 管路施設と関連する他機関と情報交換を密におこない、二次災害の防止につとめる。
道路管理者 警察 消防 河川管理者 水道管理者 ガス事業者 電力会社 NTTなど
- イ 委託業者・民間団体
浄化センター等の維持管理委託業者、下水道排水設備指定業者、コンサルタント等との連携を図り連絡体制や人員確保体制の計画を整備する。

2. 災害発生後の行動指針

(1) 配備行動

- ア 配備は事前に定めた配備体制に基づき各自配備体制をとる。
- イ 公共交通機関や道路が途絶していた場合は、状況に応じて対応する。

(2) 各施設の調査復旧に関する行動

- ア 災害後の初期行動計画に基づき、浄化センター施設及び管路施設・マンホールポンプ施設は各施設ごとに緊急点検、調査をおこなう。
- イ 緊急点検は、浄化センターの水処理施設及び主要機器の運転停止状態、危険物・有害物質の流失の有無の確認、危険機器の停止、ガス・燃料元弁の閉止の確認。また、管路施設については、マンホールの道路陥没による隆起もしくは破損等である。
- ウ 緊急点検を受け重大な機能障害及び二次災害を防ぐために以下のような仮の緊急措置をおこなう。
 - (ア) 危険機器の停止及びガス・燃料元弁の閉止
 - (イ) マンホールと道路の段差へのバリケード等の設置
 - (ウ) 浄化センター施設の浸水等にたいして可搬式ポンプによる仮排水

第37節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

1. 実施機関

公衆電気通信設備の応急復旧は、(株)NTTフィールドテクノ長崎設備部が実施する。

2. 応急対策に必要な人員、資器材の確保

(1) 要員の確保

「西日本電信電話㈱災害等対策規程」に基づき人員編成計画を作成し、動員体制を確立して復旧に万全を図る。

(2) 資器材の確保

「西日本電信電話㈱災害等対策規程」に基づき災害対策用機器及び資材等を配備するとともに、災害時にこれらの輸送を円滑に行うよう万全を図る。

3. 応急措置

(1) 市外回線に故障が生じた場合は、速やかに回線の切替え、臨時中継等による疎通を図るとともに不通区間の応急復旧を図る。

(2) 電信、電話回線に故障が生じた場合は、災害対策に関して重要な回線から、市外、市内回線及び電信回線の復旧順位に従い順次復旧を図る。

4. 住民への周知事項

町長は、その区域間の住民に対し、公衆電気通信設備について異常を発見した者は、故障受付（113番）に通報するよう周知徹底を図る。

5. 異常発見時の連絡先

町内において異常を発見したときは、速やかに(株)NTTフィールドテクノ長崎設備部へ連絡をとる。

資料編：(株)NTT西日本長崎支店災害対策本部体制図

第38節 鉄道施設災害応急対策計画

1. 長与町内におけるJR

線名 JR九州長崎本線

軌道延長 7,745m

駅名 長与駅 本川内駅 道ノ尾駅 高田駅
(883-2031) (無人) (無人) (無人)

鉄道用地 12.9ha

2. 異常発見時の連絡

異常を発見したときは、速やかに最寄りの駅かJR長崎駅及びJR長崎工務センターへ連絡する。

連絡先	J R 長崎駅 822-0063
	J R長崎工務センター 824-1556

3. JR九州による災害応急対策は次のとおりである。

JR九州では線路、建築物、電力設備、信号保安装置等に対して、災害を未然に防止するため、及び一旦災害が発生したときは、列車の停止手配を行い列車運転の安全を確保するとともに早期開通を図るため、次のとおり実施する。

(1) 災害警備

異常気象の伝達を受けたとき、災害の発生が予測されるとき、または線路整備の必要を認めた場合は、鉄道事業部長は警備員に対し、風、雨、雪その他の災害に対する線路、建設物、電力設備、信号保安装置等の警備に従事させる。

災害の発生が予想される箇所は、重点警備箇所に指定し、箇所毎に監視上の注意事項を定め、警備員に知悉させている。

また、特に重大な災害の発生が予想される区間は列車の運転を規制（速度、運転中止）する。なお、次の箇所には気象状況を確実に把握し的確な防災措置ができるよう気象観測機器が配備してある。

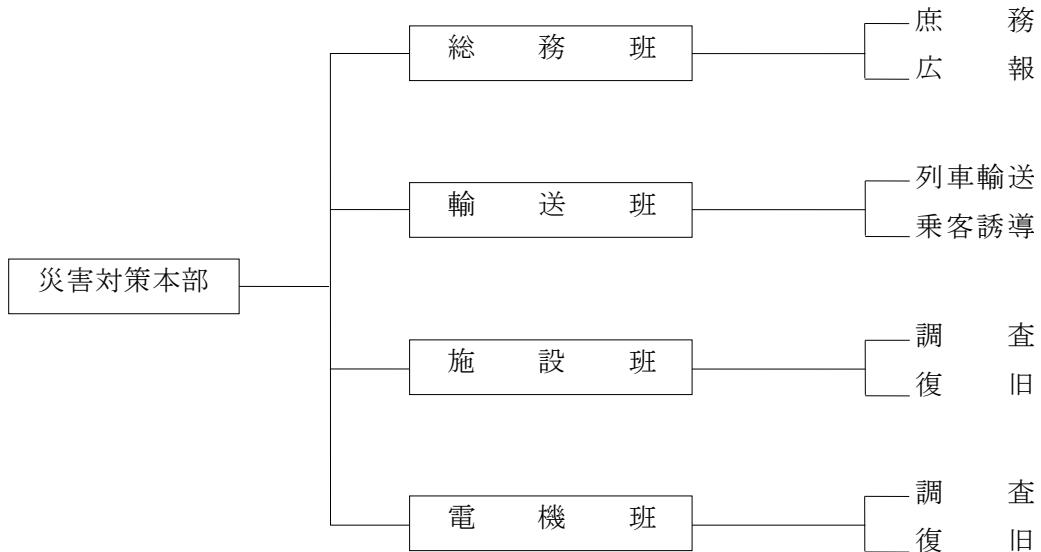
気象観測機器配備表（長与町内関係）

機器名	自記雨量計	雨量警報器	風速警報器	地震警報器
設置箇所	長崎	大草現川	大草川	諫早

(2) 災害応急

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、列車の早期開通を図るため災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の分担は、次のとおりである。



(3) 災害応急工事

JR九州の災害応急体制は直轄工事力を主体とし、災害の規模に応じて所管区域内、あるいは他の応援隊の工事力を投入するとともに、必要とする場合は請負工事を施工する。また、道床バラスト並びに大量の土砂等を必要とする場合は、工事用臨時列車を仕立てて輸送する。

ア 道床流出

道床バラストを撒布のうえ、捣固めを行う。

イ 築堤崩壊

杭打工、土俵工を施工し、土砂で施工基面を仕上げる。

ウ 切取崩壊

線路内に堆積した崩壊土を最寄りのJR用地内または民有地（保障）に運搬土捨を行い崩壊の進行を防止するため杭打しながら工事を施工する。

エ 土留石垣、橋梁袖石垣崩壊

築堤及び切取崩壊の例にならい杭打土俵工を施工する。

オ 護岸崩壊、橋梁流失

ステージング工法により仮橋台並びに仮橋脚を構築し仮橋桁を架設して、列車の早期運転開始を図る。

カ 地すべり

小規模の地すべりにおいて、上記各号の工法が、災害の実情に応じてそれぞれ採用され、大規模の場合は、上記各号の工法が総合されることになる。

キ 電気通信関係

電力、信号、通信ともに仮設により早期開通を図る。

第39節 海上災害応急対策計画

海上保安部の実施する災害応急対策は次のとおりである。

1. 非常体制の確立

災害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

(1) 非常配備

- ア 職員を非常呼集し、非常配備に就ける。
 - イ 通信配置を強化し、関係内部通信所間における通信連絡を統制し、部外通信施設との間に非常無線体制を整える。
 - ウ 各種情報の収集、交換、分析につとめ、気象、海象、被害、治安機関の活動等を把握する。
 - エ 災害対策本部その他防災関係機関との連絡を緊密にして相互協力を図る。
 - オ 巡視船艇、航空機等の緊急出動態勢を整え、状況に応じた移動集中を行う。
 - カ 一般船舶の動静を把握し、必要な場合は避難指示、航路の変更、出入港の制限等の措置をとる。
- (2) 対策本部
- 緊急非常の事態に際して、必要がある場合は対策本部を設置し、事態処理体制の強化を図る。

2. 情報の収集、伝達

災害に関する情報の収集及び伝達を次により実施する。

- (1) 災害対策本部及び防災関係機関との連携を緊密に保持して、災害に関する情報の収集、交換を行う。
- (2) 巡視船艇、航空機または海上保安官を災害地に派遣して情報を収集し所要の向きに伝達する。
- (3) 民間からの災害情報は災害対策本部、町長その他関係機関に連絡する。

3. 警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対する警報等は、次により伝達する。

- (1) 気象業務法による警報(地方海上警報、気象警報、高潮警報、波浪警報、津波警報)
 - ア 海上保安部通信所から無線電話により放送
 - イ 巡視船艇により巡回通報
 - ウ 災害伝達網により通報
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等
 - ア 航行警報の放送
 - イ 水路通報により周知

4. 避難指示

船舶その他港湾施設等において避難を必要と認める場合は、関係機関及び港の管理者と連絡し、避難指示を行い、適当な港または避泊地に避難させる。

5. 広報の実施

災害時においては、次により広報を行う。

- (1) 海事関係者に対しては、主として港湾の災害状況、航路障害物の状況及び海上保安庁の措置を警報の伝達方法に準じ周知徹底を図る。
- (2) 一般に対しては、民心の安定に重点をおき、災害、治安、応急措置の状況、防犯の指導、漂流物の

取扱方法等について報道機関等を通じて行う。

6. 船舶、人命の救助

海上または沿岸において遭難した人命、船舶、航空機等の救助、あるいは行方不明となった人命、船舶、航空機等及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索を実施する。また遺体の収容、検視、引渡しをあわせて行う。

7. 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次の措置をとる。

- (1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内または、港の境界付近のときはその物件の所有者または占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあっては、除去の勧告を行う。
- (2) 水路の損壊、または水深に異常を生じたと思われる場合は、応急的な水路の検測及び警戒を行う。
- (3) 水路の損壊、沈没物等のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限または禁止を行う。
- (4) 航路標識が破損または流失した場合はすみやかに復旧に努めるほか必要に応じ応急標識を設置する。

8. 緊急輸送の実施

災害救助関係要員、物資、資材等の海上緊急輸送を巡視船艇等により実施する。必要な場合は航空機により空輸、物資投下等を行う。

9. 危険物の保安確保

危険物に対する保安については、関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置をとる。

- (1) 海面に油、放射性物資等の危険物が流失した場合はその付近の警戒を厳重にするとともに、油の拡散防止、火災の発生防止、避難指示に努め、港内における船舶交通の制限または禁止を行いその他海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導を行う。
- (2) 港内における危険物積載船舶に移動を命じ、または航行の制限もしくは、禁止を行う。
- (3) 特定港においては、船舶の危険物荷役の制限または禁止を行う。

10. 治安の確保

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

11. 通信の確保

通信を確保するため、通信施設の保全に努めるとともに関係機関と緊密な連絡をとり、次の措置をとるものとする。

- (1) 県知事、町長から災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、すみやかに伝送する。
- (2) 防災活動を実施する場合において必要があるときは、職員を派遣し、または携帯無線機を供用して、関係先との相互の通信確保に努める。

12. 法に基づく応急諸業務の実施

災害対策基本法に基づく、発見者からの通報と処理（第54条）物件等に対する応急措置（第59条）居住者等の立退きの指示（第61条）警戒区域の設定及び立入制限、禁止、退去（第63条）物件等の応急使用、収用、除去（第64条）応急業務への従事命令（第65条）地元機関に対する応急措置実施の要請または指示（第77条）応急物資の保管収用（第78条）に関する業務を実施する。

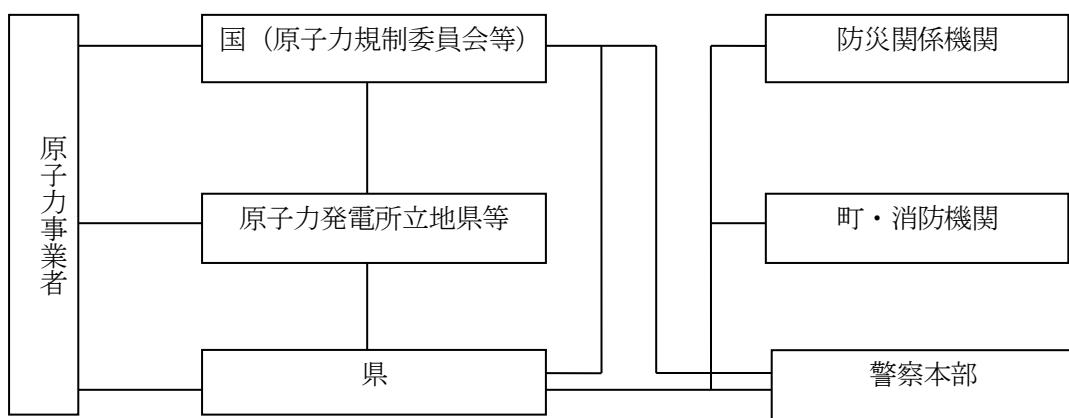
資料編：海上保安官署一覧表

第40節 原子力災害応急対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質または放射線が大量に放出され、被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動等の応急対策を行う。

1. 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



2. 原子力事業者の応急対策

(1) 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質または放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

(2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象（原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

(3) 繼続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

3. 警察本部の応急対策

(1) 情報の伝達

町、県と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

(2) 避難等の支援の実施

住民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、町の実施する住民等の避難等の支援を行う。

(3) 緊急輸送の実施

国から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して必要な配慮を行う。

4. 町の応急対策

(1) 広報相談活動の実施

ア 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災無線、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

イ 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 水道水の安全性の確保

ア 検査の実施

県、水道事業者等と連携し、水道水中の放射線物質についての検査を実施する。

イ 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限を行う。

(3) 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問い合わせに対応するため、必要に応じ健康相談窓口を設置する。

(4) 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、もしくは、国または県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。

(5) 県外からの避難者の受け入れと支援の実施

県または他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(6) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

第41節 要配慮者・避難行動要支援者に係る対策計画

1. 要配慮者・避難行動要支援者に係る対策

(1) 災害時要配慮者・避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿を作成して災害時の救助活動等には自治会、自主防災組織、民生委員、町社会福祉協議会等に、避難行動要支援者と避難支援担当者の打合せの調整、避難支援担当者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、活用する。特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

(2) 非常災害に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることにかんがみ、町は、以下の点に留意し、要配慮者対策を実施する。

ア 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障害者、難病患者、乳幼児等避難行動要支援者名簿を利用する等により、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。
イ 避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

- (ア) 避難所への移動を行う。
- (イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。

ウ 避難行動要支援者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、避難行動要支援者の把握調査を開始する。

(3) 県は、被災町が実施する前項の措置に関し、他県・市町村への協力要請等を行う。

2. 社会福祉施設等に係る対策

(1) 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

(2) 被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

(3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日時用生活用品、マンパワーの不足数及び施設の被災等により転所が必要な入所者数等について把握し、近隣施設、県・市町等に支援要請する。

(4) 町・県は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。
イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

エ 施設の被災等により入所者の転所が必要となった場合に、転所先施設の斡旋等の支援を行う。

(5) 県は、必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請するとともに、措置決定の弾力的運用等について国へ要請する。

3. 障害者及び高齢者に係る対策

- (1) 町・県は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意し、障害者及び高齢者に係る対策を実施する。
- ア 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努める。
 - イ 掲示板、広報紙、パソコン、ファックス等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
 - ウ 避難所等において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備する。
 - エ 被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
 - オ 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
 - カ 補助や介護を要し、一般の避難所での生活が困難な障害者及び高齢者等を受け入れができる施設や体制を整えた福祉避難所を社会福祉施設等を活用して分散して設置し、対象となる要配慮者の誘導、移送等の措置を講じる。
 - キ 避難所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、食料・生活物資の提供に加え、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。
- (2) 前項に掲げる措置に関し、近隣県・市町への協力要請、関係団体等の調整を行う。

4. 児童に係る対策

- (1) 町・県は、次の方法等により、被災による児童福祉施設からの避難所への避難児童及び保護者の負傷等により保護が必要な児童（以下「要保護児童」という。）の発見、把握及び援護を行う。
- ア 避難所の責任者等を通じ、要保護児童の実態を把握し、被災県・町に対し、通報がなされる措置を講ずる。
 - イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、要保護児童を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
 - ウ 町は、要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
- 要保護児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。
- また、父母のない児童については、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を積極的に行うなど社会生活を営むうえでの経済的支援を行う。
- (2) 県は、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。
- (3) 町・県は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第42節 公共土木施設災害応急対策計画

1. 公共土木施設災害応急対策の体制

(1) 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体が応急工事に必要な要員及び資材、機械を確保して施工する。

(2) 応急工事施工の体制

ア 要員及び資材の確保

実施機関は災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(ア) 技術者の現況把握及び動員

実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者技能者の現況を把握し、地域別人員、技術知識または経験の程度、技術者等の勤務先等を明らかにした資料を整備しておき緊急時においては適切な動員措置を講ずるものとする。

(イ) 建設業者の現況把握及び動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時においては、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

(ウ) 資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、実施機関は俵、かます、くい、蛇籠等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場板等の応急用器具の調達先を把握しておき、災害時においては緊急確保の措置を講ずるものとする。

なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておくものとする。

イ 関係機関に対する応援要請

災害対策基本法第29条、第74条及び自衛隊法第83条に基づく派遣要請等を行い他の機関より応援を求める。

2. 応急工事の施工

(1) 河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出をとどめる工事を行う。

ア 応急仮締切の施工

仮締切施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

(ア) 在来法線位置締切

(イ) 堤外月輪型締切

(ウ) 堤内月輪型締切

(エ) 河口締切

(オ) 後退締切

イ 応急仮締切工事の工法

従来施工してきた応急仮締切工事の工法はおおむね次のとおりである。

- (ア) 土俵工法
- (イ) 杭打工法
- (ウ) 捨石（捨ブロック工法）
- (エ) 枠類工法
- (オ) 沈床工法
- (カ) 沈船工法
- (キ) サンドポンプ船工法

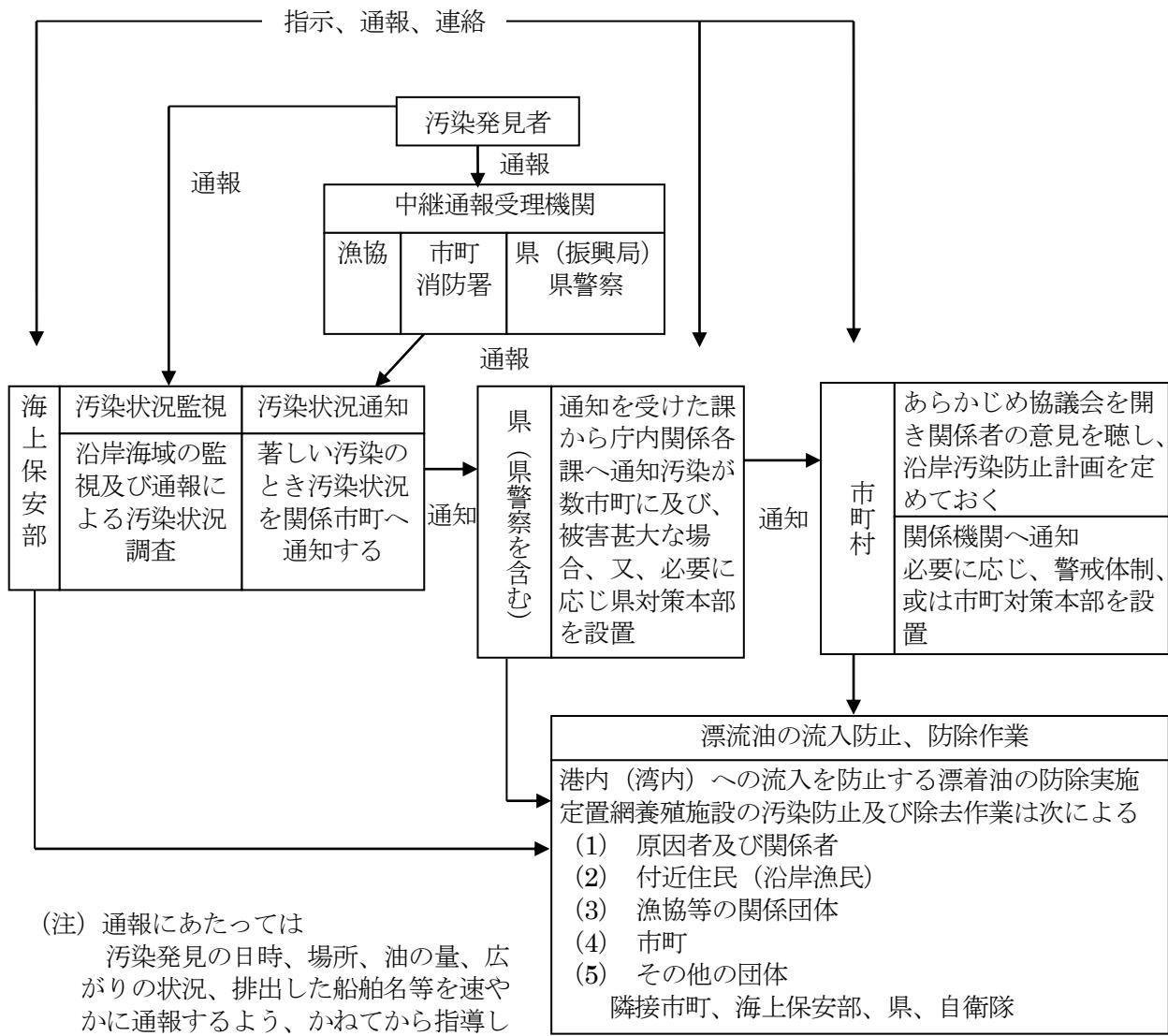
第43節 漂流油による沿岸汚染対策

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、町、県が一体となって、緊急に防止または防除するなど、汚染対策として措置しなければならない。

1. 漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等について

汚染発見者の通報及び各関係機関相互の指示、通報、連絡等は、次のとおり行う。

漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図



2. 町沿岸汚染対策要綱の制定

長崎県沿岸汚染対策要綱に準じて、町沿岸汚染対策要綱を定めるものとする。

3. 措置すべき事項

- (1) 沿岸住民に対する汚染関係情報の周知及び広報

- (2) 資器材の整備、保管
- (3) 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定
- (4) 漂流油の港内等への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施
- (5) 関係機関への応援及び協力
- (6) 町及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼
- (7) 漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導
- (8) その他必要な事項

4. 漂流油等の流入防止及び防除

(1) 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、または自ら発見したときは、港内、定置網等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ対策本部を設置するものとする。

(2) 漂流油等の防除

前項の港内等への流入を防止することができない場合、または防止の暇がなく港内等へ流入し、漂流、漂着した場合には、時間の経過あるいは気温の上昇により汚染範囲が拡大し作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに、防除作業を行うものとする。

ア 定置網等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行なうものとする。

イ 部分的に少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行なうものとする。

ウ 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、町で実施し、大量にて時期を失すると二次汚染のおそれがあり、町単独にては困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求めるものとする。

(3) その他、長崎県西部排出油防除協議会規定により活動する。

第44節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

近年の複雑多様化する各種災害等に対応していくため、機動性のある県防災ヘリコプターを活用し、消防防災活動の迅速化、高度化、広域化により消防防災体制を整備充実するとともに、その機能を十分発揮させ災害応急対策の円滑な実施を図る。

県防災ヘリコプターの運航については、航空法関連法令に定めるもののほか、「長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第45節 自発的支援の受け入れ計画

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、町においては適切に対応をする。

1. ボランティアに係る対策

(1) 災害ボランティア推進本部（センター）の設置

ア 町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動の拠点として、町社協災害ボランティアセンターを設置する。

イ 町は、町社協災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を行う。

(2) ボランティアの受け入れ

ア 災害発生後、各地からのボランティアの問い合わせに対しては、受付窓口となるボランティア支援組織に回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための役場内の災害ボランティアに関する担当セクションへ連絡する。

イ 役場内の災害ボランティアに関する担当セクションは、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋などボランティア活動の状況に応じた支援に努める。

(3) ボランティア活動の内容

災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ○ 出火防止・消火活動 | ○ 安否確認（要配慮者等） |
| ○ 避難誘導 | ○ 情報の収集・提供 |
| ○ 行政機関との連絡調整等 | ○ 炊き出し |
| ○ 物資運搬 | ○ 救援物資の集配 |
| ○ 募金活動 | ○ ボランティアの受け入れ及び活動先のコーディネート等 |

（ただし、危険が伴う救助、医療行為は専門ボランティアが行う。）

第3章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、改良工事を図り、将来の災害に備える事業の対策について計画し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第1節 災害復旧事業の促進

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川公共土木施設復旧計画

長期にわたる豪雨または異常集中豪雨等による洪水、氾濫のために河川護岸の決壊、溢流、あるいは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を被った場合は、遅滞なく災害を最小限にとどめるべく、応急復旧対策を講ずるか、その後の復旧事業については、次のように計画を立てる。

- ア 災害の程度により緊急の度合に応じて県へ報告し、国への査定を要望する。
- イ 被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ウ 災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、県と協力して緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

復旧計画にあたっては、被災原因を基礎にして、再度被害を受けないように慎重に検討をし、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮にいれ、関連工事または助成工事等により極力改良的復旧が実施できるよう計画するものとする。

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧の実施にあたっては、1. 公共土木施設災害復旧事業計画に準じて施行するものとする。なお、復旧事業は一般的には産業振興課を中心に、農業協同組合、漁業協同組合をもって災害復旧事業に努め、早期復旧を図る。

3. 都市災害復旧事業計画

都市施設災害復旧事業については、都市計画区域内における街路、公園、都市施設等の災害または市街地の堆積土砂による災害等直接住民と関係があるので早期復旧を図る。

4. 住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、住民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、またはこれらの補修を図るものとする。

5. 文教施設災害復旧事業計画

文教施設の災害は、児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

- (1)再度被害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造、鉄筋造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
- (2)災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。

6. 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は、国、県の補助金及び福祉医療機構等の融資を促進し、早急に復旧を図るものとする。

7. 上下水道災害復旧事業計画

上下水道の災害復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策と相まって早期に復旧を図るものとする。

第2節 金融その他の資金対策

1. 中小企業資金融資計画

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

(1) 被害額の調査

災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握するものとする。

(2) 緊急連絡会の開催

県、関係金融機関、信用保証協会等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

(3) 政府系金融機関に対する災害特別融資の指導斡旋

被災中小企業者に対し、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融機関の災害特別融資の指導斡旋を行うとともに必要な利子補給を行う。

2. 農林漁業資金融資計画

災害時の農林漁業者に対する融資対策は次のとおりとする。

(1) 農林業者に対する応急融資

ア 災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握するものとする。

イ 災害が「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）」に基づく政令により、同法の適用災害として低利融資の農業経営資金の融資が行われることになるが、本町としては必要な利子補給を行うものとする。

ウ 「自作農維持資金融資法」による長期、かつ、低利な資金の融資を受けることができるもののうち、特に当該融資を受けるまでの間、応急的に「つなぎ資金」を融資するよう融資機関を指導するとともに必要な利子補給を行うものとする。

(2) 漁業者に対する応急融資

ア 災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握するものとする。

イ 災害が天災融資法の適用を受けた場合、漁業の経営に必要な資金の融資を受けられるが、本町としては必要な利子補給を行うものとする。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1. **生活福祉資金** (福祉資金 (災害臨時費))
2. **母子父子寡婦福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金**
3. **生活保護**
生活保護法の適用
4. **災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付**
5. **被災者生活再建支援金の支給**
6. **児童救済金**

資料編：生活福祉資金（福祉資金（災害臨時費））
母子父子寡婦福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金
災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付
被災者生活再建支援金の支給
児童救済金

第4節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共的施設区域内
 - イ 公共的施設区域外
- (13) 湛水排除事業

2. 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する特例
- (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4. その他の特別財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 私立学校振興会の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例

- (7) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (10) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

5. 激甚災害指定基準（改正平成28年2月9日）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五%をこえる災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五%をこえる都道府県が一以上あること。

（2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五%をこえる都道府県が一以上あること。

2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四%をこえる都道府県またはその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置または農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

（1）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害

（2）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個

別に考慮するものとする。

- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害
- B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三%を超える都道府県が一以上あるもの

5 法第十二条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五%を超える災害
- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇%を超える都道府県またはその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇%を超える都道府県が一以上あるもの

6 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二%を超える都道府県またはその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合または法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害による住宅の減失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

- B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の減失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（1）当該災害による住宅の減失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上またはその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

（2）当該災害による住宅の減失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上またはその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

6. 局地激甚災害指定基準（改正平成28年2月9日）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）
（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%を超える市町村（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超える、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇%を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（2）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超える、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（3）当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、

かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害

（4）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

第3編 震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節 防災知識普及計画

第2編第1章第1節「防災知識普及計画」の定めるところによる。

第2節 地震防災訓練計画

この計画は、各種災害の発生に備え、防災関係諸機関相互の緊密な連携を確保するとともに、迅速かつ適切な救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより、有事即応の態勢を確立することを目的とする。

1. 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、関係機関及び地域住民と共同して総合的な防災訓練を実施する。

(訓練項目)

- ア 非常無線通信訓練
- イ 水防工法訓練
- ウ 炊きだし訓練
- エ 避難訓練
- オ 救出・救護訓練
- カ 消防訓練
- キ 応急復旧訓練

(2) 消防訓練

消防技術の練磨及び習熟を図るため実施する。

(訓練項目)

- ア 非常招集訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ その他

(3) 水防訓練

河川、溜池等の水防作業は、暴風雨下にしかも夜間に行うような場合が多いので、迅速かつ的確に推進するため実施する。

(訓練項目)

- ア 観測訓練
- イ 工法訓練
- ウ 避難訓練
- エ 通報訓練

オ 動員訓練

カ 輸送訓練

キ その他

(4) 非常無線通信訓練

通常業務の通信から、災害が発生した場合に、災害情報を最優先して通信し、十分な効果をあげることができるように、また有線途絶時の無線統制、通信内容の確実な伝達について訓練を実施する。

(5) 避難訓練

学校及び各施設等において避難訓練を実施する。

(6) 自主防災組織訓練

自治会・コミュニティ等において防災訓練を実施する。

2. 訓練実施要領

各訓練参加機関と協議して、あらかじめ訓練実施要領を策定するものとする。

第3節 自主防災活動計画

第2編第1章第3節「自主防災活動計画」の定めるところによる。

第4節 消防団の育成強化

第2編第1章第4節「消防団の育成強化」の定めるところによる。

第5節 民間防災組織の確立

第2編第1章第5節「民間防災組織の確立」の定めるところによる。

第6節 都市災害予防計画

第2編第1章第11節「都市災害予防計画」の定めるところによる。

第7節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画（第5次計画）

1. 町計画の策定

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するして平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

町は、下記施設の耐震化について、積極的な推進に努める。

県が実施する地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、町が実施する事業について推進する。

2. 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の病院のうち地震防災上改築または補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち地震防災上改築または補強を要するもの
- (9) 公立の小・中学校のうち地震防災上改築または補強を要するもの
- (10) 公立の特別養護支援学校のうち地震防災上改築または補強を要するもの
- (11) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により被害を防止し避難を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設
- (13) 防砂設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他の施設または整備
- (16) 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備
- (17) 非常用食料、救出用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備または資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第8節 防災業務施設及び備蓄物資の整備計画

第2編第1章第6節「防災業務施設及び備蓄物資の整備計画」の定めるところによる。

第9節 避難地避難路の整備計画

1. 避難地整備

町は、地震に伴う各種被害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ避難地の指定を行う。

また、公共施設だけでは想定される避難者を収容しきれない場合には、宿泊施設、保養所等の民間施設を避難所として利用できるように、あらかじめ施設の管理者の同意を得ておくように努める。

注) 緊急的・一時的に避難する避難地を「指定緊急避難所」、避難生活を送る避難地を「指定避難所」という。避難地の指定にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

(1) 避難地としての適格性の判断は、地震が起った場合の予想震度に対する耐震性及び海溝型地震津波想定による津波浸水予測を十分考慮し、安全性の確保に努める。

(2) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、広域避難地等の一次避難地を、体系的かつ計画的に配置、整備する。なお、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(3) 指定避難所、指定緊急避難所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。

津波浸水のおそれのある地域には指定避難所及び指定緊急避難所の指定は行わないものとし、やむを得ず指定する場合は、津波に対する安全性を確保するための対策を講じる。

また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受け入れを想定した計画に努める。その場合、要避難人口は、昼間人口も考慮する。

(4) 長与総合公園については、避難地、避難路、延焼遮断縁地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進する。

(5) 地域防災計画に指定避難所として位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。

特に、学校施設については、指定避難所としての利用を想定した施設整備に努める。

(6) 補助や介護を要し一般の指定避難所では生活が困難な災害時要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた福祉避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。

(7) 避難地の割り当ては、町内会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。

(8) 各避難所には貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、発電機及び燃料等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

(9) 指定避難所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

(10) 指定緊急避難所及び指定避難所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。

(11) 指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

2. 避難路の整備等

(1) 避難路の指定

町は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるよう、次の事項を基本に避難路を指定する。

ア 徒歩での避難を原則とする。

- イ 同一避難場所への道路は最小限度とする。
- ウ 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- エ 避難道路沿いには、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

(2) 避難路の整備

- 町は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるように、次の事項に留意して避難路を整備する。
- ア 主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- イ 避難誘導のための標識を設置する。
- ウ 津波浸水のおそれのある地域では、安全・迅速に避難できるよう、避難路に階段、手すり、夜間照明等を設置するよう努める。
- エ 負傷の防止や避難路確保の為、ブロック塀等の転倒防止策に努める。

3. 県警察、消防等防災関係機関における避難誘導に対する平常時の措置

警察、消防等防災関係機関は、平常時の活動を通じ町と協力しながら、地域住民等に対して災害発生時の指定緊急避難所または指定避難所、避難経路及び避難の留意事項等について周知徹底を図っていく。

4. 不特定多数の者の利用する施設の管理者に対する措置

(1) 管理者の措置

大規模小売店舗、駅、その他不特定多数の者の集合する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

津波浸水のおそれのある地域では、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即した計画、訓練となるよう配慮する。

(2) 管理者に対する要請

警察、消防機関においては、大規模小売店舗、駅等その他不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

第10節 災害危険区域予防計画

第2編第1章第8節「災害危険区域予防計画」の定めるところによる。

第11節 火災予防計画

第2編第1章第9節「火災予防計画」の定めるところによる。

第12節 建築物災害予防計画

第2編第1章第12節「建築物災害予防計画」の定めるところによる。

第13節 緊急輸送活動体制の整備

第2編第1章第14節「緊急輸送活動体制の整備」の定めるところによる。

第14節 医療・保健に係る災害予防対策

第2編第1章第15節「医療・保健に係る災害予防対策」の定めるところによる。

第15節 応急救助等における防災体制の整備

第2編第1章第16節「応急救助等における防災体制の整備」の定めるところによる。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者に係る災害予防計画

第2編第1章第17節「要配慮者・避難行動要支援者に係る災害予防計画」の定めるところによる。

第17節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画

第2編第1章第18節「公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画」の定めるところによる。

第18節 相互応援体制の確立

第2編第1章第19節「相互応援体制の確立」の定めるところによる。

第19節 コンピューターの安全対策計画

第2編第1章第20節「コンピューターの安全対策計画」の定めるところによる。

第20節 帰宅困難者対策計画

第2編第1章第24節「帰宅困難者対策計画」の定めるところによる。

第21節 業務継続計画(BCP)策定計画

第2編第1章第25節「業務継続計画（B C P）策定計画」の定めるところによる。

第2章 震災応急対策計画

第1節 組織計画

1. 防災組織

(1) 長与町防災会議

町長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織するものであり、その所掌事務としては、防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関との連絡調整を図ることを任務とする。

(2) 長与町災害対策本部

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に町長を本部長として、町職員及び町消防団員で構成し、災害予防及び災害応急対策活動を実施する。

(3) 長与町災害警戒本部

災害発生のおそれがある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるときは、副町長を本部長とし、「災害対策本部」設置前の段階として設置する。

2. 長与町災害対策本部

(1) 設 置

災害が発生し、または災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして応急対策が必要と本部長が認めたとき。

(2) 解 散

災害の危険が解消し、またはその災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

(3) 組織及び分掌事務

組織及び分掌事務は次のとおりである。

表-1 長与町災害対策本部組織図

表-2 災害対策本部組織及び事務分掌

(4) 災害対策本部事務局による初動機能強化

大規模災害発生時及び特別警報発表時には、町災害対策本部の初動機能を強化するため、「統括部」「情報部」「対策1部」「対策2部」を設置し、本部長の指示に基づき、優先的な応急対応行動を実施するものとする。災害対策本部事務局は、大規模災害時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、特に、災害発生時から3日程度までの初動対応期について、限定した防災対応力の集中投入を目的とする。

また、災害発生時から3日程度以降に、本部事務局による初動対応が一定の機能を果たせたと本部長が判断した場合は、町災害対策本部各部の事務分掌（表-2 災害対策本部組織及び事務分掌表、配備動員を参照）による対応に移行するものとする。

組織	主な事務・役割	
本部事務局 (事務局長：総務部長) (事務局次長：建設産業部長)		大規模災害発生時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、限定した防災対応力の集中投入を図る。 (おおむね3日程度を目安として機能させる。その後の状況を踏まえ、本部長の指示により町災害対策本部各部の体制へ移行する。)
統括部 (部長：総務部長) (副部長：教育委員会教育次長)	地域安全課、総務課、契約管財課、財政課、会計課、土木管理課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・町災害対策本部の設置・運営 ・危機対応方針決定の補佐 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 ・情報部、対策1部、対策2部及び各部・課等への具体的対応の指示及び総合調整 ・職員家族の情報収集 ・消防団と連携した災害対応 ・国、県等との連絡調整 ・町有財産の被害状況調査 ・その他本部長の指示対応
情報部 (部長：企画財政部長) (副部長：議会事務局長)	秘書広報課、政策企画課、情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、整理 ・関連施設の被害状況調査 ・活動状況の記録（時系列情報、写真）、各部の進行管理 ・伝送映像の収集、配信 ・通信機器や通信回線の確保 ・広報活動、マスコミ対応 ・その他本部長の指示対応
対策1部 (部長：建設産業部長) (副部長：水道局長)	都市計画課、産業振興課、上下水道課、農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携・連絡調整 ・関連施設の被害状況調査 ・ライフライン被害状況の調査 ・飲料水、食料、緊急物資の確保 ・その他本部長の指示対応 ・必要に応じ、対策チームを編成（例：被害状況

組織	主な事務・役割
	調査チーム、給水対応チーム、食料・物資対応チーム等)
対策2部 (部長：住民福祉部長) (副部長：健康保険部長)	住民環境課、税務課、収納推進課、福祉課、こども政策課、介護保険課、健康保険課 ・関係機関との連携・連絡調整 ・関連施設の被害状況調査 ・避難所の開設・運営 ・福祉避難所の開設・運営 ・救護所の開設 ・医療品等の調達 ・ボランティアの受け入れ対応 ・避難行動支援等の全体調整 ・その他本部長の指示対応 ・必要に応じ、対策チームを編成（例：被害状況調査チーム、避難所開設・運営チーム、ボランティア対応チーム等）

3. 長与町災害警戒本部

(1) 設 置

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報等により各種の災害が予測されるとき及び震度4の地震が発生または津波予報区の長崎県西方に津波注意報が発表され、災害対策を必要とするとき。

(2) 解 散

気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。

(3) 災害対策本部への切替

被害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

表-1 長与町災害対策本部組織図

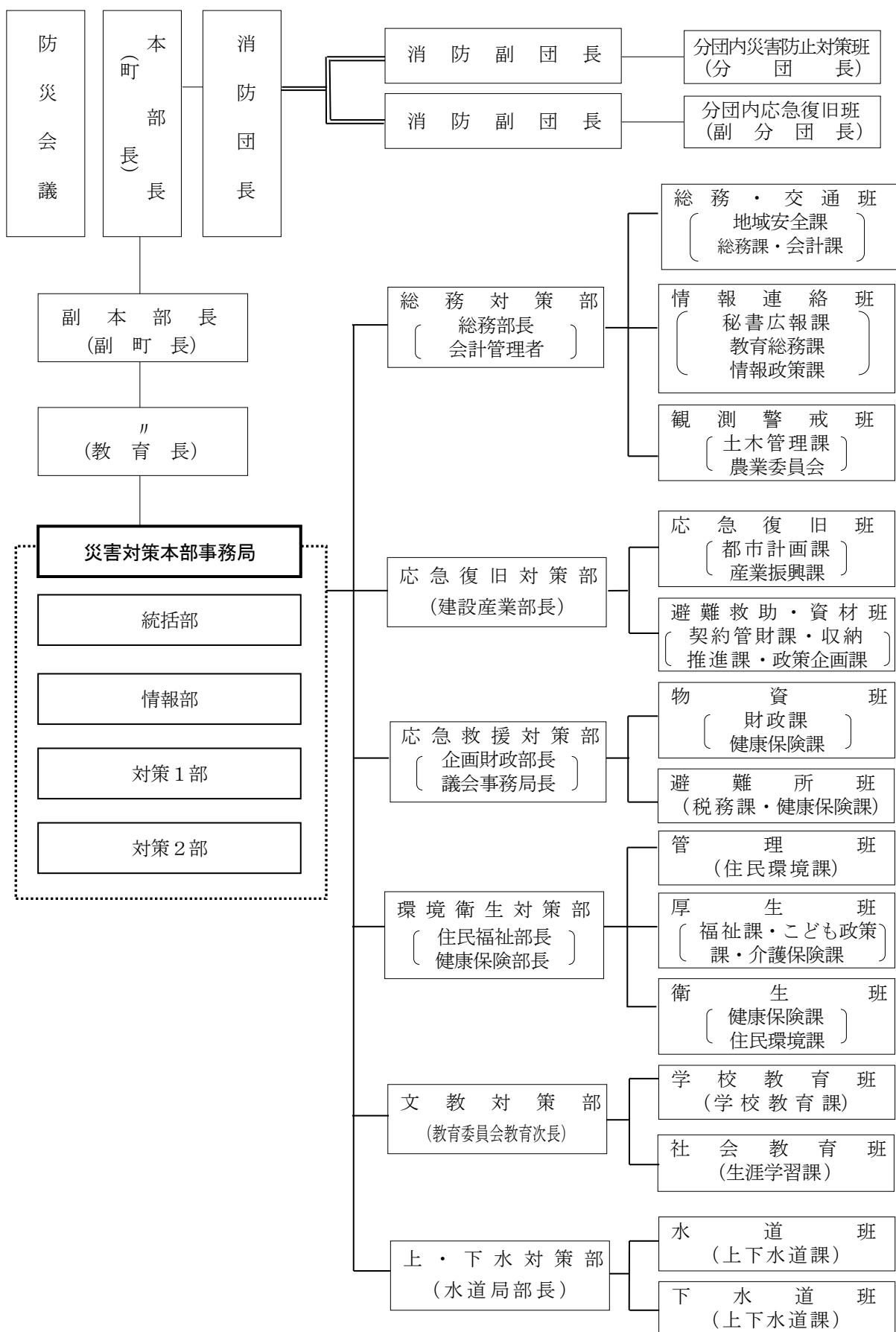


表-2 災害対策本部組織及び事務分掌表、配備動員

部	班（課）	所掌事務	配備動員		
			第1次	第2次	第3次
各部・班共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること ・所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること ・関係機関、団体等との連絡調整に関すること ・本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること 			
総務対策部	総務・交通班 (地域安全課) (総務課) (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・職員の動員及び配備に関すること。 ・災害気象情報、地震・津波情報等の収集及び広報に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・被害報告に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・他の公共団体への応援要請に関すること。 ・消防団員の動員、配備に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難誘導に関すること。 ・指定避難所及び指定緊急避難場所の決定に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・義援金の受け入れ及び保管に関すること。 ・雇入れ労務者の確保及び配備に関すること。 ・町災害対策本部、町防災会議、県及びその他関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他災害対策本部の庶務に関すること。 ・奉仕車両の受付及び配車計画に関すること。 ・車両等の借上に関すること。 ・災害時における交通安全対策に関すること。 ・救援物資等の輸送に関すること。 ・被害地における住民の公安に関すること。 	7	14 全員	

部	班（課）	所掌事務	配備動員		
			第1次	第2次	第3次
総務対策部	情報連絡班 (秘書広報課) (教育総務課) (情報政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の命令伝達に関すること。 ・災害状況、応急対策状況の広報に関すること。 ・自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること。 ・ボランティアの受け入れ配備に関すること。 ・各部所管の被害状況、応急対策の実施状況等災害情報の収集に関すること。 	3	5	全員
	観測警戒班 (土木管理課) (農業委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、都市下水路等の水位の通報、監視、警戒に関すること。 ・住民の避難に関すること。 ・土石流対策に関すること。 ・災害に対する警戒及び防御に関すること。 ・巡回箇所の巡視に関すること。 ・人命救助に関すること。 	4	8	全員
応急復旧対策部	応急復旧班 (都市計画課) (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害箇所の応急復旧工事に関すること。 ・災害発生が予想される箇所の補強工事に関すること。 ・被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・災害復興住宅に関すること。 ・農林漁業者等への応急融資に関すること。 ・中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 	3	6	全員
	避難救助・資材班 (契約管財課) (収納推進課) (政策企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧等に要する資器材の調達確保に関すること。 ・緊急物品の購入に関すること。 ・応急措置費の算定に関すること。 	3	9	全員
応急救援対策部	物資班 (財政課) (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しその他による食品の給与に関すること。 ・被服、寝具その他生活必需品の給与に関すること。 	3	6	全員
	避難所班 (税務課) (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・被災家屋等の調査、被災者台帳の作成及び災証明の発行に関すること。 ・避難者の健康管理に関すること。 ・応急仮設住宅の入居者選定に関すること。 	3	9	全員

部	班（課）	所掌事務	配備動員		
			第1次	第2次	第3次
環境衛生対策部	管理班 (住民環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活相談及び援護に関するこ と。 ・義援金品等の配分に関するこ と。 ・死傷者及び行方不明者等の調査に関するこ と。 ・一般住宅等の被害調査に関するこ と。 ・応急医療及び助産に関するこ と。 	2	4	全員
	厚生班 (福祉課) (こども政策課) (介護保険課)	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯更正、その他災害住宅等の資金の 貸付に関するこ と。 ・災害弔慰金等の支給及び災害援護資金 に関するこ と。 ・在宅の災害時要配慮者対策に関するこ と。 ・避難行動要支援者名簿の作成・運用に 関するこ と。 ・社会福祉施設等の被害調査に関するこ と。 ・福祉避難所に関するこ と。 ・保育園児の避難に関するこ と。 ・保育所の被害調査及び応急対策に関するこ と。 	3	8	全員
	衛生班 (健康保険課) (住民環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害地の衛生状態の調査に関するこ と。 ・救護所の設置及び運営に関するこ と。 ・災害時の防疫及びごみ等の緊急処理に 関するこ と。 ・し尿の緊急処理及び仮設トイレの確 保・設置に関するこ と。 ・保健所・医療機関との連絡調整に関するこ と。 ・迷ペットの対応及びペットの処理に 関するこ と。 	3	6	全員
文教対策部	学校教育班 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育及び体育施設の被害調査及び 応急対策に関するこ と。 ・児童、生徒の避難に関するこ と。 ・り災児童、生徒に対する教科書及び学 用品の支給に関するこ と。 ・応急教育に関するこ と。 ・児童、生徒の保健及び学校給食に関するこ と。 ・学校の避難所開設の協力に関するこ と。 	2	3	全員
	社会教育班 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の被害調査及び応急対策 に関するこ と。 ・文化財の被害調査及び応急対策に関するこ と。 ・町立公民館等の避難所開設の協力に 関するこ と。 	2	6	全員

部	班（課）	所掌事務	配備動員		
			第1次	第2次	第3次
上下水対策部	水道班・下水道班 (上下水道課)	・被害状況の収集及び応急対策に関する こと。 ・非常用飲料水の給水に関すること。 ・上、下水道施設の応急対策に関するこ と。	3	7	全員
合計			41	91	全員

第2節 勤員計画

本計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための町災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員の勤員並びに関係機関との連携等について定めるものとする。

1. 職員参集の留意事項

- (1) 発災時は職員自身も被災者であることを鑑み、それぞれが安全確保に十分配慮しつつ、参集する。
- (2) 対策本部の各責任者は、職員の参集状況、参集に要する時間等の情報の集約を行う。
- (3) 職員はそれぞれ参集基準の把握、連絡手段の確保を行い、発災直後でも迅速な対応ができるよう努める。
- (4) 迅速な参集に努め、参集途上においては情報収集を行う。ただし、人命救助等を至急行う必要がある場合には、消防機関等に連絡するとともに、周囲の住民と協力し、人命救助を優先する。

2. 災害対策本部の設置及び閉鎖

地域安全課長は、気象情報等によって災害が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合は、町長に報告しその指示を受けるとともに、副町長または総務部長と協議して、設置区分を決定し対策本部の各部長に通報する。

(1) 設置区分

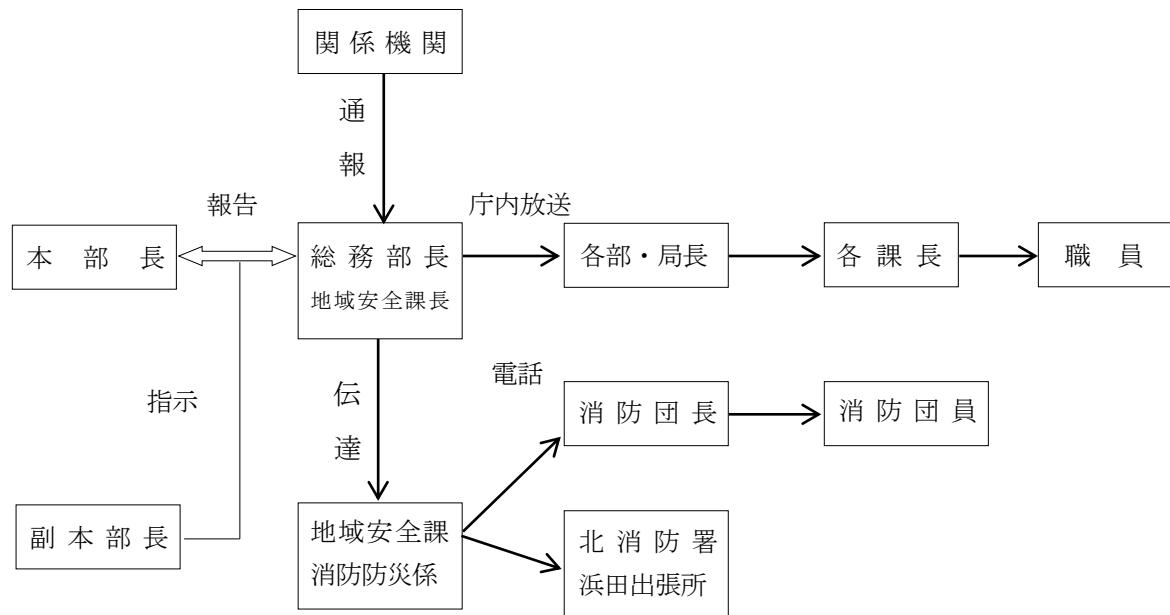
区分	配備時期	配備内容
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・町内または周辺地域に震度5弱の地震が発生したとき ・津波予報区の長崎県西方に津波警報が発表されたとき 	<p>災害に対する警戒体制をとるとともに小災害の発生に対処し得る人員を配備する。</p> <p>第2配備に移行しうる体制とする。</p>
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ・町内または周辺地域に震度5強の地震が発生したとき ・津波予報区の長崎県西方に大津波警報が発表されたとき 	<p>災害発生とともに直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。</p> <p>第3配備に移行しうる体制とする。</p>
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ・町内または周辺地域に震度6弱以上の地震が発生したとき 	動員可能な全職員をもってあたるもので完全な非常体制とする。

- (2) 消防団員出動は「消防計画」の配備基準による。
- (3) 本部は、災害応急対策を一応終了し、または災害の発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは閉鎖する。
- (4) 本部を設置または閉鎖したときは、県（長崎振興局）、関係機関、住民等に対し次により通知公表するものとする。

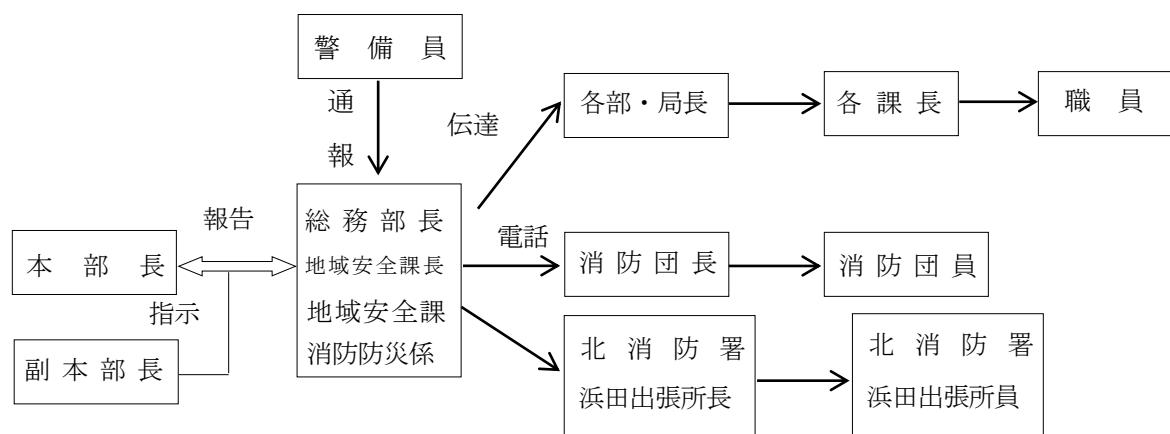
通知または公表先	担当班	通知または公表の方法
各担当班	総務班	庁内放送、電話
関係機関	〃	電話、防災行政無線、防災ファックス
一般住民	〃	防災行政無線、広報車、電話

3. 伝達方法

(1) 勤務中における伝達方法は、次のとおりとする。



(2) 休日、夜間等勤務時間外における伝達方法は、次のとおりとする。



第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第2編第2章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

第4節 労務供給計画

第2編第2章第4節「労務供給計画」の定めるところによる。

第5節 隣保互助民間団体要請計画

第2編第2章第5節「隣保互助民間団体要請計画」の定めるところによる。

第6節 地震・津波情報等の伝達計画

1. 基本方針

地震発生時における、各種地震情報、津波情報、被害発生情報及び関係機関の実施する情報活動等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

(1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と地方本部、町災害対策本部相互間の連絡を基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

(2) 災害対策本部に本部事務局情報部を設け、地震・津波情報、被害状況及び災害応急対策に関する情報等について、収集・整理・分析・伝達・報告・広報を一元的に実施するものとする。

県災害対策本部の各部各班、町災害対策本部は、収集・受理した情報を速やかに県災害対策本部の情報担当部署に伝達する。

(3) 本部事務局情報部が災害発生に即応して機能できるように、あらかじめ情報担当者を指定し、速やかに配置できる体制とする。

(4) 国の災害対策本部に対する報告、要請等は県災害対策本部において取りまとめ実施する。

(5) 町は、災害時通信行動マニュアルの作成や災害通信訓練の実施に向けた検討を行う。

(6) 県警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、町災害対策本部等に速やかに伝達する。また、二次災害についても同様に把握及び伝達する。

(7) 日本放送協会、長崎放送㈱、㈱テレビ長崎、㈱エフエム長崎、長崎文化放送㈱、㈱長崎国際テレビは、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に基づき正確迅速な情報の伝達を行う。

また、コミュニティFM放送局と災害時における放送要請に関する協定を締結し、情報伝達の充実を図る。

2. 情報の受理、伝達、周知

(1) 地震情報等の受理

町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害対策本部から伝達される地震情報等の受理は、町災害対策本部（町災害対策本部設置前においては町災害警戒本部または地域安全課）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム 町に設置された震度計による、震度情報（震度及び地震発生時刻）が受理される。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎地方気象台から伝達される地震情報、気象情報、警報、特別警報等は県災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または危機管理課直通電話）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム県下全市町に設置された震度計による、震度情報が防災行政無線により、受理される。
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部から伝達される地震情報等については、あらかじめ定められた受信方法、受領者によって受信する。

(2) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
長崎県	長崎県北部	佐世保市の一部（宇久町を除く）、平戸市、松浦市、東彼杵郡〔東彼杵町、川棚町、波佐見町〕、北松浦郡の一部（佐々町）
	長崎県南西部	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡〔長与町、時津町〕
	長崎県島原半島	島原市、雲仙市、南島原市
	長崎県対馬	対馬市
	長崎県壱岐	壱岐市
	長崎県五島	五島市、佐世保市（宇久町に限る）、北松浦郡の一部（小値賀町）、南松浦郡〔新上五島町〕

注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。この解析や伝達に一定の時間（数秒程度）かかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

（ア）気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

（イ）消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J－ALER T）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

（ウ）地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

（エ）町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> <ul style="list-style-type: none">・あわてて外へ飛び出さない。・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> <ul style="list-style-type: none">・あわてて出口・階段などに殺到しない。・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(3) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(4) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報をまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。

地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の長崎県の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

(5) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求める、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報・津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海

上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合		の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
--------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 津波の高さ：津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

長崎県が属する津波予報区

令和5年1月 現在

津波予報区	区域	区域に属する県内市町
長崎県西方	長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸、対馬市及び壱岐市を除く。)	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、佐々町、長崎市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、小值賀町
壱岐・対馬	長崎県(対馬市及び壱岐市に限る。)	壱岐市、対馬市
有明・八代海	福岡県(有明海沿岸に限る。) 佐賀県(有明海沿岸に限る。) 長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。) 熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、 <u>河浦町</u> 、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。)	諫早市、雲仙市、島原市、南島原市

ウ 津波情報の発表など

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻などを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※2)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※4)

(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

資料編：気象庁の震度情報で発表される長崎県内の震度観測点

津波警報・注意報発表の例

津波予報発表の例

津波情報【津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報の例】

(6) 地震情報等の伝達、周知

地震・津波等の情報は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

町防災行政無線	町が設置した同報系、戸別受信機により住民への伝達に努める。
県防災行政無線	県と町間及び防災関係機関の情報伝達に用いる。
その他の無線及び有線電話等	消防無線、災害応急復旧用無線、孤立化防止無線等あらゆる機関の無線通信を活用し、情報の伝達を行う。また有線電話等についても活用を図る。
携帯電話、移動体端末による伝達	携帯電話の一斉同報メールを活用し、緊急地震速報の他、避難情報等の災害時の緊急情報の伝達を行う。 また、ワンセグ（携帯電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信サービス）の活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビを用いて周知を図る。
自主防災組織を通じての連絡	主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車、有線放送等の活用	特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する。

地震・津波等や避難に係る情報は、次の点に留意して伝達、周知を図る。

- 海岸や海上など、防災行政無線等の音声放送による情報を得にくい場所にいる人へ情報を伝達できるように留意する。
- 町は、地域住民以外の来訪者が多く利用する観光施設、宿泊施設への防災行政無線の戸別受信機の設置を促進し、施設管理者は、利用者への情報伝達の手段・方法をあらかじめ定めておく。

資料編：気象庁震度階級関連解説表

3. 情報収集

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

町及び県は、収集、伝達すべき情報について、あらかじめ災害発生後の時間経過に沿って整理しておき、迅速かつ適切な情報の収集、伝達を行う。

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| ○ 緊急要請事項 | ○ 被害状況 |
| ○ 火災の発生状況と延焼拡大状況 | ○ 交通規制等道路交通状況 |
| ○ 観光客等の状況 | ○ 自衛隊活動状況 |
| ○ 避難状況 | ○ 避難指示または警戒区域設定状況 |
| ○ 避難所の設置状況 | ○ 避難生活の状況 |
| ○ 災害応急対策実施状況 | ○ 緊急輸送実施状況 |
| ○ 生活必需物資の在庫及び供給状況 | ○ 物資の価格、役務の対価動向 |
| ○ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 | |
| ○ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況 | |
| ○ 復旧見込み等 | |

(2) 情報収集手段

町、県、防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

ア 町

町災害対策本部は、防災行政無線及び自主防災組織を通じるなど、町における情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

イ 県

県災害対策本部及び同地方本部は、必要に応じ管内市町に職員の派遣等を行い、町における災害対策の実施状況及び被災状況に関する情報収集に努めるとともに、逐次、県災害対策本部へ連絡する。

ヘリコプターによる情報収集

大規模な地震が発生し甚大な被害が予想される場合や、津波警報が発表された場合は、県災害対策本部は、県防災ヘリコプターに対し、次の事項を重点としながら、速やかな偵察活動を実施するものとし、その結果を災害対策本部に通報する。

また、ヘリコプターを所有する県警察本部、自衛隊、海上保安部各機関においても、偵察活動を実施する。

- 災害発生場所、延焼の状況
- 建築物の被害状況
- 住民の動向、その他
- 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- 公共機関及び施設の被害状況
- 津波の発生状況

ウ 県警察

- 広域緊急援助隊及び交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通情報等の情報収集にあたらせる。
- 夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うとともに、警察庁及び管区警察局に対してヘリコプターテレビ、交通監視カメラ等の画像情報伝達する。

エ 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

オ 民間企業等と連携した情報収集

町及び県は、民間企業（事業者）からの情報収集やボランティアと連携したツイッター等のコミュニケーション手段による情報収集について、その正確性の検証方法等を含めて検討する。

また、店舗の開設等の生活情報の収集・伝達については、報道機関等の協力を得て行うこととし、報道機関等による情報収集内容や情報伝達方法をあらかじめ定めておく。

4. 報告・要請事項の処理

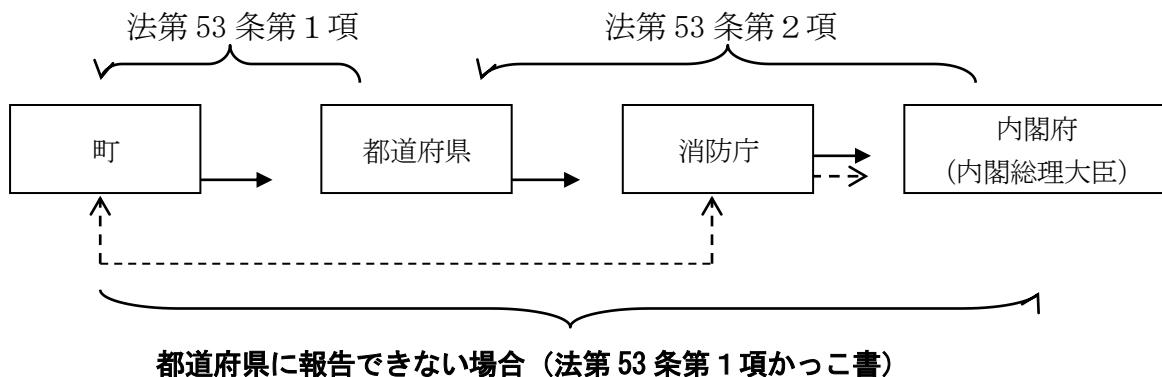
(1) 国に対する報告及び要請

- ア 国に対する被害状況及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、県（県災害対策本部設置後は県災害対策本部、以下同じ）から無線電話等により行う。
- イ 被害状況等の報告については、町から県地方本部を通し、県から消防庁へ行うことが原則であるが、町が県に対して報告できないような場合は、消防庁へ直接報告する。なお、町が県と連絡ができるようになった後の報告については、原則に戻り、県に報告する。

ウ 県が消防庁に対して、報告する災害は以下のとおりとする。

- (ア) 県において災害対策本部を設置した災害
- (イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる災害
- (ウ) (ア) または (イ) に定める災害になるおそれのある災害

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ルート



[長崎県危機管理課連絡先]

本課 電話 095-824-3597
ファックス 095-821-9202

防災室 電話 095-825-7855
ファックス 095-823-1629

本課 電話 (無線) 1118-2143
ファックス (無線) 111-7228

防災室 電話 (無線) 1118-3731
～3733
ファックス (無線) 111-7338

[消防庁連絡]

1. 平日 (9:30～17:45) 応急対策室
(NTT回線)
電話 03-5253-7527
ファックス 03-5253-7537
(消防防災無線)
電話 62-90-49013
ファックス 62-90-49033
(地球衛星通信ネットワーク)
電話 TN-048-500-90-49013
ファックス TN-048-500-90-49033

2. 上記以外 宿直室
(NTT回線)
電話 03-5253-7777
ファックス 03-5253-7553
(消防防災無線)
電話 62-90-49102
ファックス 62-90-49036
(地球衛星通信ネットワーク)
電話 TN-048-500-90-49102
ファックス TN-048-500-90-49036

(2) 地震発生直後の情報等の収集、連絡

- ア 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- イ 県は、町等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概略的な情報を県の防災ヘリ、地方本部等より収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- ウ 県警察は被害に関する情報を県警へり、管内警察署等より収集し、県に対して連絡するとともに警察庁に報告連絡する。

(3) 応急対策活動情報の収集、連絡

- ア 町は県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。
- イ 県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を隨時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県、公共機関に連絡する。
- ウ 町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 災害対策本部に対する報告及び要請

- ア 町災害対策本部は、県地方本部を通じ必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告し、または要請する。

主な報告及び要請すべき事項

- (ア) 緊急要請事項
(イ) 被害状況
(ウ) 町の災害応急対策実施状況

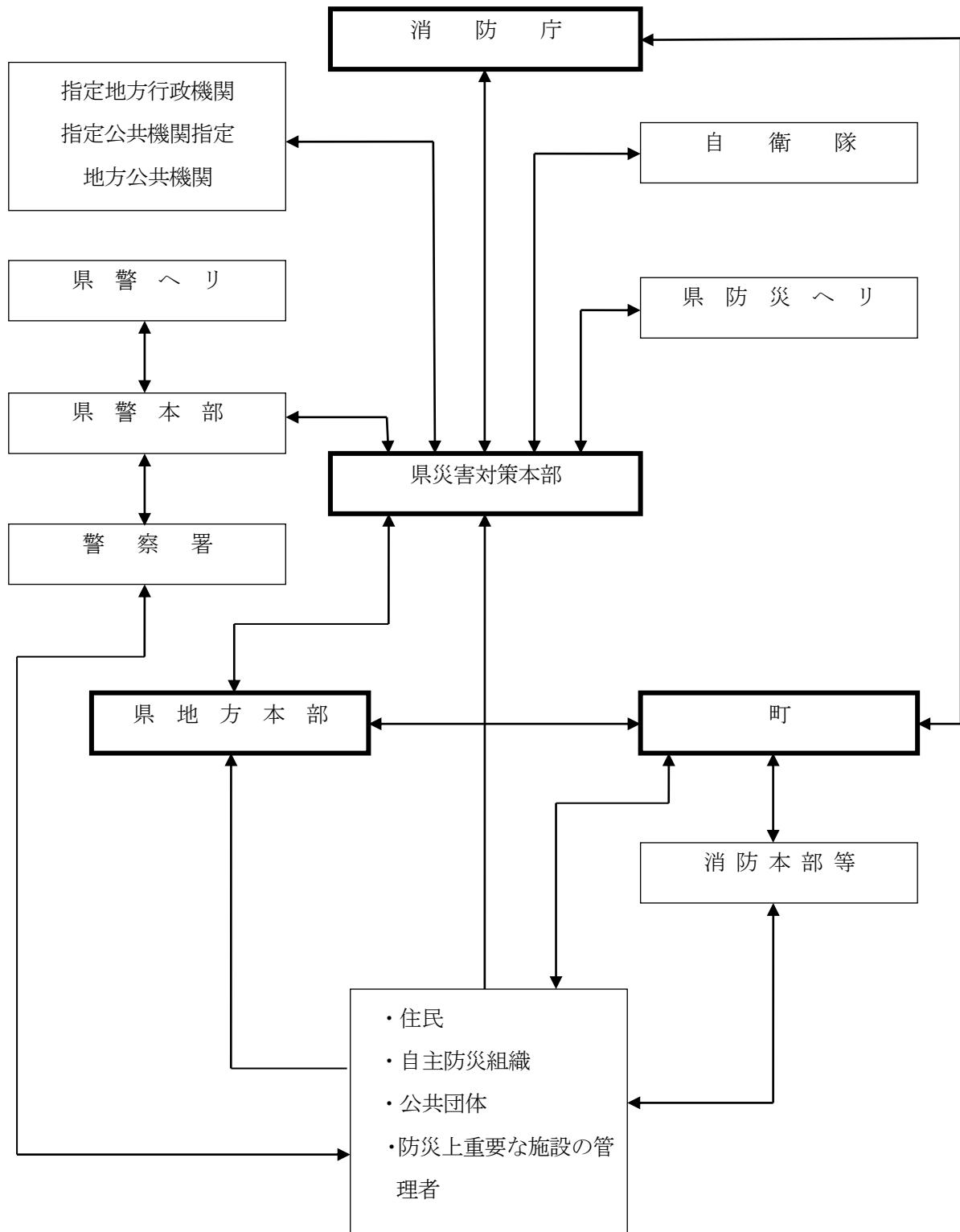
- イ 防災関係機関は、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告を行う。

主な報告すべき事項

- (ア) 緊急要請事項
(イ) 被害状況
(ウ) 町の災害応急対策実施状況

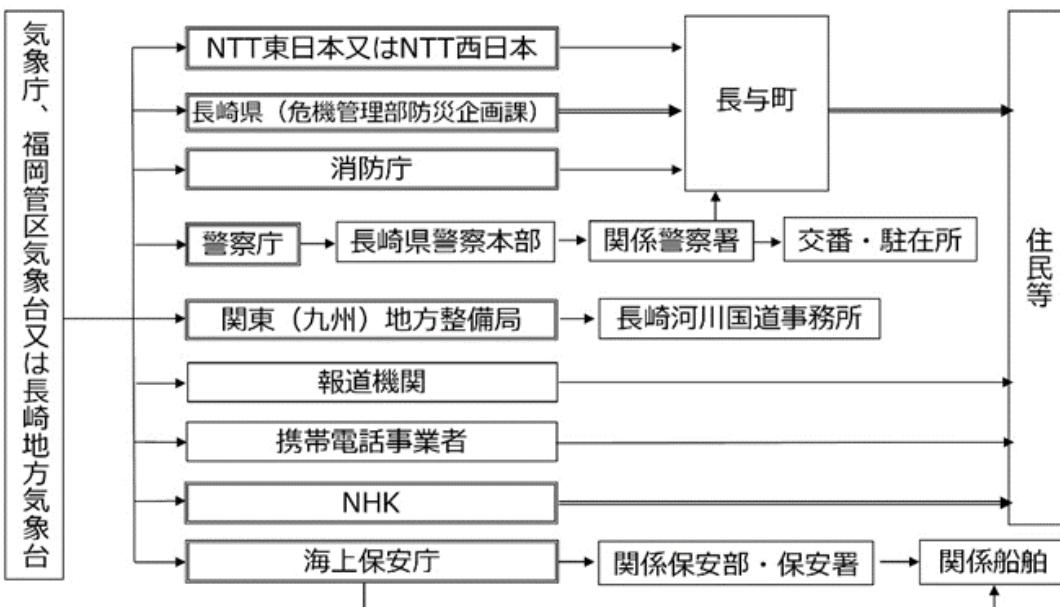
なお、県災害対策本部においては、防災関係機関に対し、必要な措置の要請を行う。

総括的な災害情報等系統図



津波警報等の伝達系統図

津波警報等の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

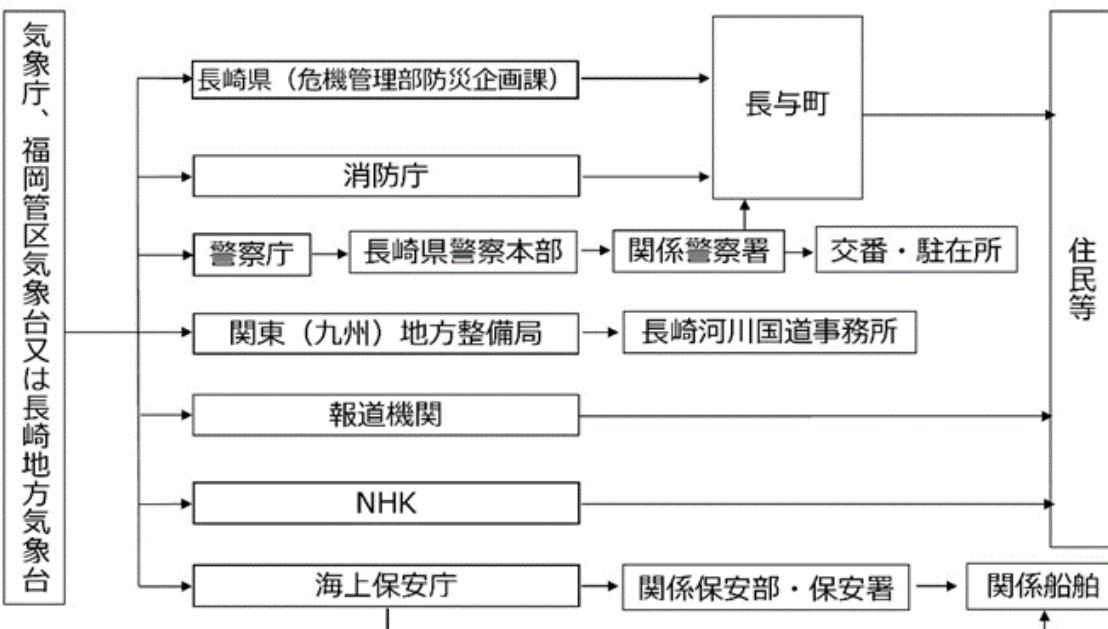
注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。

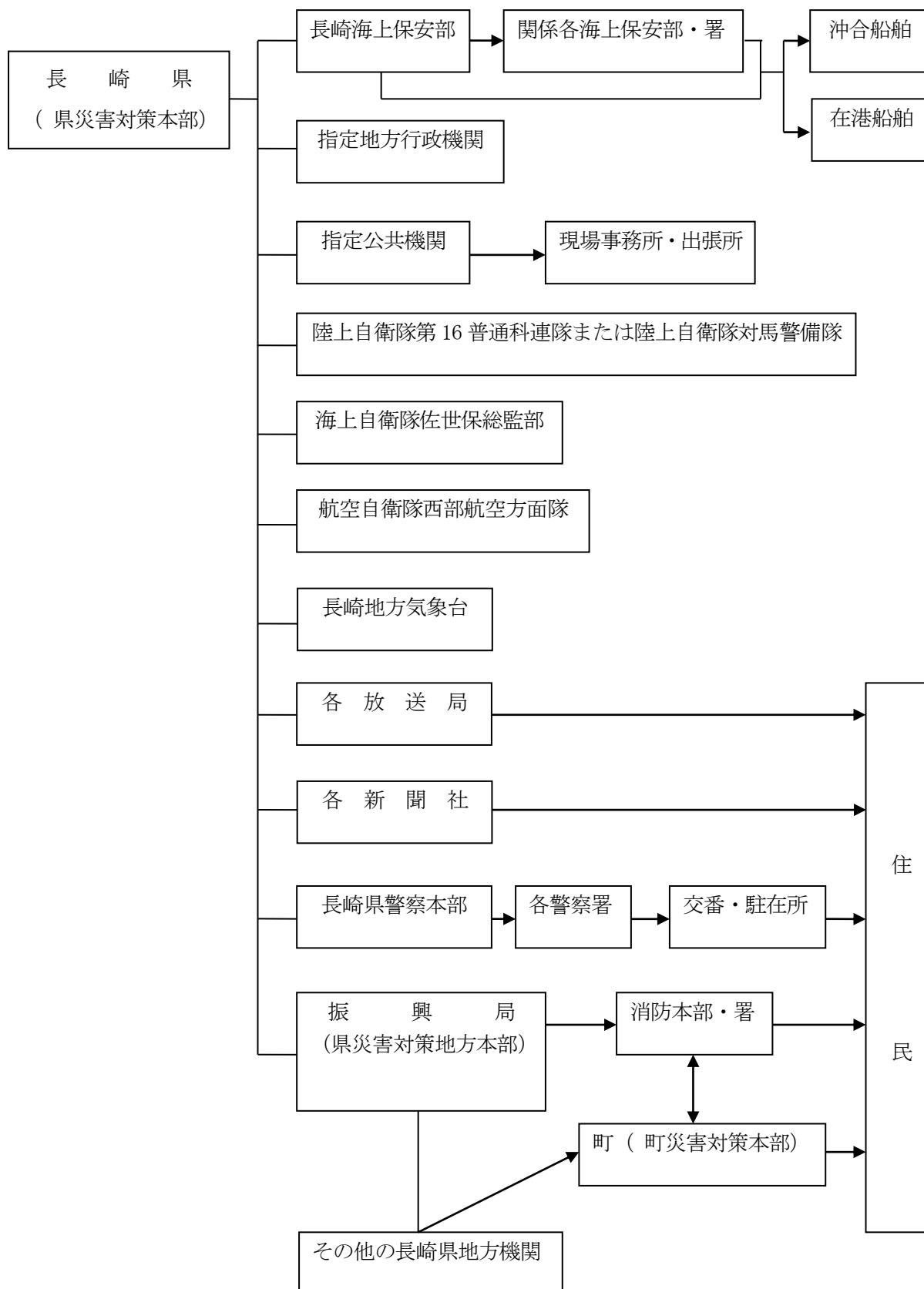
注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

地震・津波情報の伝達系統図

地震・津波情報の伝達系統図



長崎県の災害対策伝達系統図



5. 被害の認定基準

資料編：被害の認定基準

6. 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

- 報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。
- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
 - イ 県または町が災害対策本部を設置したもの。
 - ウ 災害が2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
 - エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
 - オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
 - カ 地震が発生し県の区域内で震度4以上を記録したもの。
 - キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

種別	摘要
災害概況即報	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、資料編を用いること。
被害状況報告	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	他の法令または通達等に基づき、町長が知事に対して行うものである。

資料編：災害概況速報

被害状況報告

被害状況報告 速報確定

災害報告事務の状況一覧（報告者 町長）

被害報告処理系系統図(町→県)

(3) 被害報告等の要領

- ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別に被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて町災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
- イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、または特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
- エ 被害報告は、町から県、県から消防庁へ報告するが、通信の途絶等により町から県へ報告できない場合は、町から直接消防庁へ報告するものとする。
- オ 震度5強以上の地震が発生した場合は、町は直接消防庁にも報告するものとする。

第7節 通信施設利用計画

第2編第2章第7節「通信施設利用計画」の定めるところによる。

第8節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

第2編第2章第8節「災害情報収集及び被害報告取扱計画」の定めるところによる。

第9節 災害広報計画

第2編第2章第9節「災害広報計画」の定めるところによる。

第10節 広域応援活動計画

第2編第2章第10節「広域応援活動計画」の定めるところによる。

第11節 社会秩序を維持する活動計画

第2編第2章第11節「社会秩序を維持する活動計画」の定めるところによる。

第12節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため、消防、水防活動及び救出活動について、消防機関等及び自主防災組織並びに住民が実施すべき事項を示す。

1. 消防、水防活動

(1) 消防、水防活動の基本方針

ア 消防機関は、地震に対処するための消防計画及び水防計画の定めるところにより数多くの人命を守ることを最重点にした消防、水防活動を行う。

イ 住民、自主防災組織及び事業所等は、自ら生命及び財産を守るために出火防止活動及び初期消火活動を実施する。特に危険物を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

ウ 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い災害の拡大を防止する。

(2) 消防機関の活動

ア 災害発生状況等の把握

消防機関は、管内の消防、水防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び時津警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 火災、津波の発生状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防、水防活動上重要な道路障害の状況

(エ) 緊急救助事象の状況

(オ) その他消防、水防活動上参考となる状況

イ 消防活動の留意事項

消防機関は、地震が発生したときの火災の特殊性を考慮のうえ、次の事項に留意し消防活動を実施する。

(ア) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

(イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難活動を直ちに実施し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(ウ) 危険物の流出等により災害が拡大し、またはそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

(エ) 救急活動の拠点となる避難地、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(オ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 事業所の活動

ア 火災予防措置

(ア) 火気、LPGガス、石油類については、遮断を確認する。

(イ) 地震がおさまった後、直ちにガス、石油類の流出等異常発生の有無を点検し必要な措置をとる。

イ 火災予防措置

(ア) 初期消火活動

(イ) 必要に応じ、従業員等の避難誘導を行う。

(ウ) 初期消火ができなかった場合においては、できる限りの延焼防止活動を行う。

(4) 住民の活動

ア 各家庭における使用中の火気を直ちに遮断し、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互の呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

- イ 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して、初期の消火活動に努める。
- ウ 消防隊（長崎市北消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

2. 人命の救出活動

(1) 町の活動

- ア 町長は、職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索救出し、負傷者等を必要に応じ救護所等に収容する。
- イ 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して、知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (ウ) 応援を必要とする場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他周囲の状況等、応援に関する必要事項

(2) 事業所等の活動

- 事業所の防災組織等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。
- ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救出活動用資材を活用し、組織的救出活動に努める。
- ウ 自主救出活動が困難な場合は、町災害対策本部、長崎市北消防署及び時津警察署に連絡し、早期救出を図る。
- エ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関及び警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

3. 救急活動

(1) 初期救急

被災地における住民や消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努めるものとする。

(2) 町の救急活動

町は、医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の負傷者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、県及び近隣市町に対し、応援出動を要請する。

4. 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 町は、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 住民は、自らの生命及び財産を守るために、被災建築物等の安全を確認する。

5. 二次災害の防止

- (1)町は、余震または降水等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずることとする。
- (2)町は二次災害的な水害、土砂災害警戒区域等の点検を専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (3)町は、余震による建築物等の倒壊や宅地に関して、建築技術者等を活用して被災建築物及び被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い応急措置を行う。

第13節 消防計画

第2編第2章第15節「消防計画」の定めるところによる。

第14節 危険物災害応急対策計画

第2編第2章第16節「危険物災害応急対策計画」の定めるところによる。

第15節 救助法の適用に関する計画

第2編第2章第17節「救助法の適用に関する計画」の定めるところによる。

第16節 避難計画

地震・津波災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、避難誘導対策を推進する。また、以下の対策のほか、第2編第2章第18節「避難計画」の定めるところによる。

1. 津波災害時の避難指示等の判断基準

津波災害時の避難指示等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

資料編：避難指示等の判断基準（津波災害）

第17節 救出計画

第2編第2章第19節「救出計画」の定めるところによる。

第18節 遺体搜索及び収容埋葬計画

第2編第2章第20節「遺体搜索及び収容埋葬計画」の定めるところによる。

第19節 食料供給計画

第2編第2章第21節「食料供給計画」の定めるところによる。

第20節 衣料品及び生活必需品供給計画

第2編第2章第22節「衣料品及び生活必需品供給計画」の定めるところによる。

第21節 給水計画

第2編第2章第23節「給水計画」の定めるところによる。

第22節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

第2編第2章第24節「応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」の定めるところによる。

第23節 障害物の除去作業

第2編第2章第25節「障害物の除去作業」の定めるところによる。

第24節 義援金品受付配分計画

第2編第2章第26節「義援金品受付配分計画」の定めるところによる。

第25節 医療助産計画

第2編第2章第27節「医療助産計画」の定めるところによる。

第26節 防疫計画

第2編第2章第28節「防疫計画」の定めるところによる。

第27節 災害廃棄物処理計画

第2編第2章第29節「災害廃棄物処理計画」の定めるところによる。

第28節 輸送計画

第2編第2章第30節「輸送計画」の定めるところによる。

第29節 交通応急対策計画

第2編第2章第31節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第30節 文教応急対策計画

第2編第2章第32節「文教応急対策計画」の定めるところによる。

第31節 電力施設災害応急対策計画

第2編第2章第33節「電力施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第32節 ガス施設災害応急対策計画

第2編第2章第34節「ガス施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第33節 水道施設災害応急対策計画

第2編第2章第35節「水道施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第34節 公共下水道施設災害応急対策計画

第2編第2章第36節「公共下水道施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第35節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

第2編第2章第37節「公衆電気通信施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第36節 鉄道施設災害応急対策計画

第2編第2章第38節「鉄道施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第37節 要配慮者・避難行動要支援者に係る対策計画

第2編第2章第41節「要配慮者・避難行動要支援者に係る対策計画」の定めるところによる。

第38節 公共土木施設災害応急対策計画

第2編第2章第42節「公共土木施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第39節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

第2編第2章第44節「県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画」の定めるところによる。

第40節 自発的支援の受け入れ計画

第2編第2章第45節「自発的支援の受け入れ計画」の定めるところによる。

第3章 震災復旧計画

第1節 災害復旧事業の促進

第2編第3章第1節「災害復旧事業の促進」の定めるところによる。

第2節 金融その他の資金対策

第2編第3章第2節「金融その他の資金対策」の定めるところによる。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

第2編第3章第3節「被災者の生活確保に関する計画」の定めるところによる。

第4節 激甚災害の指定に関する計画

第2編第3章第4節「激甚災害の指定に関する計画」の定めるところによる。